

公 告  
(監査委員)

茨城県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、茨城県結城市 大矢尚武，茨城県土浦市 石川克子，茨城県牛久市 須藤京子，茨城県つくばみらい市 山田稔，茨城県古河市 浦上尚，茨城県土浦市 古沢喜幸の請求に係る監査を行った結果，棄却することに決定したので，その結果を次のとおり公表する。

平成28年7月28日

茨城県監査委員 岡野栄治  
同 齋藤良彦

平成 26 年度政務活動費に係る住民監査請求  
監査結果

(平成 2 8 年 6 月)

茨城県監査委員 岡野 栄治  
茨城県監査委員 齋藤 良彦

## 住民監査請求の監査結果

### 【目次】

第1	住民監査請求の請求内容	1
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	補正書の提出	1
4	請求の概要	1
第2	監査委員の除斥	78
第3	請求の受理	78
第4	監査の実施	78
1	証拠の提出及び陳述	78
2	監査対象事項	79
3	監査対象機関	80
4	監査対象機関への監査	80
5	監査対象機関の見解	81
6	関係人調査	83
第5	監査結果	83
1	政務活動費の概要	83
2	監査によって確認した事実	89
第6	判断	96
1	判断に当たっての基本的考え方	96
2	判断の理由	99
3	結論	130

## 第1 住民監査請求の内容

### 1 請求人

結城市 大矢 尚武  
土浦市 石川 克子  
牛久市 須藤 京子  
つくばみらい市 山田 稔  
古河市 浦上 尚  
土浦市 古沢 喜幸

### 2 請求書の提出

平成28年4月13日

### 3 補正書の提出

平成28年5月2日（補正期間は平成28年4月19日から14日間）

### 4 請求の概要

請求人提出の「茨城県職員措置請求書」による請求（以下「本件請求」という。）の概要は、次のとおりである。

なお、措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号は本編に合わせて調整し、資料1から資料18の記載は省略した。

#### (1) 茨城県知事に対する措置請求の要旨

茨城県知事が、平成26年度に茨城県議会の各会派に交付した政務活動費のうち、別表「平成26年度茨城県議会政務活動費の経費項目毎会派別返還請求金額と支出評価書」の「返還請求金額」欄記載の各金員の返還を請求することを怠る行為は違法なので、地方自治法242条第1項に基づき、監査委員が茨城県知事に対し、同金員について各会派に対して茨城県に返還するよう請求することを勧告することを求める。

#### (2) 措置請求の理由

ア 政務活動費の性質と支出の根拠等

(ア) 茨城県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

- a 茨城県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14項ないし16項、及びこれに基づき制定された「茨城県政務活動費の交付に関する条例」（平成13年3月28日茨城県条例第35号、平成24年茨城県条例第94号によって改称、以下「条例」という）に基づいて県議会各会派に交付される。

茨城県では、上記条例に基づく政務活動費の交付に関する細則を「茨城県政務活動費の交付に関する条例施行規程」（平成13年3月23日議長決裁、最終改正・平成24年12月21日議長決裁、平成25年3月1日施行、以下「規程」という）で規定し、更に、政務活動費の適正な執行を図るために「政務活動費の手引」（平成24年12月12日制定、平成25年4月1日適用、以下「手引」という）で支出の例示、注意事項などの詳細を定めている。

- b 地方自治法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる」と定めている。
- c 「条例は、地方自治法の上記条項に基づき、
- (a) 第1条において、政務活動費が「茨城県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として議会に於ける会派に対して交付されるものであること、
  - (b) 第2条第1項において、政務活動費を充てることのできる範囲として、「調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という)に要する経費に対して交付する」とし、同条第2項関係の別表において、「人件費」「事務所費」「事務費」「交通費」「視察・研修費」「調査委託費」「資料購入・作成費」「要請陳情等活動費」「会議費」「グループ活動費」「広報紙(誌)発行費」「ホームページ作成・管理費」「政策広報費」「会費」の14種類の使途経費を、
  - (c) 第9条第2項において、政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は、その経費について按分による支出ができるものとし、必要な事項は、議長が定めることができること、
  - (d) 第10条第1項において、会派の代表者は、政務活動費に係る収支報告書を当該年度の終了した翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならないこと、
  - (e) 同条第2項において、収支報告書には支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを合わせて提出しなければならないこと、
  - (f) 第12条において、知事は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度に行なった政務活動に係る支出(第2条に規定する政務活動費を充てることのできる経費の範囲に従って行った支出をいう)の総額を控除して残余がある

場合は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができること、をそれぞれ定めている。

d 「規程」は、上記ウの規定に沿い、第5条第2項において、「政務活動とそれ以外の活動が混在する場合には、合理的に説明できる割合によって按分するものとする」としつつ、合理的に説明できる割合によって按分することが難しい場合は、

- (a) 政務活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合は、2分の1
- (b) 政務活動と私的活動が混在する場合は、2分の1
- (c) 政務活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合は、4分の1

を上限として算定するとしている。

(イ) 政務活動を遂行するに当たり留意されるべき法の規定

以上の諸制約のもとで実際に支出するに当たり留意しなければならないのは、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げようとしなければならない。」という規定である。この規定は議会にも適用されるものであり、政務活動費の支出に当たっては、十分留意されなくてはならない。

従って、政務活動費に関する「条例」「規程」及び「手引」は、その内容と運用について、この規定を順守しなければならない。

(ウ) 一般的に考えて全部又は一部を認め得ない支出

- a 公表された目的以外で政務活動以外の行為が絡んだ支出
- b 政務活動用としては高額過ぎる物品の購入に係る支出
- c 規定が予定している本来の態様から逸脱している行為に係る支出
- d 目的或は効果が分からない行為に係る支出
- e 低額な手段があるにも関わらず高額な手段を採ったことに係る支出
- f 会派又は議員の宣伝の意味が濃い情報提供行為に係る支出
- g 政党の資金の一部となり得る行為に係る支出

イ 茨城県議会の平成26年度政務活動費の交付と精算

(ア) 茨城県は、「条例」に基づき、平成26年度政務活動費として、茨城県議会の各会派に金員を交付した。

(イ) 各会派は、いずれも平成27年4月30日までに、「平成26年度政務活動費収支報告書」を提出し、茨城県議会事務局が平成27年4月30日受付けた。但し、茨城の未来を創る会の分は平成26年11月23日に、誇り高いいばらき研究会の分は平成26年7月15日に同事務局が受領した。余剰金のある会派は、規定に従ってその金員を茨城県に返還したものである。

ウ 平成26年度の政務活動費の評価結果

(ア) 評価結果

I の記載事項に基づき、茨城県議会の各会派が平成 26 年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書などに基づいて、その妥当性を個別に判断し、違法或は不当と判断された結果は、別表の「返還請求金額」欄のとおりであり、そのように判断した評価の内容については、同表の「評価書」欄に記載した各番号の「別紙」に、査定対象とした支出の詳細及び個別の返還請求金額とともに記載したとおりである。

(イ) 経費項目別の評価の概要

以下に返還請求すべきと判断された支出があった経費項目について、査定の根幹とした判断の基準を記述する。個別の詳細については、上記「別紙」に記載してあるので参照されたい。

a 人件費

(a) 被雇用人は、原則として議員事務所で業務を行うものとし、事務所費の按分率が 1/2 の場合或は自宅を事務所としていると思われる場合は、政務活動以外の業務にも係ることが避けられないものとし按分率を 1/2 とし、これを超える分を返還請求すべきとした。

(b) 平成 26 年 12 月の選挙後に雇用を打ち切っている場合は、選挙の準備が目的の雇用であったことが濃厚であるとし、按分率が 1/2 の場合は、これを 0 とし、按分率が 1/1 の場合は、これを 1/2 とし、これを超える分を返還請求すべきとした。

b 事務所費

事務所の賃借料については、全議員が按分率を 1/2 としているが、途中から契約金額を 2 倍とし、按分率が 1/1 であった前年度の政務活動費充当分と同額支出をしている場合を異常と捉え、前年度の 1/2 を超える分を返還請求すべきとした。

c 事務費

(a) 事務所内で食す茶菓子を購入する議員が多く、中で事務所来客用と事務所用と区別して計上している場合があり、この場合事務所用とされるものは、事務所の者が食すものであるから許容外であるとし、返還請求すべきとした。

(b) パソコン或はカメラといった物品の購入については、その用途について政務活動以外には絶対に使用しないということは出来ないはずであるから按分率を 1/2 とし、これを超える分は返還請求すべきとした。但し、政務活動に不必要と考えられる高額なものについては、全額返還請求すべきとした。

(c) 事務費として計上されたが、明らかに政策広報活動のための支出である場合は、政策広報費の評価の中で評価した。

d 交通費

(a) ガソリン代・高速道料金

ガソリン代は、原則として実費請求という理念から程遠い不当に高額な固定基準単価に基づく請求となっているが、ここでは不問とすることとし、両費用については、政務活動以外の目的の有無、目的不明の移動に支出されていないかを精査し、政務活動以外の目的が混在すれば按分率を1/2とし、目的不明の移動の場合は支出を認めないこととして返還請求金額を算定した。なお、交通費として計上されたが、明らかに視察・研修活動或はグループ活動のための支出である場合は、それぞれの活動費用の評価の中で評価した。

(b) 自動車リース代

「手引」の11頁(5)及び28頁(4)のQ15の記載事項によれば、政務活動費を充てることができる自動車リースは、その主たる使用目的が政務活動であることを予定しているものと推察される。更に車種や金額についても社会通念上必要かつ相当と認められる範囲としている。ここにいう社会通念とは、政務活動をする上での社会通念でありそれを逸脱するものではない。以上のことから、自動車リースに関しては、政務活動費の充当金額の大小を論ずる前にリース金額の適正を論ずるべきである。そこで、平成25年度の茨城県議会の政務活動費に関する住民監査請求において、資料18の様に按分率を1/2として政務活動費を充てることのできる金額を月額28,000円としたが、その後の消費税引き上げを考慮して月額29,000円として査定した。この金額は、政務活動に供する自動車として十分な車格のものと同信する。又、特に異常に高額な価格の自動車をリースしたと推察されるものについては、全額返還請求すべきとした。

(c) その他の交通費

交通費として計上されたタクシー代及び鉄道運賃等は、それらを必要とした視察・研修或はグループ活動の費用の評価の中で評価した。

e 視察・研修費

(a) 視察の具体的な行き先、目的、成果などが不明なものは、原則として支出を認めないこととし、全額返還請求とした。

(b) 交通費については、より安価な交通手段はないか検討し、それがあつた場合には計上された交通費との差額を返還請求すべきとした。

(c) 海外視察・研修行為の直後の選挙に立候補しなかつた場合は、支出を認めず全額返還請求すべきとした。

(d) 同一の海外視察・研修にもかかわらず、他に比して異常に高額な支出を計上したものは、安価なものとの差額を返還請求すべきとした。

(e) 交通手段の構成が分からないものは、この交通費について全額返還請求すべきとした。

(f) 県政に関係のない観光施設への入場費用は、全額返還請求すべきとした。



f 資料購入・作成費

- (a) 県政に直接関係のない歴史資料の購入は、全額返還請求すべきとした。
- (b) 所属政党が発行する新聞、機関誌等の購読費用は、政党資金の一部となり得るから按分率を1/2とし、これを超える分を返還請求すべきとした。

g 会議費

会議費として計上されたものであるが、政策広報活動費とされるべき活動費があり、これについては政策広報費の評価の中で評価した。

h グループ活動費

- (a) 常任委員会での発言から視察の成果が多少あったと推察されるが、視察した議員本人の意見がなく、又あまりにも大人数での視察であり費用対効果を疑われるものは、費用の1/3まで認め残部を返還請求すべきとした。交通費として計上された関連費用も同様の評価とした。
- (b) 視察の具体的な行き先、目的、成果などが不明なものは、原則として支出を認めないこととし、全額返還請求すべきとした。
- (c) 不必要な会議室の借用費は、全額返還請求すべきとした。

i 広報紙(誌)発行費

広報紙(誌)は、県議会活動報告書或は県政報告書等の名称で企画、編集、印刷、配布(郵送、新聞折り込み、ポスティング等々による)される。その内容は、議員又は会派の議会での質問とその解説を知らせるのが大きな目的であり、言い換えれば議員又は会派の宣伝の意味が強いもので、本来不必要な議員の顔写真或はこれに類似の写真を載せているのが普通である。特に議員が発行するものは、その配布範囲が自己の選挙区内に限られていることから宣伝の意味合いが濃いことが分かる。議会に於ける発言等の報告であれば、議会ホームページを見れば事足りるのであって広報紙(誌)は不要である。従って理論的に説明ができない限り、按分率は1/2以下とすべきであり、今回の評価では、按分率を1/2とし、これを超える分について返還請求すべきとした。

j 政策広報費

- (a) 講演・集会のうち講演は、大いに評価したいが、集会において行われるであろう県政報告は、広報紙(誌)と同様に議員又は会派の宣伝臭の濃いものと推察される。よってこれを含む場合は、原則として按分率を1/2以下とすべきであり、今回の評価では、按分率を1/2とし、これを超える分について返還すべきとした。
- (b) 街頭における活動は、政務活動費が政策立案のための情報収集に使われることを目的としているとすれば、全く意味をなさないものであるが、限定された地域とはいえ不特定多数を対象としているので、自己宣伝の意味が濃くとしても、或る程度県政への関心と呼び覚ます効果はあるだろうから、按分率を1/2としこれを超える分について返還請求すべきとした。
- (c) 限定部数の県議会党派活動記録誌は、党関係の内部資料であり、政務活

動費を充てるべきではないので全額返還すべきとした。

(d) 茶代、茶菓子代は、合わせて150円/人もあれば十分であるとし、これを超える分は、返還請求すべきとした。

(e) 議会における発言シーンのビデオ撮影、県議会報告会のビデオ撮影等々の映像化費用は、情報を直接市民に提供し、以降の政策立案の糧となる意見を収集することを目的とした政策広報活動に逸脱し、議会ホームページに公開されている議会に関する情報と重なっている部分が多く、政務活動費を充てるべきではないから、全額返還請求すべきとした。

#### k 会費

(a) 新年会の類は、意見交換の意味よりも懇親の意味が強いので按分率を1/2とし、これを超える分を返還請求すべきとした。

(b) 後援団体との会合は、政務活動と認めず費用は全額返還請求すべきとした。

#### (添付資料)

- 1 資料1(2頁) 井手よしひろ公式ホームページ  
「水郷の街・潮来市に関東最大のメガソーラーが竣工」
- 2 資料2(1頁) 井手よしひろ公式ホームページ  
「石井政調会長が憲法記念日に当たっての街頭演説」
- 3 資料3(1頁) たかさき進の、元気レポート  
「地方議員と国会議員とのネットワーク力」
- 4 資料4(1頁) 井手よしひろ公式ホームページ  
「井手よしひろ議員、12月の県議選に公明党から公認決定」
- 5 資料5(1頁) 井手よしひろ公式ホームページ  
「2014年7月6日(日)晴れ」
- 6 資料6(1頁) 井手よしひろ公式ホームページ  
「2014年11月1日(土)雨」
- 7 資料7(1頁) 井手よしひろ公式ホームページ  
「2015年1月5日(月)晴れ」
- 8 資料8(1頁) 田村けい子事務所  
「田村けい子事務所さんが写真3件を追加しました」
- 9 資料9(1頁) 井手よしひろ公式ホームページ  
「2015年2月1日(日)晴れ 潮来市長選告示」
- 10 資料10(1頁) 井手よしひろ公式ホームページ  
「2014年3月17日(月)晴れ」
- 11 資料11(1頁) 井手よしひろ公式ホームページ  
「山口代表迎、つくばで“公明党新春の集い”を盛大に開催」
- 12 資料12(1頁) <http://www.bus-yoyaku.com/list/08-ibaraki-5.html>  
「茨城県の観光バス会社(5) | 貸切りバス一発見積り」

- 13 資料 13(1 頁) 川口まさやブログ : 2014 年 6 月アーカイブ  
「東北被災地視察 1、2、3」
- 14 資料 14(1 頁) 川口まさやブログ : 2014 年 6 月アーカイブ  
「水戸黄門賞 GⅢ」
- 15 資料 15(1 頁) 川口まさやブログ : 2015 年 2 月アーカイブ  
「茨城マルシェ」「まち・ひと・しごと創生本部」
- 16 資料 16(4 頁) 茨城県議会 会議録の検索と閲覧-発言詳細表示  
「2014.06.11:平成 26 年土木企業常任委員会 本文」
- 17 資料 17(1 頁) <http://www.portland.ne.jp/~shokokai/002kigyo/miyabi/>  
「サンシャインホール雅」
- 18 資料 18(1 頁) 平成 25 年度茨城県議会政務活動費支出(自動車リース)実績と返還請求金額

別表

平成28年5月2日

平成26年度茨城県議会政務活動費の経費項目毎会派別返還請求金額と支出評価書

注 表中「ー」は、支出金額なし及び返還請求しないことを示す。又返還請求金額欄のガス・高速はガソリン代と高速料金、リースは自動車リース代、G活動はグループ活動費であり、これらを含め、事務費、交通費及び会議費の返還請求金額欄に示された名称は、その名称の費用評価の中で評価を行ったことを示す。

金額単位：円

代表者名	民主 茨城県議会議員団				茨城県議会公明党議員会				日本共産党茨城県議会議員団			
	支出金額	返還請求金額	評価書	返還請求金額	支出金額	返還請求金額	評価書	返還請求金額	支出金額	返還請求金額	評価書	返還請求金額
桜井 雷夫	56,921,422	4,171,675	別紙1	384,000	8,916,600	別紙2	4,115,100	別紙3	216,700	56,700	別紙4	1,404,000
事務所費	5,704,000	75,000	別紙9	—	254,100	—	—	—	—	—	—	—
事務費	11,273,021	5,163	別紙10	—	797,994	—	—	—	1,859,361	16,740	別紙11	777,210
		政策広報	17,700	別紙31	—	—	—	—	—	5,200	別紙33	—
		G活動	50,874	別紙25	1,346,853	別紙13	ガス・高速	5,720	2,902,435	別紙14	別紙15	—
		リース	1,146,468	別紙16	82,524	別紙17	リース	101,988	—	別紙18	別紙22	—
		視察・研修費	645,948	別紙19	317,000	別紙20	別紙21	別紙21	225,016	80,256	別紙22	10,000
		調査委託費	83,342	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		資料購入・作成費	5,973,453	9,990	別紙23	984,968	—	—	899,245	44,515	別紙24	362,720
		要請陳情等活動費	2,070	—	—	—	—	—	—	—	—	21,660
		会議費	455,681	—	—	—	—	—	11,939	政策広報	891	別紙33
		グループ活動費	18,126,180	13,573,862	別紙25	—	—	—	—	—	—	—
		広報誌発行費	26,247,835	11,356,184	別紙26	10,316,669	5,158,330	別紙27	3,757,632	1,871,813	別紙28	4,420,739
		ホームページ作成・管理費	1,306,138	—	—	59,400	—	—	220,000	—	—	135,764
		政策広報費	6,697,286	2,731,466	別紙31	44,064	—	別紙32	2,616,100	2,584,340	別紙33	—
		会費	400,675	—	—	153,000	69,500	別紙34	53,000	0	—	183,000
計	143,291,916	33,784,330	—	6,042,410	17,625,730	—	7,418,317	—	13,470,299	4,770,302	—	6,988,192

代表者名	無所属の会				県政研究会				茨城の未来をつくる会			
	支出金額	返還請求金額	評価書	返還請求金額	支出金額	返還請求金額	評価書	返還請求金額	支出金額	返還請求金額	評価書	返還請求金額
戸井田 和之	1,713,000	856,500	別紙5	396,000	1,416,000	別紙6	363,000	別紙7	791,200	115,600	別紙8	92,000
事務所費	—	—	—	85,000	—	別紙6	—	—	287,387	143,693	別紙8	—
事務費	338,233	—	—	—	—	—	—	—	94,417	—	—	105,710
交通費	66,000	—	—	—	480,000	—	別紙7	別紙7	—	—	—	17,778
視察・研修費	7,700	7,700	別紙5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
調査委託費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資料購入・作成費	109,066	—	—	—	—	—	—	—	41,398	—	—	19,393
要請陳情等活動費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
会議費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
グループ活動費	—	—	—	—	—	—	—	—	880,344	—	—	—
広報誌発行費	987,814	329,269	別紙5	961,436	1,108,846	別紙6	564,423	別紙7	—	—	—	—
ホームページ作成・管理費	—	—	—	—	44,900	—	—	—	7,720	—	—	—
政策広報費	248,400	124,200	別紙5	600	—	別紙6	—	—	—	—	—	—
会費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	3,470,213	1,317,669	—	1,443,036	3,004,846	—	1,165,423	—	2,102,466	259,293	—	234,881

返還請求金額合計 58,504,236(円) [交付金額合計229,200,000(円) 支出金額合計210,964,039(円)]

支出金額には、自己負担分12,167円を含む。

## 平成26年度いばらき自民党政務活動費支出【人件費】評価

平成28年4月8日

金額単位：円

支払者名	支払者の選挙区	支払先住所	番号	雇用形態	按分率	月別充当金額												返還請求金額 (円未満切り捨て)	
						H26年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H27年1月	2月	3月		被雇用人別計
森田悦男	古河市	八千代町	1	一般	1/1	209,667	199,667	189,667	189,667	209,667	189,667	209,667	239,667	153,767	189,667	169,667	2,150,437	1,075,218	
西野一	常陸太田市	常陸太田市	2	ア	1/1	80,000	60,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	80,000		50,000	50,000	630,000	315,000	
志賀秀之	北茨城市	北茨城市	3	ア	1/1	80,750	76,000	54,150	59,850	52,250	40,850	24,225	26,600				414,675	207,337	
外塚潔	かずみから市	かずみから市	4	ア	1/1	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000				600,000	300,000	
		かずみから市	5	ア	1/1	45,000	55,000	60,000	75,000			40,000						275,000	137,500
		土浦市	6	ア	1/1					40,000	45,000						85,000	42,500	
		神栖市	7	ア	1/1	60,000	60,000		60,000	50,000	60,000						960,000	480,000	
西條昌良	神栖市	神栖市	7	ア	1/1	60,000	60,000		60,000	50,000	60,000						290,000	145,000	
横山忠市	行方市	行方市	8	ア	1/1	67,000	72,000	73,000	64,000	73,000	75,000	89,000	84,000		85,000	61,000	80,000	823,000	411,500
		行方市	9	ア	1/1	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000		80,000	100,000	1,100,000	550,000
下路健次郎	那珂郡	東海村	10	ア	1/1	208,000	208,000	200,000	184,000	144,000	180,000	198,000	162,000		171,000	86,240	234,000	987,620	
																	1,923,000	961,500	
																	計	4,171,675	
																	返還請求金額合派計	4,171,675	

## 評価

- 森田悦男 安定的に高額報酬を支払っているが、平成26年10月以降平成27年12月まで本会議に於いて発言がない、政策立案に効果があったのか疑わしい。少なくとも1/2は返還すべきである。
- 西野一 事務所を借用し、その1/2の費用に政務活動費を充てている。被雇用人は、事務所の所在市と同市に居住しているからアルバイトとはいえ、事務所勤務していたものと推察する。事務所では、政務活動とそれ以外の活動が行われていたのだから当該被雇用人も政務活動に關与せざるを得ないであろうから按分率を1/2とすべきである。
- 志賀秀之 選挙があった12月は別にしても、選挙が終わった1月以降雇用を打ち切っているのは、被雇用人に対して選挙がらみの仕事を多少なりとも行わせていたのではないかと疑念を抱かせる。按分率を1/2とすべきである。
- 外塚潔 番号6は一時的に番号5との人の入れ替えを行ったものと思われるので、番号4,5,6は同列と考え、全て志賀秀之の場合と同様の理由で按分率を1/2とすべきである。
- 西條昌良 これも志賀秀之の場合と同様の理由で按分率を1/2とすべきである。
- 横山忠市 西野一の場合と同様の理由で按分率を1/2とすべきである。
- 下路健次郎 西野一の場合と同様の理由で按分率を1/2とすべきである。

結論 全て按分率を1/2とし、これを超える分を返還請求する。 返還請求金額合派計 4,171,675(円)

## 平成26年度民主党茨城県議会議員団政務活動費支出【人件費】評価

## 1.佐藤光男

番号	閲覧資料頁	支払日		雇用形態	雇用目的	按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)
1	1~3	H26	4/23	短期雇用(3人)水戸市民	県議会だより送付準備	1/1	*96,000	48,000
2	369~371		10/29	短期雇用(3人)水戸市民		1/1	**72,000	36,000
* 32,000円/人 ** 24,000円/人						計	168,000	84,000
<p>評価</p> <p>① 議会だより即ち広報紙は、自己宣伝の要素が強いものであるからその発行費は按分率を1/2とする。</p> <p>② 従って、それを送付する準備にかかる人件費も按分率を1/2とする。</p> <p>結論 按分率1/2を超える分について返還請求する。返還請求金額 84,000(円)</p>								

## 2.長谷川修平

番号	閲覧資料頁	支払日		雇用形態	雇用目的	按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)
1	526	H27	1/31	アルバイト (土浦市の同一人)	県南地域調査	1/1	100,000	100,000
2	574		2/28			1/1	96,000	96,000
3	616		3/23			1/1	104,000	104,000
						計	300,000	300,000
<p>評価</p> <p>① 活動内容として表中雇用目的欄にある「県南地域調査」とあるだけで調査のテーマ、成果について何ら示されていない。</p> <p>② 上記支払日以降議員は、県南に関する施策について発言していない。</p> <p>結論 有効な雇用と認めず全額返還請求する。返還請求金額 300,000(円)</p>								

返還請求金額会派計 384,000(円)

## 1.半村 登

番号	閲覧資料頁	雇用形態	雇用目的等	支払日	支払金額(円)	按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	評価		
1	1	一般	政務調査等補助事務員(境町の同一人) 翌月払い	H26	4/7	142,000	1/1	142,000	71,000	平成25年度に於いて、当該議員は、本表の番号1～11と同様に一般雇用として毎月142,000円を12ヵ月支払っていたが、その他の人件費は計上していなかった。 平成26年度には、政務活動費全体の60.3%と高額となり、前年度にはなかったアルバイトの2名を7月以降11月或は12月まで雇用し、その費用の1/2に政務活動費を充てている。この雇用の終期は12月の選挙の直前であり、選挙以降は雇用をしていない。これは、明らかに選挙準備の雇用であり、特にこの期間だけ1/2を政務活動に振り向ける必要性はない。よって番号12～22の全てを返還請求する。 又、議員は、ホームページもなく広報紙(誌)の発行も1回程度であり、一般雇用の補助事務員は工数のほとんどを政策立案に費やしていたのだろうか。事実は、雇用目的にあるように政務活動等を行っていた、つまり政務活動以外も行っていったと推察される。	
2	45				5/7	142,000	1/1	142,000	71,000		
3	108				6/5	142,000	1/1	142,000	71,000		
4	183				7/7	142,000	1/1	142,000	71,000		
5	253				8/5	142,000	1/1	142,000	71,000		
6	306				9/5	142,000	1/1	142,000	71,000		
7	360				10/6	142,000	1/1	142,000	71,000		
8	416				11/5	142,000	1/1	142,000	71,000		
9	470				12/5	142,000	1/1	142,000	71,000		
10	570				H27	2/5	142,000	1/1	142,000		71,000
11	627				3/5	142,000	1/1	142,000	71,000		
					計	1,562,000	—	1,562,000	781,000		
12	184	アルバイト	政務活動補助事務等(坂東A)	H26	7/7	61,200	1/2	30,600	30,600	又、議員は、ホームページもなく広報紙(誌)の発行も1回程度であり、一般雇用の補助事務員は工数のほとんどを政策立案に費やしていたのだろうか。事実は、雇用目的にあるように政務活動等を行っていた、つまり政務活動以外も行っていったと推察される。	
13	254				8/5	50,400	1/2	25,200	25,200		
14	307				9/5	46,800	1/2	23,400	23,400		
15	361				10/6	68,400	1/2	34,200	34,200		
16	417				11/5	54,000	1/2	27,000	27,000		
17	418				12/6	36,000	1/2	18,000	18,000		
18	185				7/31	66,000	1/2	33,000	33,000		
19	255				8/31	52,800	1/2	26,400	26,400		
20	308				9/30	57,200	1/2	28,600	28,600		
21	362				10/31	61,600	1/2	30,800	30,800		
22	471				11/30	52,800	1/2	26,400	26,400		
					計	607,200	—	303,600	303,600		
					合計	2,169,200	—	1,865,600	1,084,600		

## 2.臼井平八郎

番号	閲覧資料頁	雇用形態	雇用目的等	支払日	支払金額(円)	按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	評価		
1	46	一般	政務活動等補助事務員(結城市の同一人) 原則として翌月払い 3/31は3月分	H26	5/7	180,000	1/1	180,000	90,000	政務活動費全体の55%を人件費としている。 議員は、ホームページもなく、広報紙(誌)も発行していない。補助事務員は工数のほとんどを政策立案に費やしていたのだろうか。事実は、雇用目的にあるように政務活動等を行っていた、つまり政務活動以外も行っていったと推察される。 又、事務所費の計上がないことから、事務所は自宅の一部と推察するが、この者が事務所業務を行っていたとすると、この者は政務活動以外も行っていただろうから1/2を返還請求する。	
2	109				6/5	180,000	1/1	180,000	90,000		
3	186				7/7	180,000	1/1	180,000	90,000		
4	256				8/5	180,000	1/1	180,000	90,000		
5	309				9/5	180,000	1/1	180,000	90,000		
6	363				10/6	180,000	1/1	180,000	90,000		
7	419				11/5	180,000	1/1	180,000	90,000		
8	472				12/5	180,000	1/1	180,000	90,000		
9	5671				H27	2/5	180,000	1/1	180,000		90,000
10	628				3/5	180,000	1/1	180,000	90,000		
11	629				3/31	180,000	1/1	180,000	90,000		
					計	1,980,000	—	1,980,000	990,000		

## 3.飯田智男

番号	閲覧資料頁	雇用形態	雇用目的等	支払日	支払金額(円)	按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	評価		
1	2	一般	政務活動等補助事務員(常総市の同一人) 当月月末払い	H26	4/30	200,000	1/1	200,000	100,000	政務活動費全体の61%を人件費としている。 議員は、ホームページもなく、広報紙(誌)も年2～3回しか発行していない。補助事務員は工数のほとんどを政策立案に費やしていたのだろうか。事実は、雇用目的にあるように政務活動等を行っていた、つまり政務活動以外も行っていったと推察される。更に、事務所賃借費に1/2の按分率を適用していることから、この者が事務所業務を行っていたとすると、この者は政務活動以外も行うことがあったであろうから1/2を返還請求する。	
2	47				5/31	200,000	1/1	200,000	100,000		
3	110				6/30	200,000	1/1	200,000	100,000		
4	187				7/31	200,000	1/1	200,000	100,000		
5	257				8/31	200,000	1/1	200,000	100,000		
6	310				9/30	200,000	1/1	200,000	100,000		
7	364				10/31	200,000	1/1	200,000	100,000		
8	420				11/30	200,000	1/1	200,000	100,000		
9	514				H27	1/31	200,000	1/1	200,000		100,000
10	572				2/28	200,000	1/1	200,000	100,000		
11	630				3/31	200,000	1/1	200,000	100,000		
					計	2,200,000	—	2,200,000	1,100,000		

## 4.江田隆記

番号	閲覧資料頁	雇用形態	雇用目的等	支払日	支払金額(円)	按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	評価		
1	44	一般	政務調査補助事務員(古河市の同一人) 原則として翌月払い 3/30は当月t払い	H26	5/2	171,000	1/1	171,000	85,500	政務活動費全体の52.3%を人件費としている。 議員は、ホームページもなく、広報紙(誌)も年2～3回しか発行していない。補助事務員は工数のほとんどを政策立案に費やしていたのだろうか。事務所費の計上がないことから、事務所は自宅の一部と推察するが、この者が事務所業務を行っていたとすると、この者は政務活動以外も行っていただろうから1/2を返還請求する。	
2	107				6/5	171,000	1/1	171,000	85,500		
3	182				7/4	171,000	1/1	171,000	85,500		
4	252				8/4	171,000	1/1	171,000	85,500		
5	305				9/5	171,000	1/1	171,000	85,500		
6	359				10/3	171,000	1/1	171,000	85,500		
7	415				11/5	171,000	1/1	171,000	85,500		
8	469				12/5	171,000	1/1	171,000	85,500		
9	569				H27	2/5	171,000	1/1	171,000		85,500
10	625				3/4	171,000	1/1	171,000	85,500		
11	626				3/30	171,000	1/1	171,000	85,500		
					計	1,881,000	—	1,881,000	940,500		

返還請求金額合派計 4,115,100(円)

## 平成26年度茨城県議会公明党議員会政務活動費支出【人件費】評価

井手義弘 (被雇用人は1番以外は日立市の同一人と思われる 1番は不明)

番号	閲覧資料頁	支払日		雇用形態	雇用目的	金額(円)	按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)
1	2-a	H26	8/7	アルバイト	党政策提言とりまとめ・資料整理補助	73,800	1/2	36,900	0
2	3-b	H27	1/30	アルバイト	党政策広報誌発行・資料整理	70,200	1/1	70,200	35,100
3	3-c		2/27	アルバイト	党政策広報誌発行・資料整理	43,200	1/1	43,200	21,600
計						187,200	-	150,300	56,700

## 評価

番号1が按分率1/2となるならば、番号2,3も番号1と同じく党の政策に関係した業務であり、又広報紙の性質上党或は会派の宣伝の意味が含まれると考えられるから、按分率を1/2とすべきである。

結論 番号2,3の1/2を超える分を返還請求する。返還請求金額 56,700(円)



平成26年度茨城の元気な明日を創る会政務活動費支出評価  
【人件費、視察・研修費、広報紙(誌)発行費、政策広報費】

1.人件費(全てアルバイト(時給1,200円)契約)

項目	返還請求金額(円)	月別充当金額及び稼働時間												計	評 価
		H26/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H27/1	2	3		
金額(円)	159,800	139,200	156,000	138,000	134,400	145,200	146,400	151,800	86,400	153,600	148,800	153,600	1,713,000	856,500	この被雇用者が議員の事務所等で業務を行っている前提で考える。下の表は、議員の事務所における電話の通話料等の支出状況を表すものであるが、これによれば事務所における活動の少なくとも半分は政務活動以外のものといえる。とするとそこで業務を行っている当該被雇用者が100%政務活動のみに勤務時間を費やしているとはいえない。従って、具体的に勤務状況の説明がない限り採分率は1/2とすべきである。採分率を1/2としこれを超える分は返還請求する。
時間(h)	133	116	130	115	112	121	122	126.5	72	128	124	128	1,427.5	-	
閲覧資料費	31	60	89	120	151	180	209	236	261	288	317	343	-	-	

事務費(参考資料)

番号	費目	採分率	月別充当金額(円)												計
			H26/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H27/1	2	3	
1	WF料	1/4	897	897	923	923	923	923	923	923	923	923	923	923	11,024
2	Pb料	1/4	315	315	324	324	324	324	324	324	324	324	324	3,870	
3	Pb料(PAD)	1/4	1,338	1,338	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425	1,521	16,935	
4	携帯通話料	1/4	2,820	3,201	3,194	2,997	3,778	2,447	2,595	2,289	3,952	3,334	3,309	2,767	38,483
5	電話通話料	1/2	4,260	3,695	3,720	3,586	3,818	3,706	3,949	3,757	3,766	3,766	5,405	47,134	
6	電話通話料	1/2	1,302	1,395	1,207	1,397	1,362	1,773	1,339	1,536	1,626	1,475	2,910	3,662	20,984
7	ガス代	1/2	1,305	1,305	1,174	1,342	1,288	1,037	1,135	1,135	1,102	1,200	1,129	1,477	14,639
8	電気代	1/2	6,513	6,080	7,123	6,556	8,076	10,815	9,799	8,933	10,249	6,185	12,179	9,088	101,596
9	電気代	1/2	4,230	2,030	1,967	2,178	2,390	6,051	3,990	2,098	1,855	2,213	4,927	2,271	36,200

2.視察研修費

閲覧資料費	支払日	内 容	備 考	支 払 先	金額	採分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	評 価
23	H26/4/10	福岡県庁表敬訪問の航空運賃	茨城空港福岡便就航	スカイマーク株	15,400	1/2	7,700	7,700	就航のお礼と解釈できるが、議員個人である必要はない。政務活動とは認めない。全額返還とする。

3.広報紙(誌)発行費

下記は全て第20回政務調査活動報告書(7月発行)関連としている。

番号	閲覧資料費	支払日	内 容	備 考	金額	採分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	評 価
1	90	H26/7/4	政務調査活動報告書代	デザイン及び印刷代	360,000	3/4	270,000	90,000	政務活動報告書(広報紙(誌))発行の目的に議員の宣伝があり、理論的に説明できない限り採分率は1/2以下とすべきである。従ってこれに要する用紙代、発送代についても採分率は1/2以下とすべきである。採分率を1/2としこれを超える分は、返還請求する。(各費用とも1円未満切り捨て)
2	91	H26/7/7	政務調査活動報告書添書用紙代	A4とすれば17,500枚と推察される	9,873	3/4	7,404	2,467	
3	92	H26/7/8	政務調査活動報告書添書用紙代	A4とすれば17,500枚と推察される	9,873	3/4	7,404	2,467	
4	117	H26/7/16	政務調査活動報告書添書代(印刷9,000枚)		14,122	3/4	10,591	3,530	
5	121	H26/8/8	政務調査活動報告書(広報紙)発送代	郵便 28円×30,195通×3/4	845,460	3/4	634,095	211,365	
6	123	H26/8/11	政務調査活動報告書(広報紙)発送代		77,760	3/4	58,320	19,440	
				計	1,317,088	-	987,814	329,269	

4.政策広報費(広報用自動車協賛器・アンブ・マイク借り上げ料 借入先は個人と思われマスクングで不明)

番号	時期	投分率	月 別 充 当 金 額 (円)												返還請求金額(円)	評 価			
			H26/4	5	6	7	8	9	10	11	12	H27/1	2	3			計		
1	前半の一日	1/1	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	118,800	59,400	政策広報活動の目的に議員の宣伝があり、広
2	後半の一日	1/1	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	129,600	64,800	報紙(誌)発行費と同様採分率は1/2以下とすべ
	計		21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	248,400	124,200	きである。採分率を1/2としこれを超える分は、返還請求する。
	閲覧資料頁		26	33	62	116	122	152	204	210	289	286	286	314	318	341			
			29	57	87	118	148	178	207	234	259	286	286	314	341	341			

返還請求金額合派台計 1,317,660(円) (各費用とも1円未満切り捨て)

## 平成26年度無所属の会政務活動費支出【全部】評価

## 1.人件費

番号	支払者の 選挙区	支払先 (住所・氏名)	雇用 形態	按分 率	月 別 充 当 金 額 (円)									返還請求 金額(円)	評 価	
					H26/4	5	6	7	8	9	10	11	12			計
1	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市	ア	1/1	108,000	96,000	96,000	108,000	120,000	120,000	624,000	43,200	—	168,000	312,000	欄外の評価参照
2	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市	ア	1/1	62,400	—	—	—	—	—	62,400	—	—	84,000	84,000	
計					170,400	96,000	96,000	158,400	151,200	120,000	742,000	—	—	396,000	396,000	

## 2.事務所費

活動内容	支払先 (住所・氏名)	按分 率	月 別 充 当 金 額 (円)												返還請求 金額(円)	評 価
			H26/4	5	6	7	8	9	10	11	12	計				
事務所賃借	不明	1/1	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	170,000	欄外の評価参照
閲覧資料費	閲覧資料費	1/1	3	8	14	20	27	32	33	33	48	49	—	—	—	—

## 3.事務費(参考資料)

番号	閲覧 資料頁	支払日	活動内容	備 考	金額(円)	按分率	充当金額 (円)	返還請求 金額(円)
1	36	H26.9.18	来客用お茶購入	(株)ビッグエー	1,500	1/2	750	0
2	37	H26.9.18	来客用飲料水購入	(株)サニークリーン	6,264	1/2	3,132	0
3	53	H26.11.19	来客用飲料水購入	(株)サニークリーン	5,184	1/2	2,592	0
計					12,948	—	6,474	0

## 4.広報誌(誌)発行費

番号	閲覧 資料頁	支払日	活動内容	備 考	金額(円)	按分率	充当金額 (円)	返還請求金 額(円)	評 価
1	12	H26.5.29	県政報告配布	(株)エーヴリックコム	34,712	1/1	34,712	17,356	県政報告書(広報誌(誌)発行の目的に
2	24	H26.7.17	県政報告郵送	日本郵便(株)	4,756	1/1	4,756	2,378	議員の宣伝があり、理論的に説明でき
3	29	H26.8.1	県政報告印刷	(株)ユースメディア	258,411	1/1	258,411	127,705	ない限り按分率は1/2以下とすべきであ
4	30	H26.8.27	県政報告配布	(株)エーヴリックコム	9,893	1/1	9,893	4,946	る。従ってその配布等に要する費用も
5	42	H26.9.9	県政レポート印刷・折り込み	(株)ユースメディア	256,305	1/1	256,305	128,152	1/2以下とすべきである。
6	47	H26.10.31	県政報告配布	(株)エーヴリックコム	150,201	1/1	150,201	75,100	そこで按分率が1/2を超える分について
7	57	H26.11.4	県政報告郵送	日本郵便(株)@67×127	8,509	1/1	8,509	4,254	返還請求する。
8	58	H26.11.13	県政報告郵送	日本郵便(株)@82×61	5,002	1/1	5,002	2,501	(各費用とも1円未満切り捨て)
9	59	H26.11.25	県政報告郵送	日本郵便(株)@77×499	38,423	1/1	38,423	19,211	
10	60	H26.11.25	県政報告郵送	日本郵便(株)@77×2,500	192,500	1/1	192,500	96,250	
11	61	H26.11.25	県政報告郵送	日本郵便(株)@77×2,798	215,446	1/1	215,446	107,723	
12	62	H26.11.26	県政報告郵送	日本郵便(株)@77×1,684	128,128	1/1	128,128	64,064	
13	63	H26.11.26	県政報告配布	(株)エーヴリックコム	623,593	1/1	623,593	311,796	
計					1,922,879	—	1,922,879	961,436	

## 5.政経広報費

番号	閲覧 資料頁	支払日	活動内容	備 考	金額(円)	按分率	充当金額 (円)	返還請求金 額(円)	評 価
1	6	H26.4.13	県政報告会会場借用	取手市市民会館	1,200	1/1	1,200	600	広報誌(誌)発行費と同様である

## 人件費、事務所費に関する評価

事務費で購入したとするお茶及び飲料水が事務所で消費されたものとする。お茶及び飲料水代が1/2に按分されていることから、事務所では政務活動以外の行為も行われていたことになり、被雇用人がこの事務所業務を行っていたとすれば、被雇用人は何らかの形で政務活動以外の業務に関係せざるを得ない状態があったと推察される。そうすると、人件費及び事務所費の全てに政務活動費を充当することはできないことになり、合理的な説明ができないのであれば人件費及び事務所費は按分率を1/2としこれを超える分は返還すべきである。

議員は、連絡先として事務所ではなく自宅住所を届け出ており、事務所ではなく自宅で使用し、被雇用人は、事務所ではなく自宅で業務を行っていたと主張するかもしれない。この場合、議員が自宅で議員業務をこなす、被雇用人も自宅で業務をこなすとするは事務所は何のためにあるのかその存在価値が疑われるから事務所費の全額を返還すべきである。

結論として、人件費及び事務所費の按分率を1/2としこれを超える分を返還請求する。事務所費は、按分率が1/2となっており、よしとする。

返還請求金額合計 1,443,036(円)

平成26年度県政研究会政務活動費支出【全部】評価

費目	目的	備考	按分率	月別充当金額(円)												返還請求金額(円)	評価
				H26/4月	5	6	7	8	9	10	11	12	H27/1	計			
人件費	政務活動補助事務	前月分払い 古河市A	1/1	0	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	0	480,000	240,000	平成26年4月以降本会議での発言もなく、農政生産常任委員会の発言から専ら古河市内での情報収集活動を行っていると推察される。するとこれほどの活動補助員が必要とは思えない。古河市Aの人件費の按分率を1/2としこれを越える分を返還請求する。	
				0	80,000	80,000	105,000	80,000	80,000	80,000	80,000	105,000	0	690,000	0		
	県政報告記付補助	7月と12月は同一 人 古河市C	7月1/1 12月1/2	1/2	0	0	0	48,000	0	0	0	0	0	24,000	72,000	36,000	県政報告そのものが議員の宣伝を目的として持つものでありその発行費の按分率は、1/2以下とすべきである。従って、その配付費用の按分率も1/2以下とすべきである。12月分は既にこれを1/2としているが、これは稼働日が1/2であったからであり業務内容から見た按分は更に1/2とすべきである。充当金額の1/2を返還請求する。
					0	0	0	48,000	0	0	0	0	24,000	72,000	36,000		
					0	0	0	48,000	0	0	0	0	24,000	72,000	36,000		
交通費	車両一式リース代	報告書ではレンタル代としている	1/2	0	140,000	140,000	309,000	140,000	140,000	140,000	140,000	0	1,416,000	363,000	前年度に於いては、按分率を1/2とし、月額28,000円を限度額としたが消費税も増加となったことを受け、月額29,000円までを許容しこれを越える分を返還請求する。		
				60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	0	480,000	248,000				
広報紙(誌)発行費	県政報告発行費	企画印刷費と思われる。部数不明	1/1	0	576,720	0	0	0	0	0	0	325,890	0	902,610	451,305	県政報告そのものが議員の宣伝を目的として持つものでありその発行費の按分率は、1/2以下とすべきである。従って、その配付費用の按分率も1/2以下とすべきである。按分率1/2を越える分を返還請求する。	
				0	206,236	0	0	0	0	0	0	0	206,236	103,118			
	同上新聞折込費	上記も含め(株)鈴木印刷に発注	1/1	計	0	782,956	0	0	0	0	0	325,890	0	1,108,846	554,423		
				計	60,000	982,956	200,000	369,000	200,000	200,000	525,890	267,000	0	3,004,846	1,165,423		

## 平成26年度茨城の未来をつくる会政務活動費支出【人件費、事務所費】評価

## 1.人件費

番号	支払者の選挙区	支払先 (住所、氏名)	雇用形態	按分率	月 別 充 当 金 額(円)										返還請求金 額(円)
					H26/4	5	6	7	8	9	10	被雇用 人別計			
1	ひたちなか市	ひたちなか市	ア	1/1	22,400	21,600	20,800	34,400	36,400	45,600	50,000	231,200	115,600		
2	ひたちなか市	守谷市	ア	1/1	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	560,000	0		
			計		102,400	101,600	100,800	114,400	116,400	125,600	130,000	791,200	115,600		

## 2.事務所費

活動内容	按分率	月 別 充 当 金 額(円)				返還請求金額
		6	7	8	計	
事務所賃借	1/1	44,500	50,000	50,000	48,387	287,387
閲覧資料頁		3	12	23	43	61

## 事務所費(参考資料)

番号	閲覧資料頁	活動内容	備考	金額(円)	按分率	充当金額 (円)	返還請求金 額(円)
1	37	名刺作成	4,500枚	15,840	1/2	7,920	0
2	44	来客用飲料水購入		5,184	1/2	2,592	0
3	45	名刺作成	5,000枚	17,300	1/2	8,650	0
4	62	来客用飲料水購入		4,998	1/2	2,499	0
5	74	来客用飲料水購入		10,368	1/2	5,184	0
		計		53,690	-	26,845	0

## 人件費及び事務所費の評価

- ① 事務費、特に飲料水購入代が按分率1/2とされていることから、事務所では政務活動以外も行われていたと推察される。
- ② すると事務所費も按分率を1/2とすべきである。
- ③ 人件費については、守谷市の住人が事務所まで出向いて業務を行うのは無理であろうから、事務所で業務を行ったのは、ひたちなか市の住人であろうと推察されるので、この者は、①②のことから、政務活動のみに専心し得なかったと推察されるので按分率を1/2とする。守谷市の住人についてはそのままとする。

結論 人件費の番号1と事務所費の按分率1/2を超える分を返還請求する。返還請求金額会派計 259,293円

## 平成26年度いばらき自民党政務活動費支出【事務所費】評価

金額単位：円

議員名	支払年月	支払金額	充当金額 (按分率)	返還請求 金額	評 価		
横山忠市	H26	4	50,000	25,000	0	平成25年度は、賃借料50,000円/月で按分率1/1で充当金額は50,000円/月であった。H26年度は、4～12月は按分率が1/2となり充当金額が25,000円/月となった。 ところが年明けの1月以降3月までは、契約料が2倍の100,000円/月となり充当金額が50,000円/月と2倍になった。急に家賃が2倍になるとは思えず、借入面積が2倍になったとしても、その必要性が疑問である。按分率は、合理的であるとしても、政務活動費からの充当金額を変えないための見かけの契約変更ではないかと推察する。よって1～3月の充当金額の1/2を返還対象とする。	
		5	50,000	25,000	0		
		6	50,000	25,000	0		
		7	50,000	25,000	0		
		8	50,000	25,000	0		
		9	50,000	25,000	0		
		10	50,000	25,000	0		
		11	50,000	25,000	0		
		12	50,000	25,000	0		
		H27	1	100,000	50,000		25,000
			2	100,000	50,000		25,000
			3	100,000	50,000		25,000
		計	750,000	375,000	75,000		

## 平成26年度いばらき自民党政務活動費【事務費-茶菓子代】評価

議員名	番号	閲覧資料員	支出年月日		名目	支出金額 (円)	按分率	充当金額 (円)	返還請求金額 (円)	評価	価
			年	月/日							
加藤明良	1	4-87	H26	4/1	来客用茶菓子代	6,300	1/2	3,150	0		
	2	4-93		4/18	来客用茶菓子代	2,100	1/2	1,050	0		
	3	7-89		7/18	事務所用茶菓子代	2,876	1/2	1,438	1,438		事務所の人のための茶菓子と思われる。認めない。
	4	8-82		8/22	来客用茶菓子代	2,800	1/2	1,400	0		
	5	11-74		11/13	来客用茶菓子代	4,000	1/2	2,000	0		
	6	10-81		10/11	来客用茶菓子代	3,200	1/2	1,600	0		
	7	1-61	H27	1/6	来客用茶菓子代	1,600	1/2	800	0		
	8	2-73		2/2	来客用茶菓子代	4,406	1/2	2,203	0		
				計	27,282	-	13,641	1,438			
川津隆	1	4-107	H26	4/8	来客用茶菓子代	2,160	1/2	1,080	0		
	2	5-96		5/2	来客用茶菓子代(あられ詰合わせ)	5,400	1/2	2,700	0		
	3	5-103		5/30	来客用茶菓子代(菓子折り)	2,480	1/2	1,240	0		
	4	6-94		6/25	来客用茶菓子代	5,400	1/2	2,700	0		
	5	7-99		5/2	事務所用茶菓子代	2,770	1/2	1,385	1,385		事務所の人のための茶菓子と思われる。認めない。
	6	8-93		8/10	来客用茶菓子代	3,888	1/2	1,944	0		
	7	8-99		8/31	来客用茶菓子代	1,550	1/2	775	0		
	8	10-93		10/18	来客用茶菓子代	3,348	1/2	1,674	0		
	9	11-84		11/7	来客用茶菓子代	4,320	1/2	2,160	0		
	10	11-87		11/20	来客用茶菓子代	3,780	1/2	1,890	0		
	11	1-69	H27	1/14	来客用茶菓子代(洋菓子代)	4,200	1/2	2,100	0		
	12	1-73		1/22	来客用茶菓子代	6,750	1/2	3,375	0		
	13	2-90		2/10	来客用茶菓子代	3,780	1/2	1,890	0		
	14	3-83		3/9	来客用茶菓子代	5,400	1/2	2,700	0		
	15	3-86		3/25	来客用茶菓子代	4,320	1/2	2,160	0		
				計	59,546	-	29,773	1,385			
星田弘司	1	4-184	H26	4/2	事務所茶菓子代	1,240	1/2	620	620		事務所の人のための茶菓子と思われる。認めない。
	2	4-188		4/22	事務所茶菓子代	1,240	1/2	620	620		事務所の人のための茶菓子と思われる。認めない。
	3	5-164		5/4	事務所茶菓子代	2,200	1/2	1,100	1,100		事務所の人のための茶菓子と思われる。認めない。
	4	10-165		10/31	事務所茶菓子代(来客用)	2,516	1/2	1,258	0		
	5	11-140		11/10	来客用茶菓子代	2,430	1/2	1,215	0		
	6	3-157	H27	3/2	来客用茶菓子代	2,894	1/2	1,447	0		
				計	12,520	-	6,260	2,340			
				返還請求金額派計				5,163			

## 井手義弘

番号	閲覧 資料頁	支払日		活動内容(目的)	備 考	金額(円)	按分率	充 当 金額(円)		返還請求 金額(円)	
		H26	H27					2,700	14,040		
1	2-454	11/3		データ作成費(Illustrator CS4) 印刷代	マット220g、両面4色カラー、5000枚、オブションPDF/x1-a	5,400	1/2	2,700	14,040	16,740	
2	3-168	1/19		データ作成費(Illustrator CS4) 印刷代	アートポスト220g、片面4色カラー、3000枚、オブションPDF/x1-a	5,400	1/2	2,700	8,910	0	
3	3-170	1/19		データ作成費(Illustrator CS4) 印刷代(特急仕上げ)	マット220g、両面4色カラー、300枚、オブションPDF/x1-a	5,400	1/2	2,700	2,430	0	
						67,860	-	33,480	33,480	16,740	
計											

## 評価

- ① 番号1の作成時期は12月選挙の僅か1.5ヶ月前であり、政務活動用として名刺を作成すべき時期ではない。作成目的の半分を政務活動としているが、実際は選挙に向けての名刺配付に使われたと推察する。
- ② 選挙後の使用も考えたいと主張するかもしれないが、受かることを前提に政務活動費の支出を行うべきではない。選挙後に名刺を作成していることから番号1の名刺は、12月で略使しい切ったと考えられる。

結論 番号1の全額を返還請求する。 返還請求金額 16,740(円)



## 平成26年度日本共産党茨城県議会議員団政務活動費支出(事務費-パソコン、カメラ等)評価

番号	閲覧 資料頁	支払 年月日		内 容	按分率	充当金額 (円)	返還請求 金額(円)	評 価
1	263	H27	3/26	パソコン購入・設置	1/1	130,680	65,340	期末の帳尻合わせ購入であるがこれを無視するとしても、政務活動とそれ以外の活動が混然と行われることもあろうし政務活動以外に使用しないとは言い切れない。按分率1/2を超える部分については返還要求する。
2	266	H27	3/26	上記料金振込手数料	1/1	540	270	上記に付随したものであるから上記と同様とする。
3	272	H27	3/31	デジタルカメラ (115,000円)、 SDHCメモリー (1,500円) 購入	1/1	116,500	116,500	期末の帳尻合わせ購入であるがこれを無視するとしても、政務活動とそれ以外の活動が混然と行われることもあろうし政務活動以外に使用しないとは言い切れない。その意味では按分率1/2を超える部分については返還要求することになるが、政務活動用のカメラとしてはどう考えても高価すぎる。特別の理由がない限り全額返還請求すべきである。
計						247,720	182,110	

返還請求金額会派計 182,110(円)

平成26年度民主党茨城県議会議員団

政務活動費支出【交通費－ガソリン代・高速道料金】評価

1. 佐藤光雄

年	月	日	曜	行先	目的	走行距離(km)	按分率	充当金額(円)		返還請求金額(円)
								ガソリン代	高速道料金	
H26	4	7	月	水戸市西原 〇〇宅 他	県議会報告(県議会便り配付)・意見交換	33	1/1	792	-	396
		21	月	水戸市平須町 〇〇宅 他	県議会報告(県議会便り配付)・意見交換	34	1/1	816	-	408
		22	火	東海村舟石川 〇〇宅 他	県議会報告(県議会便り配付)・意見交換	45	1/1	1,080	-	540
		26	土	常陸太田市 大中 〇〇宅 他	県議会報告(県議会便り配付)・県北振興意見交換	122	1/1	2,928	-	1,464
		29	火	城里町 〇〇宅 他	県議会報告(県議会便り配付)・意見交換	65	1/1	1,560	-	780
		30	水	笠間市平町 〇〇宅 他	県議会報告(県議会便り配付)・高齢者対策意見交換	54	1/1	1,296	-	648
	5	3	土	水戸市大足 〇〇宅 他	県議会報告(県議会便り配付)・意見交換	45	1/1	1,080	-	540
		4	日	水戸市田谷町 〇〇宅 他	県議会報告(県議会便り配付)・意見交換	37	1/1	888	-	444
		5	月	水戸市五平 〇〇宅 他	県議会報告(県議会便り配付)・意見交換	67	1/1	1,608	-	804
		6	火	茨城町上飯沼 〇〇宅 他	県議会報告(県議会便り配付)・意見交換	60	1/1	1,440	-	720
		7	水	常陸大宮市塩原 〇〇宅 他 笠間市	県議会報告(県議会便り配付)・県北振興意見交換	89	1/1	2,136	-	1,068
		8	木	水戸市泉町 〇〇宅 他	県議会報告(県議会便り配付)・街地活性化意見交換	33	1/1	792	-	396
		14	水	桜川市高森 〇〇様 他	県議会報告・県政要望聴取	78	1/1	1,872	桜川筑西 1,130 水戸 1,050	2,026
		16	金	神栖市堀割 〇〇様 他	県議会報告・県政要望聴取	152	1/1	3,648	-	1,824
	22	木	常陸太田市内 〇〇宅 他	県議会報告(県議会便り配付)・県北振興意見交換	116	1/1	2,784	-	1,392	
	6	3	火	土浦市内 〇〇様	県議会活動報告・意見交換	105	1/1	2,520	-	1,260
		7	土	ひたちなか市 市毛・芦崎 〇〇宅	県議会活動報告・意見交換	35	1/1	840	-	420
		24	火	筑西市下岡崎 〇〇様 他	県政要望聴取・議会報告	110	1/1	2,640	桜川筑西 1,130 茨城町東 1,130	2,450
	7	31	木	土浦市千束町 〇〇様他	県議会活動報告・意見交換	115	1/1	2,760	-	1,380
	8	3	日	水戸市 自由が丘 〇〇宅 他	県議会活動報告	35	1/1	840	-	420
		29	金	ひたちなか市 市毛 〇〇様 宅	県議会活動報告・意見交換	22	1/1	528	-	264
		30	土	東海村村松 〇〇様 他	県議会活動報告・意見交換	39	1/1	936	-	468
	9	6	土	水戸市平須町 〇〇様 他	県議会活動報告・県政要望聴取	45	1/1	1,080	-	540
		14	日	城里町上泉 〇〇宅 他	県政報告・意見交換	46	1/1	1,104	-	552
		18	木	ひたちなか市 市毛 〇〇様他	県議会活動報告・意見交換	23	1/1	552	-	276

年	月	日	曜	行先	目的	走行距離(km)	按分率	充当金額(円)		返還請求金額(円)
								ガソリン代	高速道料金	
H26	9	22	月	ひたちなか市 市毛 〇〇様他	県議会活動報告・意見交換	45	1/1	1,080	-	540
				日立市 〇〇様他	県議会活動報告・意見交換	82	1/1	1,968	-	984
		28	日	ひたちなか市 市毛 〇〇様他	県議会活動報告・意見交換	21	1/1	504	-	252
	10	2	木	ひたちなか市内 〇〇様他	県議会活動報告	23	1/1	552	-	276
		4	土	水戸市内 〇〇宅 他	県議会活動報告	45	1/1	1,080	-	540
H27	1	15	木	城里町かつら 公民館 他	賀詞会・県政要望・意見交換会	42	1/1	1,008	-	504
計						1,863	-	44,712	4,440	24,576
<p>評価</p> <p>県議会便り配付)は所謂広報誌の配布である。</p> <p>② 広報紙は、自己宣伝の要素が多く、それを配付する行為も又自己アピールの要素を持つものといえるので全額を認めることは出来ない。</p> <p>③ 従って、配布に要した交通費(ガソリン代)も全額を認めることはできない。</p> <p>④ 配布と同時に意見交換も行っているので全額認めないことはできない。</p> <p>⑤ 県議会活動報告のみの場合は広報紙と同じ理由で全額を認めることはできない。</p> <p>⑥ 賀詞会は、意見交換の要素は低く全額を認めることはできない。</p> <p>結論</p> <p>全て按分率1/2を超える分を返還請求する。</p>										

2.齋藤英彰

年	月	日	曜	行先	目的	走行距離(km)	按分率	充当金額(円)		返還請求金額(円)
								ガソリン代	高速道料金	
H26	9	29	月	ひたちなか市	県政報告会	70	1/1	1,680	-	840
				30	火	ひたちなか市	県政報告会	70	1/1	1,680
	10	8	水	ひたちなか市	県政報告会	70	1/1	1,680	-	840
		10	金	ひたちなか市	県政報告会	67	1/1	1,608	-	804
	11	17	月	ひたちなか市	県政報告会	65	1/1	1,560	-	780
		21	金	水戸市	県政報告会	67	1/1	1,608	-	804
		26	水	ひたちなか市	県政報告会	65	1/1	1,560	-	780
H27	2	9	月	ひたちなか市	県政報告会	66	1/1	1,584	-	792
計						540	-	12,960	-	6,480
<p>評価</p> <p>県政報告会は、自己宣伝要素が含まれており全額を認めることは出来ない。</p> <p>結論 按分率を1/2とする。 返還請求金額 6,480(円)</p>										

返還請求金額会派計 31,056(円)

## 平成26年度自民県政クラブ政務活動費実績【交通費(ガソリン代・高速道料金)】評価

## 1. 臼井平八郎

年	月	日	曜	行先	目的	距離 (km)	按分 率	充当金額(円)		評 価
								ガソリ ン代	高速道料金	
H26	4	16	水	県庁 産業技術課 監理課	笠間焼の海外輸出 について(タイ国)、公 共事業の入札状況 調査について	140	1/1	3,360	桜川筑西→茨城町東1,130 茨城町東→桜土浦1,390	① 該議員は、結城市に在住しており、 県庁へ出向くときは、自宅より一般道⇒ 北関東自動車道桜川筑西IC⇒茨城町東 IC⇒一般道で県庁の行程を往復するの が普通であり、この間の走行距離が140 kmである。この場合の高速道料金は 1,130×2=2,260(円)となる。 ② H27年1月9日分を除く本表の全て が、復路において茨城町東ICから常磐 高速道桜土浦ICに行っているがその行 動の目的が示されていない。従って通常 の行程で要する金額を超えた費用、即 ち、高速道料金の差額1,390- 1,130=260(円)は各番号の費用から返還 されるべきである。 返還請求金額260×10=2,600(円) ③ H27年1月9日の桜土浦から高速道 に乗ることが疑問で、自宅から出れば高 速料金は①のとおり2,260円となるから、 これと2,620円との差額は返還されるべき である。 返還請求金額2,620-2,260=360(円)
	5	7	水	県庁 医療対策課	医療費適正化等の 推進について	140	1/1	3,360	桜川筑西→茨城町東1,130 茨城町東→桜土浦1,390	
		12	月	県庁 産業政策課	地域経済活性化につ いて	140	1/1	3,360	桜川筑西→茨城町東1,130 茨城町東→桜土浦1,390	
	6	3	火	県庁 厚生総務課	医療・保健・福祉の 充実した社会づくり	140	1/1	3,360	桜川筑西→茨城町東1,130 茨城町東→桜土浦1,390	
		25	水	県庁知事室	県西地区振興につ いて	140	1/1	3,360	桜川筑西→茨城町東1,130 茨城町東→桜土浦1,390	
	7	15	火	県庁 高校教育課	つくば市立春日学 園・県立並木一貫校 について	140	1/1	3,360	桜川筑西→茨城町東1,130 茨城町東→桜土浦1,390	
	8	1	金	県庁土木部 道路建設課	圏央道・新4号バイパ ス状況について	140	1/1	3,360	桜川筑西→茨城町東1,130 茨城町東→桜土浦1,390	
	9	2	火	県庁義務教育 課	つくば市立春日学 園・県立並木高校調 査について	140	1/1	3,360	桜川筑西→茨城町東1,130 茨城町東→桜土浦1,390	
	12	22	月	県庁 地域支援課	定住自立圏構想につ いて	140	1/1	3,360	桜川筑西→茨城町東1,130 茨城町東→桜土浦1,390	
H27	1	9	金	水戸プラザホ テル	明日のいばらきづくり 新春のつどい	140	1/1	3,360	桜土浦⇄水戸2,620	返還請求金額計 2,960(円)
		14	水	県庁税務課	ふるさと納税の実績 と活用について	140	1/1	3,360	桜川筑西→茨城町東1,130 茨城町東→桜土浦1,390	

## 2. 飯田智男

年	月	日	曜	行先	目的	距離 (km)	按分 率	充当金額(円)		評 価
								ガソリ ン代	高速道料金	
H27	3	24	火	(永田町)国交 省	地下鉄8号線建設促 進誘致に係る国交省 要望	130	1/1	3,120	谷和原→三郷770 八潮本線930 宝町930 三郷→谷和原770	鉄道利用の場合、 石下⇄有楽町3,760(円)、 自宅⇄石下駅は徒歩(役600m×2) 発地は、常総市石下111-1 返還請求金額6,520-3,760=2,760(円)

返還請求金額会派計 5,720(円)

## 平成26年度茨城県議会公明党議員会政務活動費支出【交通費—ガソリン代・高速道路料金】評価

平成28年5月2日

議員名	番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	費用の種類	金額(円)	按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	評価
井手義弘	1	4-21 1-405	H26 4/12 4/12	潮来水郷ソーラー発電所視察 圏央道新規開通区間を通行(神崎IC＝福敷IC)	ガソリン	6,336	1/1	6,336	6,336	4/12は圏央道の開通日である。ソーラー施設の視察は本来の目的ではなく高速道を走ることで目的であったと推察する。このソーラー施設は、潮来市が関与し民間会社が設置したもので県議が視察して県政に役立つものではない。このことは、議員のホームページの記事からも明らかである。しかも記事は、他人の作成した資料等の引き写しである。同日に目的不明の高速利用があり、これも圏央道に乗るための行為であったと推察される。全額返還請求する。(資料1参照)
				茨城空港北IC＝日立南太田IC利用(行き先不明)	高速	2,290	1/1	2,290	2,290	
	2	4-26	4/14	地方議員のためのSNS活用研究会開催(県庁三の丸庁舎)	ガソリン	2,016	1/1	2,016	2,016	県政と直接関係ない。全額返還請求する。
	3	4-67	5/4	内原イオンショッピングセンターで茨城県議会公明党の議会報告、日立市JR常陸多賀駅とマルト滑川ショッピングセンターで茨城県議会公明党議会報告	ガソリン	2,112	1/1	2,112	2,112	茨城県議会公明党の議会報告とされるが、実際は、公明党政調会長石井恵一衆議院議員を主体とした憲法記念日の街頭演説で、県議会報告ではない。全額返還請求する。(資料2、3参照)
	4	1-576 4-79	5/4 5/10	水戸IC＝日立南太田IC利用 鹿嶋市内で地方議員のICT活用研修会に参加し意見交換 錦織孝一鹿嶋市長と面会	高速 ガソリン	780 4,896	1/1 1/1	780 4,896	780 2,448	ICT活用研修会への参加は直接県政に関係するとは思えない。高速料はICT活用研修会参加と市長との面会のためのものとと思われる。全て1/2を返還請求する。
	5	1-576 4-85	5/10 5/14	茨城空港北ICで支払い(行き先不明) JR常陸多賀駅で県議会報告 県議会公明党政務調査会(県議選への統一政策検討、包括地域ケアシステム研究会の資料検討など) 原子力安全対策課より東海第2原発の安全審査申請などについてヒアリング	高速 ガソリン	700 2,016	1/1 1/1	700 2,016	350 1,008	県議選への統一政策検討は政務活動ではない。1/2を返還請求する。
	6	1-576 4-90	5/14 5/15	日立中央IC、水戸IC、日立中央ICで支払い JR日立駅で県議会報告 NTBアワード2014に出席し、小売業の経営環境について聴き取り 県議会公明党政調会(6月議会への対応、県議選への統一政策検討)(行き先：日立市内、水戸市内、県議会)	高速 ガソリン	1,990 2,112	1/1 1/1	1,990 2,112	995 1,056	報告はされていないが、県庁記者クラブで県議会選挙に関する公明党第一次公認発表の記者会見が行われ、また左記の様に県議選の統一政策検討が行われている。これらは、明らかに政務活動外である。全て1/2を返還請求する。(資料4参照)
	7	1-576 4-91	5/15 5/16	日立中央IC、日立南太田IC、日立南太田ICで支払い 住民相談(遠隔地での入院先の確保について：埼玉県所沢市) 世界のバラとガーデンニングショー視察(県フラワーパークのバラ園整備への提言資料収集)	高速 ガソリン	1,370 9,360	1/1 1/1	1,370 9,360	685 4,680	住民相談は内容が全く個人的なもので政務活動とは言えない。ガーデンニングショーの見学も果たして記載とおりの目的なのかあるいは個人的趣味なのか疑わしいがこれは不問とする。全て1/2を返還請求する。
	8	4-105 1-576	5/16 5/26 5/26	練馬IC、所沢IC、大泉IC、外環三郷西IC、日立南太田IC、三郷ICで支払い 横浜イングリッシュガーデンを視察(県立フラワーパークリニューアルのため) 横浜駅西口IC、常磐道接続、三郷IC、日立南太田ICで支払い	高速 ガソリン 高速	8,100 8,400 8,020	1/1 1/1 1/1	8,100 8,400 8,020	4,050 4,908	相鉄線平沼橋駅から徒歩10分以内にあり、常陸多賀駅⇔平沼橋の鉄道運賃は特急利用で9,916円、多賀駅の駐車料金が8時間として1,500円、自宅⇔多賀駅のガソリン代96円(往復4km)の合計11,512円となり9,080円安くなる。預察自体の効果も疑わしくそれは別にしてこの運賃差を返還請求する
	9	4-137	6/14	県議選の統一政策などを検討(県議会公明党政調会)	ガソリン	1,944	1/1	1,944	1,944	明らかに政務活動外である。全額返還請求する。
10	4-150	6/21	住民相談(骨粗鬆症の対応) つくば市内で県政報告会を行う	ガソリン	4,536	1/1	4,536	2,268	住民相談は、全く個人的問題で県政と関係ない。 県政報告会は、田村佳子議員の地元であるが本当に参加したのか、記録が見受けられない。参加に疑いを持つ。1/2を返還請求する。	

議員名	番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	費用の種類	金額(円)	按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	評価
	11	4-159	6/25	古河市内で地方議員のICT研究会に参加	ガソリン	6,192	1/1	6,192	6,192	当該議員は、コンピュータ技術に盛れ講師役ではないかとと思われる。すると政務活動費を充当すべきではないであろう。全額返還請求する。
	12	4-179 2-237	H26 7/4	土木委員会東内調査(日立港東京ガスエネルギー基地の建設状況調査)つくば市内で政調会開催(県議選の政策検討会) 常陸大宮市内で県議会報告 水戸IC、桜土浦IC、那珂ICで支払い	ガソリン 高速	4,848 3,800	1/1 1/1	4,848 3,800	4,848 3,800	土木委員会の調査旅行には費用弁償の措置があるはず。従ってこの活動を政務活動費からみで記載することは間違いない。このためのかかった費用はいくらも明らかからにされなければならぬ。県議選の政策検討会は政務活動ではない。すると認められるのは、常陸大宮市内での県議会報告のみであるがこの費用が判然としなない。よって全額返還請求する。
	13	4-183	7/6	田村けいこ県議の県政報告会をつくば市内で開催 八島いさお県議の県政報告会を土浦市内で開催	ガソリン	5,304	1/1	5,304	5,304	同会派とはいえ、他議員尾県議報告会に出かける必要はない。又、議員のホームページによれば田村議員の県政報告会は、公明党女性局長主催のサマーホームラム2014であった可能性が高く議員の参加の必要性はない。全額返還請求する。(資料5参照)
	14	2-237 4-186	7/6 7/7	日立南太田IC、谷田部IC、桜土浦ICで支払い 県議会公明党政調会(県議選の統一政策、9月議会の質問内容などについて検討、小美玉市内で開催) 在宅医療を進める医師との意見交換	高速 ガソリン	2,960 3,480	1/1 1/1	2,960 3,480	2,960 1,740	県議選の統一政策は政務活動ではない。1/2を返還請求する。
	15	2-237 4-191	7/7 7/9	岩間ICで支払い 県議会で県議選の統一政策などを協議 櫻村千秋前日立市長と意見交換 うのしまじら訪問、原田管主と意見交換 かみね動物園でZOOジーンズ視察	高速 ガソリン	1,120 2,568	1/1 1/2	1,120 1,284	560 642	当該議員は、既出の県議選の統一政策協議は政務活動と評価しているからここでも同じ考えであろう。とすると按分率を1/2とした中にこれが含まれていることになる。しかしこの協議は政務活動ではないから更に減額し計上額の1/2を返還請求する。
	16	4-198	7/11	県議選に関する会派の統一政策の取りまとめ	ガソリン	1,944	1/1	1,944	1,944	県議選の統一政策の取りまとめは、政務活動ではない。全額を返還請求する。
	17	4-200 2-237	7/12 7/12	地方議員のネットを活用した議会広報について意見交換(千葉県松戸市) 相IC、日立南太田ICで支払い	ガソリン 高速	6,912 4,260	1/1 1/1	6,912 4,260	- -	本件に関しては、視察・研修費の関連の交通費として視察・研修費の評価の中で扱った。
	18	4-213	7/23	ER常陸多賀野で県議会報告 エアロンティア空間を岡本三成衆議院議員と視察 水戸市内、土浦市内で県議会報告 土浦港のアオコ発生状況を調査 つくばみらい市で県議会報告	ガソリン	6,312	1/1	6,312	-	この件自体は問題ないが後出のアオコ発生状況調査について意見を述べるための参考として掲載した。
	19	2-237 4-215	7/23 7/25	土浦北IC、岩間IC、日立南太田、友部ICで支払い 土浦市内のアオコ発生状況調査(土浦港、新川) 鹿ヶ浦ダックツアーを体験 つくばみらい市内で地方議会活性化のためのSNS研修会を開催	高速 ガソリン	4,860 6,192	1/1 1/1	4,860 6,192	- 6,192	アオコ調査は、7/23にも行われておりわずか1日置いたの調査を行なうのはおかしい。ダックツアーは全くの遊びである。SNS研修会も果たして政務活動といえるのか疑問である。全額返還請求する。
	20	2-237 4-231	7/25 8/4	日立中央IC、日立中央IC、土浦北ICで支払い 軽井沢レイクガーデンを見学(県立フラワーガーデンのリニューアル提案のため) 千住博美術館のリーフガーデンを見学	高速 ガソリン	4,300 8,592	1/1 1/1	4,300 8,592	4,300 8,592	県立フラワーガーデンパークが正しいのリニューアルに提案するためと称して複数のガーデンを見学に出かけているが本会議及び常任委員会の発言にもこれに関するものは見受けられない。どのように提案をされたのか疑問であり、本日に政務活動として視察しているのか疑問である。全額返還請求する。
		2-389	8/4	碓氷軽井沢ICで支払い	高速	5,260	1/1	5,260	5,260	

議員名	番号	閲覧 資料頁	支払日	活動内容	費用の 種類	金額 (円)	按分 率	充当金額 (円)	返還請求 金額(円)	評 価
八島功男	21	2-233	8/5	髯品高原バラクライングリッシュガーデンを視察(県立フラワーガーデンのリニューアル提案のため)	ガソリン	9,312	1/1	9,312	9,312	番号20と同様に全額返還請求する。宿泊費の計上がないのも不自然である。
	22	2-389 4-273	8/5 9/7	日立南太田ICで支払い 県議政策検討会(水戸市内)	高速 ガソリン	5,610 1,968	1/1 1/1	5,610 1,968	5,610 1,968	開催場所が水戸市内とされているが、後出の八島功男議員の報告によれば県総合福祉会館で開催されたことが分かる。単に現議会に於ける政策検討というよりも選挙のための政策検討を行った可能性が高い。すると政務活動ではないから全額返還請求する。
八島功男	23	2-523 4-324	9/7 11/1	水戸ICで支払い 日立市十王町合併10周年記念式典 ひたちなか市長本間もと氏と意見交換(子育て支援の充実などについて)	高速 ガソリン	550 1,872	1/1 1/1	550 1,872	550 936	本間市長と意見交換とあるが、当日市長選立候補の推薦状を手渡している。明らかに政務活動以外の行為である。1/2を返還請求する。(資料6参照)
	24	4-367	H27	JR水戸駅北口で県議会報告会 JAIいばらきと新春の挨拶、米価下落問題などについて意見交換 JR土浦駅西口で県議会報告 つくば市内(TXつくば駅)で県議会報告 茨城県地方創生本部について政策審議監よりヒアリング(県議会)	ガソリン	5,424	1/1	5,424	2,712	少なくともTXつくば駅に於ける報告は、公明党政調会長の石井啓一衆議院議員を中心とした公明党の演説会で議会報告会ではない。1/2を返還請求する。(資料7,8参照)
八島功男	25	3-497 4-425	1/5 2/1	茨城町西IC、那珂ICで支払い 日の出地区の液化化対策(潮来市内) ソーラー発電の活用事例の視察(潮来市内) 市議会議員との意見交換(地方創生の具体的戦略について:水戸市内) 注:高速代は、H27年4月に計上されると思われる。	高速 ガソリン	1,670 4,968	1/1 1/1	1,670 4,968	835 2,484	当日は、潮来市長選挙松田千春候補の出陣式があり、これにも出席している。この視察は、二の次でむしろ出陣式への参加が目的ではなかったかと推察される。ソーラー発電施設は4/12に視察済み、日の出地区は、3/17に公明党山口代表と視察済みである。1/2を返還請求する。(資料9、10参照)
	26	4-440	2/7	つくば市内でJAIいばらき〇〇会長と意見交換 県南地域の首長との意見交換 住民相談(用水路の占有について) おの君(東松島市キヤラクター)いばらき会の代表と意見交換 注:高速代は、H27年4月に計上されると思われる。	ガソリン	3,744	1/1	3,744	1,872	当日は、公明党茨城県本部主催の「公明党新春の集い2015」がつくば市内のホテルで、公明党山口代表、党政調会長石啓一などが出席して行われた。これにも出席しているはずで、全てが政務活動とはいえない。住民相談も同様である。1/2を返還請求する。(資料11参照)
八島功男	27	4-515	3/25	日立市役所新庁舎起工式に参加 日立市議会議員との意見交換 常総地域の野犬一斉捕獲について現地調査 注:高速代は、H27年5月に計上されると思われる。	ガソリン	4,968	1/1	4,968	-	これらの視察自体に問題はないが、次の項の視察を問題視する根拠として記載した。
	28	4-522	3/28	常総市内で野犬の状況を現地調査 土浦市議との意見交換(土浦市内) 注:高速代は、H27年5月に計上されると思われる。	ガソリン	5,736	1/1	5,736	2,868	3/25におこなったばかりの野犬調査を何故中2日の短期間に行う必要があるのか。1/2を返還請求する。
八島功男	1	4-86	H26	政調会(県議会公明党控室)	計	191,704	-	190,420	119,407	
		1-583		茨城町東IC、桜土浦ICで支払い	ガソリン	2,640	1/1	2,640	2,640	井手義弘議員の番号5のとおり、この会議では県議選統一政策に関する打ち合わせも行われている。政務活動ではない。全額返還請求する。
八島功男	2	4-177	7/4	つくば事務所で政策検討会	高速 ガソリン	2,780 1,680	1/1 1/1	2,780 1,680	2,780 1,680	井手義弘議員の番号12にあるつくば市内での政調会開催(県議選の政策検討会)と同一である。従って全額返還請求する。
	3	4-185	7/7	県議会公明党政調会議、小美玉市内の住民との意見交換(茨城空港、百里基地に関する要望など)	ガソリン	2,784	1/1	2,784	1,392	井手義弘議員の番号14にある県議会公明党政調会(県議選の統一政策、9月議会の質問内容などについて検討、小美玉市内で開催)と同一である。従って1/2を返還請求する。
		2-232	7/7	桜土浦IC、岩間ICで支払い	高速	1,730	1/1	1,730	865	

議員名	番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	費用の種類	金額(円)	按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	評価
高崎進	4	4-275 3-529	9/7	政調会(県総合福祉会館) 茨城町東IC、桜土浦ICで支払い	ガソリン 高速 計	2,784 1,890 16,288	1/1 1/1 -	2,784 1,890 16,288	2,784 1,890 14,031	井手義弘議員の番号22と同じで全額返還請求する。
	1	4-87	H26 5/14	通学路、生活道路の危険箇所調査、県議会政務調査会	ガソリン	1,392	1/1	1,392	696	井手義弘議員の番号6のとおり、この会議では県議選統一政策に関する打ち合わせも行われている。1/2を返還請求する。
	2	4-89	5/15	県政報告、通学路危険箇所調査、政務調査会に出席	ガソリン	864	1/1	864	432	井手義弘議員の番号6のとおり、政務調査会では県議選統一政策に関する打ち合わせも行われている。1/2を返還請求する。
	3	4-184	H26 7/7	住民相談活動 知事部局の取り組みを調査 県議会公明党政調会を開催	ガソリン	1,344	1/1	1,344	672	井手義弘議員の番号14のとおり、政調会議では県議選統一政策に関する打ち合わせを行っている。1/2を返還請求する。
	4	4-197	7/11	県政報告活動 県議選統一政策の検討	ガソリン	1,104	1/1	1,104	552	県議選統一政策の検討は、政務活動ではない。1/2を返還請求する。
田村佳子	5	4-274	9/7	河川改修要望調査 県議会政調政策検討会	ガソリン	1,608	1/1	1,608	804	井手義弘議員の番号22のとおりであるが、調査活動も行っているため1/2を返還請求する。
	1	4-88	H26 5/15	県議会政務調査会(6月議会の対応などについて)	ガソリン 計	2,976 6,312	1/1 -	2,976 6,312	1,488 3,156	井手義弘議員の番号6のとおり、政務調査会では県議選統一政策に関する打ち合わせも行われている。1/2を返還請求する。
	2	4-192	7/9	県議会政調会(県議選の統一政策などを協議)	ガソリン	1,488	1/2	744	744	県議選の統一政策協議を政務活動と考えての按分であるからこれが政務活動でないのだから全額返還請求する。
					計	4,464	-	3,720	2,232	

返還請求金額会派計 138,826(円)



金額単位:円

番号	議員名	支払先(社名、住所等)	月額政務活動費充当金額			返還請求金額	評価	備
			按分率	金額	備考			
1	加藤明良	けんしんリース(株)	1/2	31,395	12月分は0円	26,345	標準価との差額の返還を要す、標準価とは、按分率1/2で充当金額29,000円/月をいう。以下同じ。	
2	館静馬	(株)日産ファイナンシャル	1/2	33,055	4月分は32,137円、12月分は0円	43,687	標準価との差額の返還を要す。	
3	桜井富夫	トヨタファイナンス(株)	1/2	34,935	4月分は32,808円、12月分は0円	(11,900) (51,258) 63,158	5月分以降の月額は、消費税の変更が織り込まれたものと推察する。すると33,745円となるはずで、差額1,190円の10ヶ月分11,900円の返還を要する。又標準価との差額51,258円の返還を要する。	
4	飯岡英之	飯岡建設(株)	1/1	39,900	4.5月分のみ。6月分以降0円	39,900	政務活動以外で使用しなかったとはいえないはずであり、按分率は1/2とするべきである。	
5	藤島正孝	トヨタファイナンス(株)	1/4	42,943	4月分は41,750円、12月分は0円	471,180	政務活動費の手引の11頁(5)及び28頁(4)のQ15の記載事項によれば、政務活動費を充当できる自動車リースは、その主たる使用目的が政務活動であることを予定しているものと推察される。更に車種や金額についても社会通念上必要かつ相当と認められる範囲としている。ここから社会通念とは、政務活動をする上での社会通念でありそれを逸脱するものではない。以上ことから、自動車リースに関しては、政務活動費の充当金額の大小を論ずる前にリース金額の適正を論ずるべきである。当該議員のリース金額は、新しい契約金額で計算すると年間2,061,264円であり既に4年間リースすれば8,245,056円となる。社会通念をはるかに超えた高額車両のリースといわざるを得ない。1/4のみ政務活動費を充当しているのだからというものではない。そもそも1/4しか政務活動に使用しない車両を政務活動名目でリースすることが異常である。実質上個人リースの費用の補填に政務活動費を流用しているとはいえない。よって全額返還対象とする。なお、当該議員にはカンリシンの申請がなく自動車の運行状況は全く知りえない。	
6	宮崎勇	(株)宮崎総業	1/2	30,000	特に「賃借料」と記載。11月分以降は0円	7,000	標準価との差額の返還を要す。	
7	細谷典幸	オリックス自動車(株)	1/2	31,752	12月分は0円	30,272	標準価との差額の返還を要す。	
8	本澤徹	(株)トヨタクレジット	1/2	32,025	12月分は0円	33,275	標準価との差額の返還を要す。	
9	島田幸三	(株)常陸開発工業	1/2	40,000	12月分以降0円	88,000	標準価との差額の返還を要す。	
10	葉梨衛	(株)日産ファイナンシャル	1/2	52,041	12月分は0円	253,451	標準価との差額の返還を要す。	
11	菊池敏行	トヨタファイナンス(株)	1/2	45,100	1～3月分のみ	48,300	標準価との差額の返還を要す。	
12	福地源一郎	茨城トヨペット(株)	1/2	49,950	3、4月分のみ	41,900	標準価との差額の返還を要す。	
計						3,680,368	1,146,468	

## 平成26年度民主党茨城県議会議員団政務活動費支出【交通費－自動車リース代】評価

金額単位:円			
議員名	長谷川修平	佐藤光雄	齋藤英彰
リース会社名	トヨタファイナンス	東電リース	トヨタファイナンス
契約月額	51,450	39,060	71,754
按分率	1/2	1/2	1/2
充当金額(月額)	25,725	19,530	35,877
充当金額(年額)	308,700(12ヶ月分)	234,360(12ヶ月分)	430,524(12ヶ月分)

## 評価

平成25年度は按分率1/2で月額充当金額を28,000円まで許容するとしたが、消費税も上がったことを考慮して29,000円まで許容することにする。返還対象は、齋藤英彰のみとなる。

結論 返還請求金額  $(35,877-29,000) \times 12 = 82,524$ (円)

## 平成26年度自民県政クラブ政務活動費支出【交通費－自動車リース】評価

金額単位：円

議員名	臼井平八郎	飯田智男	川口政弥*
リース会社名	トヨタファイナンス(株)	茨城トヨペット(株)	川口自動車(株)
契約月額	39,000	74,999	40,000
按分率	1/2	1/2	1/2
充当金額(月額)	19,500	37,499	20,000
充当金額(年額)	234,000(12ヶ月分)	449,988(12ヶ月分)	220,000(11ヶ月分)

\* 川口政弥は、12月分支払いなし。

## 評価

平成26年度は按分率1/2で月額充当金額を28,000円まで許容するとしたが、消費税も上がったことを考慮して29,000円まで許容することにする。返還対象は、飯田智男のみとなる。

結論 返還請求金額  $(37,499 - 29,000) \times 12 = 101,988$ (円)

平成26年度いばらき自民党政務活動費支出【視察研究費】評価  
 (視察研修費として計上されたものの他、視察研修の関連で発生し交通費又は事務費として計上されたものも記載した。)

1. 県外3市視察

議員名	活動目的	実施日	訪問先等	項目別費用		返還請求金額(円)	支払日	支払先	閲覧資料頁
				項目	費用名称等				
中村修	?	6/25 H26 6/27	宮崎市、京田辺市 大津市	視察研修費	宿泊費(6/25 天橋立宮津ホテル)	13,940	H26 6/6	(株)とりで旅行センター	6-365
					宿泊費(6/26 三井ガーデンホテル京都四条)	8,100			
					レンタカー代	7,968			
					JRセットプラン	23,700			
					JR個札(取手⇄金町)	940			
			計		54,648				

評価

収支報告書の添付資料では、訪問先のみ記載され視察目的、成果の記載がない。この様な視察は認めるべきではない。

結論 全額返還とする。 返還請求金額 54,648(円)

2. ベトナム訪問(橋本知事の訪問団に同行)

議員名	活動目的	実施日	訪問先等	項目別費用		返還請求金額(円)	支払日	支払先	閲覧資料頁
				項目	費用名称等				
山岡恒夫	県とベトナムの連携を推進する	10/5 H26 10/10	ベトナム ハノイ ホーチミン	視察研修費	航空運賃	210,600	H26 10/1	近畿日本ツーリスト(株)	10-334
					ホテル代(ハノイ)(14,200円×3泊)	42,600			
					ホテル代(ホーチミン)	19,800			
			計		273,000				
白田信夫	県とベトナムの連携を推進する	10/5 H26 10/10	ベトナム ハノイ ホーチミン	視察研修費	航空運賃	506,250	H26 9/30	近畿日本ツーリスト(株)	9-348
					ホテル代(ハノイ)(14,200円×3泊)	42,600			
					ホテル代(ホーチミン)	19,800			
			計		570,000				
葉梨衛	県とベトナムの連携を推進する	10/5 H26 10/10	ベトナム ハノイ ホーチミン	視察研修費	航空運賃	506,250	H26 9/26	近畿日本ツーリスト(株)	9-352
					ホテル代(ハノイ)(14,200円×3泊)	42,600			
					ホテル代(ホーチミン)	19,800			
			計		568,650				

評価

三者の費用を比較するに白田信夫と葉梨衛の航空運賃が山岡恒夫の2.4倍と際立って高額である。ビジネスクラスとエコノミークラスの違いかもしれないが、ビジネスクラスでも山岡恒夫のものと同程度での入手も不可能ではない。フライト時間も6時間程度でさほど長くなく、特にビジネスクラスである必要もない。

結論 白田信夫と葉梨衛の航空運賃を山岡恒夫のそれと同額とし、これを超えた分を返還対象とする。 返還請求金額 白田信夫 295,650(円)、葉梨衛 295,650(円)

返還請求金額会派計 645,948(円)

## 平成26年度民主党茨城県議会議員団政務活動費支出【視察研修費】評価

## 1.長谷川修平

番号	閲覧 資料頁	実施日	活動名	訪問先	費目	支払日	金額(円)	按分率	充当金額 (円)	返還請求 金額(円)
1	117	H26	北海道調査	?	航空運賃(茨城空港～新千歳)	H26	11,400	1/1	11,400	11,400
2	120	?			航空運賃(新千歳～茨城空港)	5/7	14,400	1/1	14,400	14,400
						計	25,800	-	25,800	25,800

## 評価

- ① 領収書日付けは2014/03/04、Suica利用代金明細書の作成日付けは、2014/04/15、判読し難い、名称の日付2014/05/07がある。茨城空港までの往復交通費と視察先における交通費は計上が見当たらない。北海道調査は、2014/03/04に行われたのであろうか。
- ② 目的、訪問先の記載もなく、2014/03/04以降2015/11/16に至るまでに議会質問は、2015/03/03に一度行われているがこの視察に関連しているものはない。
- ③ このような不透明な視察を認めるわけにはいかない。

結論 全額支払いを認めない。返還請求金額 25,800(円)

## 2.青山大人

番号	閲覧 資料頁	実施日	活動名	訪問先	費目	支払日	金額(円)	按分率	充当金額 (円)	返還請求 金額(円)
1	407	H26 10/5 ～10	茨城県ベトナム訪問団参加	?	航空運賃	H26	?			
							?	1/1	291,200	291,200
							?			
						計	291,200	-	291,200	291,200

## 評価

- ① 収支報告書に添付された振込伝票では費用構成が分からない。請求書を添付したようだが内容が確認できない。上表の様な費用名称も分からないのであるが、同じ視察に参加した別の議員(いばらき自民党の山岡恒夫、白田信夫及び葉梨衛)の資料から推定したものである。
- ② 目的、訪問先の記載もない。
- ③ 議員は、約2ヶ月後の12月の県議会議員選挙には立候補していない。この視察を何に活用しようとしていたのか疑問である。
- ④ このような不透明な視察を認めるわけにはいかない。

結論 全額支払いを認めない。返還請求金額 291,200(円)

返還請求金額会派計 317,000(円)

平成26年度自民県政クラブ政務活動費支出【視察・研修費】評価  
 (交通費として計上された視察研修関連の費用も記載した。按分率は、特に記載なきものは1/1である。)

会派(参加者5名と推察される)

金額単位:円

番号	活動名	実施日	訪問先等	費目別費用		返還請求金額	支払日	支払先	閲覧資料頁
				項目	費用名称等				
1	茨城空港活用・高枝生修学旅行利用調査について	H26 5/14 H26 5/20	都内 日本航空本社	視察研修費	マイクロバス代	46,084 54,000	H26 5/20	サポートミッション(春日部市) (平川観光バス利用)	73
<p>① サポートミッションは、春日部市大場1376-7グラウンデンジ第3武里108(2LDKのマンション)に事務所を置く旅行会社でバス等の運行会社に仲介を頼むのか。                  ② マイクロバスを提供したのは、平川観光バスで境町長井戸730-22に事務所を置く。茨城県内バス予約サイトのデータによれば、この会社は、マイクロバスを保有していない。(資料12)                  ③ 日本航空本社は、品川区東品川2-4-11野村不動産天玉州ビルにあり、最寄り駅は、JR文京東上線丸の内線天玉州駅である。                  ④ 境町所在のバスが結城市、取手市、常総市、古河市及び境町在住の議員を拾っていくのは極めて非効率であるから、マイクロバスの利用は架空との疑いも持てるが、例えば各自が自家用車で、境町に集合しマイクロバスを利用したと考えられる。この場合ガソリン代が発生するはずで、実際にはこの申請がないのは極めて非効率であるから、マイクロバスの利用は架空と仮定して、マイクロバスの使用を事実としてみよう。                  ⑤ 何名で出かけたのかは不明であるが、全派5名全員と仮定して各自鉄道の最寄り駅から天玉州ビルまで乗車した場合の運賃等の交通費は、                  臼井平八郎 結城⇄天玉州アイル 3,910×2=7,820(円)(新幹線普通車利用)、自宅⇄結城駅 24×2×2=96(円)(自家用車ガソリン代)計7,916(円) 発地は結城市大字結城1132                  江田隆記 古河⇄天玉州アイル 1,340×2=2,680(円)、自宅⇄古河駅(徒歩約800m×2)計2,680(円) 発地は古河市東4-7-24                  飯田智男 石下⇄天玉州アイル 1,930×2=3,860(円)、自宅⇄石下駅(約600m×2)計3,860(円) 発地は常総市本石下111-1                  半村登 藤代⇄天玉州アイル 1,180×2=2,360(円)、自宅⇄藤代駅 24×2.5×2=120(円)(自家用車ガソリン代)、駐車料金 400(円) 計2,880(円) 発地は取手市清水947-1                  川口政弥 古河⇄天玉州アイル 1,340×2=2,680(円)、自宅⇄古河駅 24×14×2=672(円)(自家用車ガソリン代)、駐車料金 900(円) 計4,252(円) 発地は猿島郡境町195                  鉄道運賃計 19,400(円)、ガソリン代 888(円)、駐車料金 1,300(円) 合計 21,588(円) (マイクロバス代の約40%)                  ⑥ 活動のテーマから判断するに、5人行くに値しない活動である。単細に実績数値を確認するに過ぎないのだから。</p>									
<p>返還請求金額 54,000-7,916=46,084(円)</p>									
2	東北復興状況視察	H26 6/18 ~20	宮城県仙台市	視察研修費	レンタカー(ワゴン3日間) ホテルA(仙台3名分) ホテルB(仙台4名分) JR運賃(仙台→古河)(1名分)	53,378 54,800 43,840 8,870	H26 6/30	サポートミッション(春日部市) (レンタカーは日本レンタカー)	143
<p>返還請求金額 160,888</p>									
<p>評価</p> <p>① 正式な報告書は、閲覧させて貰えない、或は存在しないのかもしれない。                  ② 議員のホームページ或はブログにも関係記事は認められないが、唯一川口まさや(ブログではかな表記)のブログに関係記事がある。(資料13)                  ③ 当該記事には福島県から仙台市、気仙沼市、南三陸町、石巻市を回る3回目の視察であると記載され、確実に復旧しているのかどうかを確認すると書かれている。又、名取市、閑上地区を見たともある。                  ④ 各地の現状は確認しているが問題点或はその要因など茨城県内で同様のことが起こった場合の対処法につながる記事はない。                  ⑤ 1名が鉄道利用で19日に帰宅しているがその理由がわからない。</p>									
<p>結論 被災地の復旧状況を見るだけでは視察の価値はない。教訓として何を得それやどう県政に生かしたいのかが示されなければ認められない支出である。全額返還請求する。                  返還請求金額 160,888(円)</p>									

番号	活動名	実施日	訪問先等	費目別費用		返還請求金額	支払日	支払先	閲覧資料頁
				項目	費用名称等				
3	取手競輪場復旧状況調査	H26 6/28	取手競輪場	視察研修費	マイクロバス代	46,272	6/30	サポートミッション(春日都市) (平川観光バス利用)	145
				交通費	飯田智男 ガソリン代(32km×2)	0			
	評価			計		46,272			141
<p>① 旅行会社及びバス会社については、番号1の①②と同じである。</p> <p>② 飯田智男はガソリン代を請求していること、川口政弥は取手市の住人で現地までやく4.9kmの地に居住することからマイクロバスは利用していないと考えられる。</p> <p>③ 会派全員で視察したとすればマイクロバスを利用したのは、臼井平八郎、江田隆記及び半村登の3名であると推察される。</p> <p>④ 視察の状況として報告されている公開記事は、川口政弥のブログのみで、これによればこの回を含めて3回の視察を水戸黄門賞レースに合わせて行っているとのこと。(資料14)</p> <p>⑤ 目的は、震災後の復旧状況の調査とされる。すると現地滞在時間は、2時間もあれば十分であろう。</p> <p>⑥ 全て自家用車で計算した場合の3名の交通費  臼井平八郎 自宅(結城)⇨取手競輪場 24×63×2=3,024(円)  江田隆記 自宅(古河)⇨取手競輪場 24×56×2=2,688(円)  半村登 自宅(境)⇨取手競輪場 24×42×2=2,016(円) 合計金額 7,728(円)</p> <p>⑦ 臼井平八郎のみ鉄道を利用した場合の3名の交通費(江田、半村の両者は鉄道利用は不便)  臼井平八郎 結城⇨取手 1,710×2=3,420(円) 取手⇨取手競輪場 730×2=1,460(円) 計4,880(円) これは自動車利用より高額であるから否定する。</p> <p>⑧ 川口政弥のブログで評価する限り5名で視察する程のことはないと思われる。取手市在住の議員がいけば十分である。たとえ5名の視察を認めたとしてもマイクロバスの利用は認めら</p>									
<p>結論 視察は認めるが自家用車利用の交通費とし、これを超える分は返還請求する。</p> <p>返還請求金額 54,000-7,728=46,272(円)</p>									
4	三重県災害復旧状況調査	H27 2/9 ~10	三重県	視察研修費	小山⇨東京	11,400	2/16	真武観光(株)境営業所 (レンタカーは日本レンタカー利 用)	603
					東京⇨名古屋(グリーン車)	146,800			
	評価			計		285,706			
<p>① 本件に関する報告記事は、川口政弥のブログにも見当たらない。従って視察の場所も様子も分からない。</p> <p>② 平成27年3月以降同年11月の臨時本会議にいたるまで、特にこの視察から得たとと思われる教訓といったことに関する提案も質問もなされた形跡がない。</p> <p>結論 被災地の復旧状況を見るだけでは視察の価値はない。教訓として何をそれぞれをどう県政に生かしたいのかが示されなければ認められない支出である。全額返還請求する。</p>									
<p>返還請求金額 285,706(円)</p>									
5	小中一貫校現地調査	H27 2/19	つくば市立 つくば春日学園 県立並木中・高校	視察研修費	マイクロバス代	44,736	3/1	サポートミッション(春日都市) (平川観光バス利用)	656
				交通費		0			
	評価			計		44,736			

評価

- ① 旅行会社及びバス会社については、番号1の①②と同じである。
- ② 本件に関する報告記事は、川口政弥のブログにも見当たらない。
- ③ 従って視察の目的の分らない。
- ④ 会派の中で臼井平八郎のみが7/15に県庁義務教育課と当該学校に関して意見交換をしているので、何らかの問題があることはうかがえる。
- ⑤ 春日学園は、つくば市春日2-47に、並木中・高校は、つくば市並木4-9-11にあり、常磐高速桜土浦インターからそれぞれ約8km、15kmに位置する。
- ⑥ 臼井平八郎は、高速料金の申請においてしばしばこのインターを利用してはいる。(H26年度に10回ほど利用している。但しその目的の記載がない。)個人的な関係があるのかもしれない
- ⑦ 全て自家用車で計算した場合の5名の交通費  
 臼井平八郎 自宅(結城)⇒春日学園⇒並木中・高校⇒自宅 24×52×2=2,496(円)  
 江田隆記 自宅(古河)⇒春日学園⇒並木中・高校⇒自宅 24×52×2=2,496(円)  
 飯田智男 自宅(本石下)⇒春日学園⇒並木中・高校⇒自宅 24×21×2=1,008(円)  
 川口政弥 自宅(取手市清水)⇒春日学園⇒並木中・高校⇒自宅 24×56=1,344(円)  
 半村登 自宅(境)⇒春日学園⇒並木中・高校⇒自宅 24×40×2=1,920(円) 合計金額 9,264(円)

結論 視察は認めるが自家用車利用を前提とする。 返還請求金額 54,000-9,264=44,736(円)

番号	活動名	実施日	訪問先等	費目別費用		返還請求金額	支払日	支払先	閲覧資料頁
				項目	充当金額				
6	内閣府創生本部勉強会 茨城マルシェ視察	H27 2/23	永田町 内閣府 銀座茨城マルシェ	視察研修費	54,000	40,912	3/1	サポートミッション(春日部市)	658
				交通費		2,760	H27	(平川観光バス利用)	601
						3,400	2/23		599
			計		60,520	43,672			

評価

- ① 旅行会社及びバス会社については、番号1の①②と同じである。
- ② 飯田智男は、自家用車利用でマクロバスには乗っていない。
- ③ 内閣府訪問が主体でマルシェ視察はついてという程度だろう。(川口政弥ブログ 資料15) 前者にしても特に内閣府に行かなくとも報道等で周知のことである。
- ④ 活動自体は認めるとして交通費を鉄道利用で検討する。  
 臼井平八郎 結城⇒有楽町⇒永田町 3,320(円)(新幹線普通車利用) 自宅⇒結城駅 24×2×2=96(円) (自家用車ガソリン代) 発地は、結城市大字結城11326  
 江田隆記 古河⇒有楽町⇒永田町 2,620(円) 自宅⇒古河駅は徒歩(約800m×2) 発地は、古河市東4-7-24  
 飯田智男 石下⇒有楽町⇒永田町 3,760(円) 自宅⇒石下駅は徒歩(約600m×2) 発地は、常総市本石下111-1  
 川口政弥 藤代⇒有楽町⇒永田町 2,340(円) 自宅⇒藤代駅 24×2.5×2=120(円)(自家用車ガソリン代) 駐車料金 400(円) 発地は、取手市清水947-1  
 半村登 古河⇒有楽町⇒永田町 2,620(円) 自宅⇒古河駅 24×14×2=672(円)(自家用車ガソリン代) 駐車料金 900(円) 発地は、猿島郡境町195  
 鉄道運賃計 14,660(円) ガソリン代 888(円) 駐車料金 1,300(円) 合計 16,848(円) (マイクロバスと自家用車を利用した場合の約28%)

結論 視察は認めるが、鉄道及び自家用車利用を前提とする。 返還請求金額 60,520-16,848=43,672(円)「形式上飯田智男の交通費計上分は認め視察・研修費から差し引く

番号

番号	活動名	実施日	訪問先等	費目別費用		返還請求金額	支払日	支払先	閲覧資料頁
				項目	充当金額				
7	つくば国際会議場の利用状況 つくば研究支援センターの活動内容調査	H27 3/30	国際会議場 支援センター	視察研修費	54,000	45,168	H27 3/30	サポートミッション(春日部市)	662
									(平川観光バス利用)
			計		54,000	45,168			

評価

- ① 旅行会社及びバス会社については、番号1の①②と同じである。
- ② 本件に関する報告記事は、川口政弥のブログにも見当たらない。
- ③ 各施設の活用状況を調査してどうしようというのか。視察の意義が分らない。



④ 国際会議場は、つくば市竹園2-20-31に、研究支援センターは、つくば市平現2-1-6にあり、その距離は約2kmである。

⑤ 全て自家用車で計算した場合の5名の交通費

臼井平八郎 自宅(結城)⇒国際会議場⇒研究支援センター⇒自宅 24×50×2=2,400(円)

江田隆記 自宅(古河)⇒国際会議場⇒研究支援センター⇒自宅 24×50×2=2,400(円)

飯田智男 自宅(本石下)⇒国際会議場⇒研究支援センター⇒自宅 24×19×2=912(円)

川口政弥 自宅(取手市清水)⇒国際会議場⇒研究支援センター⇒自宅 24×54=1,296(円)

半村登 自宅(境)⇒国際会議場⇒研究支援センター⇒自宅 24×38×2=1,824(円) 合計金額 8,832(円)(マイクローバスを利用した場合の16.4%)

結論 視察は認めるが、自家用車を利用するものとしマイクローバスの利用は認められない。返還請求金額 54,000-8,832=45,168(円)

返還請求金額会派計 672,526(円)

平成26年度茨城県議会公明党議員会政務活動費支出【視察・研修費】評価  
(視察・研修費として計上したもの、他、視察研修の関連で発生した交通費として計上されたものも記載した。)

## 1.全派(参加者:井手義弘、八島功男)

番号	活動目的	実施日	訪問先等	費目別費用(按分率1/1)		返還請求金額	支払日	支払先	閲覧資料頁
				項目	費用内容等				
1	岩手県・青森県調査	H26 5/19 5/21	日本原燃再処理施設 青森県庁 三陸鉄道	視察研修費	視察先への手土産代(3箇所分)	0	H26 5/19	KIOSK	1-256
				交通費	ワラッセ入場券(2名分) JR運賃(井手分9,880、八島分5,180) 国内企画(井手分52,300、八島分39,400) JR運賃(新青森⇒八戸 2名分) 駐車場代(青森市青森駅前)	63,160 1,200 15,060 91,700 6,180 750 0	5/13 5/21	(株)ソア一サービス 青森観光コンベンション協会 JTB JR青森駅	1-254 1-257 1-408, 409/411, 1-246
				視察研修費計上分	視察研修費計上分	64,360	5/21	青森市	1-247
				交通費計上分計	合計	106,760 171,120			

金額単位:円

評価

① 視察内容は、井手義弘のホームページによれば、内容は、概まともといえるであろうが、少なくとも会派の記録として残すべきであろう。  
 ② 視察交通費の内容不明 返還対象とする。  
 ③ 鉄道運賃の内容不明 乗車区間も特急利用なのかも分からない。返還対象とする。  
 ④ 国内企画の内容不明 宿泊費とすれば高額に過ぎ、しかも井手と八島で金額が違うものもおかしい。返還対象とする。  
 ⑤ ワラッセは、ねぶたの展示場であり茨城県政に寄与しない。単なる観光施設見学である。返還対象とする。

結論 視察・研修費計上分 視察交通費 63,160(円)、ワラッセ入場券(2名分) 1,200(円) 計64,360(円)  
 交通費計上分 JR運賃 15,060(円)、国内企画 91,700(円) 計106,760(円) を返還請求する。返還請求金額 171,120(円)

## 2.井手義弘

番号	活動目的	実施日	訪問先等	費目別費用(按分率1/1)		返還請求金額	支払日	支払先	閲覧資料頁
				項目	費用内容等				
1	地方議員のネットを活用した議会広報について意見交換	H26 7/12	千葉県松戸市	視察研修費	手土産代(2個分)	3,240	H26 7/12		1-599
				交通費	自家用車がソリン代 288km 高速道路料金 日立南太田⇄柏	6,912 4,260	(7/12消費分)		4-200
				視察研修費計上分計	視察研修費計上分計	3,240	(7/12分 計上は9/10)		2-236
				交通費計上分計	合計	11,172 14,412			

金額単位:円

評価

① 議員相互、しかも公明党議員との勉強会と推定され、手土産は不要である。返還対象とする。  
 ② 井手義弘は、ネット技術に長けており、講師的役割で参加し、他県議員に対する講義をしているものと推察される。とすれば茨城県議会からの政務活動費を充当するのは不当である。  
 ③ 活動が政務活動にそぐわないものであるから、これに要した交通費支出も認められることは出来ない。

結論 視察・研修費計上分 手土産代 3,240(円)  
 交通費計上分 自家用車がソリン代 6,912(円)、高速料金4,260(円) 計11,172(円) を返還請求する。返還請求金額 14,412(円)

番号	活動目的	実施日	訪問先等	費目別費用(按分率1/1)		返還請求金額	支払日	支払先	閲覧資料頁
				項目	費用内容等				
2	茨城マルシェ視察	H26 9/21	茨城マルシェ	交通費	JR運賃(大みか⇄東京 指定乗車券)	9,880	H26 11/10(クレジット使用日9/21)	JR大薮駅、JR上野	2-526
	評価				計	9,880			
	この施設を視察するためにわざわざ出かける必要性を認めない。全額返還対象とする。								
	結論	交通費計上分 返還請求金額 9,880(円)							

3.高崎進

番号	活動目的	実施日	訪問先等	費目別費用(按分率1/1)		返還請求金額	支払日	支払先	閲覧資料頁
				項目	費用内容等				
1	埼玉県視察	H26 4/28	県庁	視察研修費	視察先への手土産代	1,836	H26 6/10 但し領収日は4/28	ジャパンフードマネジメント	1-433
	評価				計	1,836			
	① 各地への視察記事をこまめに自身のホームページに記載しているが、本件には触れていない。 ② 上表では、視察実施日を4/8としたが、これは土産を購入した日を該当日としたもので実際の日付けは不明である。 ③ 議員は、平成27年2/16に埼玉県庁を訪問し救急医療に関する聞き取りを行っている。 ④ 視察の目的、内容、効果が不明であり、実際に行なわれたのかも疑わしい。								
	結論	視察・研修費計上分 返還請求金額 1,836(円)							

番号	活動目的	実施日	訪問先等	費目別費用(按分率1/1)		返還請求金額	支払日	支払先	閲覧資料頁
				項目	費用名称等				
2	群馬県視察	H27 1/27 1/28	群馬テレビ、群馬工 ンタープライズ	視察研修費	視察先への手土産代 宿泊費(ホテル駐車場代500円を含む)	4,320 6,500	H27 3/10 (1/27分 但し計上は3/10)	但馬屋 前橋さくらホテル	3-567 3-564
				交通費	自家用車がリン代(城里町⇒伊勢崎) 高速道路料金(城里町⇒伊勢崎) 自家用車がリン代(前橋市⇒城里町) 高速道路料金(伊勢崎⇒城里町東)	3,504 3,430 3,504 3,430	(1/27消費分) (1/27分 但し計上は3/10) (1/28消費分) (1/28分 但し計上は3/10)		4-413 3-493 4-414 3-493
	評価				視察研修費計上分 交通費計上分計 合計	10,820 13,868 24,688			
	① 各地への視察記事をこまめに自身のホームページに記載しているが、本件には触れていない。 ② 視察の目的、内容、効果が不明であり、実際に行なわれたのかも疑わしい。全額返還対象とする。								
	結論	視察・研修費計上分 10,820(円) 交通費計上分 13,868(円) を返還請求する。 返還請求金額 24,688(円)							

返還請求金額会派計 221,936(円) [視察・研修費計上分 80,256(円)、交通費計上分 141,680(円)]

## 平成26年度いばらき自民党政務活動費支出【資料購入・作成費】評価

議員名	閲覧 資料頁	支払日		活動内容(目的)	金額(円)	按分率	充当金額 (円)	返還請求 金額(円)
星田弘司	10-372	H26	10/29	県南アルバム県南の昭和 土浦・石岡・ つくば・かすみがうら・小美玉編～市民の 目で見た県南の昭和～株式会社いき出 版	9,990	1/1	9,990	9,990
計							9,990	9,990

## 評価

歴史的価値は否定できないが、今後の県政に役立つとは思えず、政務活動費を充当すべきではない。

結論 全額返還請求する。返還請求金額 9,990(円)

## 平成26年度茨城県議会公明党議員会政務活動費支出【資料購入・作成費】評価

議員名	番号	閲覧 資料頁	購入資料	按分前 単価(円)	按分率	充当金額 (円)	返還請求 金額(円)	評 価	価 値
井手義弘	1	1-263	すぐ分かるビットコイン	210	1/1	210	210	購入目的が住民相談とされ、そのテーマが県政とは全く関係ない。全額返還請求とする。	
	2	1-605	公明月報	月額 308	1/1	1,848	924	各々6ヶ月分である。党の発行する機関誌等は、県政について参考とする面がある一方政党の支援活動といった面もあるから按分が必要である。1/2を超える分を返還請求とする。	
	3	1-95	公明月報	月額 308	1/1	1,848	924		
	4		公明新聞	月額1,887	1/1	22,644	11,322	番号2及び3と同じ評価とし、1/2を超える部分を返還請求する。	
八島功男	1		公明新聞	月額1,887	1/1	22,644	11,322	井手義弘の番号4と同じ。	
					計	26,550	13,380		
高崎進	1		公明新聞	月額1,887	1/1	18,870	9,435	7.12月分は支払いなし。井手義弘の番号4と同じ。	
					計	18,870	9,435		
田村佳子	1		公明新聞	月額1,887	1/1	20,757	10,378	10月分は支払いなし。井手義弘の番号4と同じ。	
					計	20,757	10,378		

返還請求金額会派計 44,515(円)

平成26年度いばらき自民党政務活動費支出【グループ活動費】評価

(グループ活動費として計上されたもの他、グループ活動の関連で発生し交通費として計上されたものも記載した)

1. 港湾議員連盟ベトナム視察調査(参加者:23名)

返還請求金額は、1円未満切り捨て。

活動目的	実施日	訪問先等	項目	支払者	費目別費用(按分率1/1)		返還請求金額(円)	支払日	支払先	閲覧資料頁
					費用名称等	充当金額(円)				
?	H26 5/6 5/10	開運総局、日本大使館、伊藤鑄造鉄工所、ジエトロホーミン、SITCベトナム社、ロジテムベトナム社No.2	グループ活動費	会派	旅費(23名分、構成詳細不明)	13,561,230	9,040,820	H26	JTB関東法人営業水戸支店	6-451
				会派	土産代(0ヶ所分)	11,000	7,333	5/2	和洋菓子(株)さくら	5-421
				菊池源一郎	成田国際空港駐車料金(5/6~5/10)	8,240	5,493	5/10	成田国際空港	5-412
				菊池敏行	成田国際空港一般駐車料金(5/6~5/10)	8,240	5,493	5/10	成田国際空港一般駐車場	5-413
				萩津和良	成田国際空港駐車料金(5/6~5/10)	8,240	5,493	5/10	成田国際空港	5-419
				西野一	車代(自宅⇄成田空港)60,000円/4人	15,000	10,000	5/23	福祉れんげ(タクシー業)	5-414
				海野透	車代(自宅⇄成田空港)60,000円/4人	15,000	10,000	5/23	福祉れんげ(タクシー業)	5-415
				先崎光	車代(自宅⇄成田空港)60,000円/4人	15,000	10,000	5/23	福祉れんげ(タクシー業)	5-416
				下路健次郎	車代(自宅⇄成田空港)60,000円/4人	15,000	10,000	5/23	福祉れんげ(タクシー業)	5-420
				福地源一郎	自宅(日立市)⇄成田国際空港燃料代	6,720	4,480			5-263
				菊池敏行	自宅(水戸市)⇄成田国際空港燃料代	5,280	3,520			5-263
				萩津和良	自宅(いばらき町)⇄成田国際空港燃料代	5,760	3,840			5-319
				伊沢勝徳	自宅(土浦市)⇄成田国際空港燃料代	2,544	1,696			5-267
石井邦一	自宅(大子町)⇄成田国際空港燃料代	7,032	4,688			5-272				
村上典男	駐車場代(5/6~5/10)	6,040	4,026			5-279				
鈴木 定幸	自宅(常陸大宮市)⇄成田国際空港燃料代	6,096	4,064			5-293				
計					13,696,422	9,130,946				

グループ活動費計上分計 13,656,950  
交通費計上分計 39,472

評価

- ① 収支報告書の証拠資料として、活動内容として表題の様記載があるだけで目的とすることが記載されていないし、成果も分らない。
- ② 訪問先についても、旅費に関する証拠資料には記載がなく、かろうじて土産代の証拠資料から判読された。
- ③ 参加者23名についても、車代或いは駐車場代などを計上した者(11名)のみ名前が知れた状況である。但し、平成26年6月11日の土木企業常任委員会における島田幸三議員の質問から島田議員と鈴木将議員もこれに参加したことがあった。
- ④ 上記質問の中で現地船会社に茨城港利用の拡大を依頼し、現地の優秀な労働力と急速な経済成長とから貿易相手国となりうることを感じたと発言している。しかし、その後は同行した県の港湾課長の感想・意見を訊ねており、本人或は港湾議員連盟としての具体的な内容説明は行われていない。港湾課長の回答から感ずるに23名もの集団で出かけるほどのことではないといえる。(資料16)
- ⑤ この議員連盟は、特にベトナムを意識して結成されたものではないから、全員(と思われる)で行かなければならないというものではない。
- ⑥ 旅費については、合計金額の領収書があるだけで内容の詳細が分らない。

結論 費用の1/3までを認め、これを超える分を返還請求する。 返還請求金額 9,130,946(円) [グループ活動費計上分 9,104,632(円)、交通費計上分 26,314(円)](各費用とも1円未満切り捨て)

2. 日台友好議員連盟台湾視察調査(参加人員不明)

活動目的	実施日	訪問先等	項目	支払者	費目別費用(按分率1/1)		返還請求金額(円)	支払日	支払先	閲覧資料頁
					費用名称等	充当金額(円)				
?	H26 5/29 5/31 6/1	ゴールデンヘルスハウス、外交部東関係協会、交通部環境局、チャイナエアライン、烏山頭ダム管理責任者	グループ活動費	会派	旅費(人員不明、構成内容不明)	4,418,000	4,418,000	H26	トップツアー(株)水戸支店	7-433
				会派	土産代(6ヶ所分)	13,322	13,322			
			交通費	先崎光	車代(自宅⇒成田国際空港)	3,100	3,100	5/25	サンクス茨城瓜連店	5-417
				先崎光	車代(成田国際空港⇒自宅)	3,100	3,100	5/31	千葉交通(株)	5-418
				鈴木 定幸	自宅(常陸大宮市)⇒成田国際空港	3,048	3,048			5-293
				"	成田国際空港⇒自宅(常陸大宮市)	3,048	3,048			6-338
				白田 信夫	自宅(桜川市)⇒成田国際空港	2,952	2,952			5-303
				"	成田国際空港⇒自宅(桜川市)	2,952	2,952			6-348
				鈴木亮寛	自宅(つくばみらい市)⇒成田国際空港	2,280	2,280			5-310
				"	成田国際空港⇒自宅(つくばみらい市)	2,280	2,280			6-354
				"	高送料金(谷田部⇒神崎)	500	500			7-331
				"	高送料金(稲敷⇒谷田部)	1,260	1,260			8-291
				西野 一	自宅(常陸太田市)⇒成田国際空港	3,120	3,120			5-274
				"	成田国際空港⇒自宅(常陸太田市)	3,120	3,120			6-324
				計			4,462,082			4,462,082

グループ活動費計上分計 4,437,522  
交通費計上分計 24,560

評価

- ① 収支報告書の添付資料では、活動内容として表題の様な記載があるだけで目的とすることが記載されていないし成果も分からない。
- ② 訪問先についても、旅費に関する証拠資料には記載がなく、かろうじて土産代の証拠資料から判断された。
- ③ 参加者については、名前は勿論のこと人数さえもわからない。車代或いは駐車場代などを計上した5名のみ名前が知れた状況である。
- ④ 平成26年6月以降平成27年12月に至るまでの本会議に於いて台湾に関する質問等は発言が行われた形跡がない。
- ⑤ 視察訪問の意義があったのか疑わしい。

結論 視察の意義がないものとして、全額返還とする。 返還請求金額 4,462,082(円) [グループ活動費計上分 4,437,522(円)、交通費計上分 24,560(円)]

3. 防衛・領土問題対策議員連盟総会

活動目的	実施日	訪問先等	項目	支払者	費目別費用(按分率1/1)		返還請求金額(円)	支払日	支払先	閲覧資料頁		
					費用名称等	充当金額(円)						
連盟総会参加	H26	水戸ブラザホテル	グループ活動費	会派	会議室代(10:00~10:30)	31,708	31,708	H26	水戸ブラザホテル	8-387		
				石井邦一	ガソリン代(自宅⇒会場)	2,304	0					
			鈴木定幸	ガソリン代(自宅⇒会場)	1,296	0			7-315			
			石塚 仁太郎	ガソリン代(自宅⇒会場)	3,984	0			7-321			
			"	高送料金(友部SAS⇒土浦北⇒茨城町東)	1,430	0			10-306			
			白田 信夫	ガソリン代(自宅⇒会場)	1,200	0			7-325			
			葉梨 衛	ガソリン代(自宅⇒会場)	1,800	0			7-343			
			"	高送料金(桜土浦⇒茨城町西⇒土浦北(1/2))	775	0			9-344			
			計			44,497			31,708			

グループ活動費計上分計 31,708  
交通費計上分計 12,789

評価

- ① 僅か30分の会議に何故ホテルの会議室を利用しなければならぬのか。
- ② 平日であり人数もいばらき自民党の議員数より少ないはずである。政務活動の一環であるならば議会の控室で行えばよからう。
- ③ 無駄の最たるものである。

結論 詳細検討すれば交通費も変わるであろうがこれは無視し、会議室代を全額返還とする。返還請求金額 31,708(円)

返還請求金額会派計 13,624,736(円)「グループ活動費計上分 13,573,862(円) 交通費計上分 50,874(円)」



## 平成26年度いばらき自民党政務活動費支出【広報紙(誌)発行費】評価

返還請求金額は、1円未満切り捨て。

議員名	番号	資料頁	支払日	活動内容	備考	部数・枚数等	抜分前費用(単位:円)			抜分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)
							データ作成	印刷	配布			
箱崎馬	1	6-453	H26/6/30	県政報告(活動結果)印刷		?	901,260			3/4	675,945	225,315
	2	3-380	H27/3/30	活動報告作成校正		計	901,260			-	675,945	225,315
福地源一郎	1	7-434	H26/7/10	県政活動報告書印刷・折込み	B4両面カラー 折込みは50,000枚	55,000	255,420	178,200		1/1	433,620	216,810
	2	3-380	H27/3/30	活動報告作成校正	原稿料 水戸市の〇〇さんに発注	計	100,000			1/1	100,000	50,000
菊池敏行	1	4-449	H26/4/25	県議会便り原稿作成		-	50,000			1/1	50,000	25,000
	2	5-425	5/19	県議会便り発行		?	500,752			1/1	500,752	250,376
	3	5-426	5/20	県議会便り新聞折込み		?	229,878	229,878		1/1	229,878	114,939
森田悦男	1	6-454	H26/6/10	調査報告書「茨城県の現状と将来」制作	冊子の印刷・製本	2,400	500,752			1/1	780,630	390,315
	2	11-349	11/10	県政活動報告書「仁政」(第41号)制作	印刷・配付(領収書では配付代)	52,500	552,294			1/1	552,294	276,147
萩原勇	1	10-424	H26/10/3	県政報告郵送	@28円×10514 配達地域指定	計	237,600	552,294		-	789,894	276,147
	2	10-425	10/8	県政報告郵送(帯封)		?		28,080		1/1	28,080	14,040
	3	10-426	10/8	県政活動報告書印刷		?	272,160			1/1	272,160	136,080
	4	10-427	10/17	県政報告郵送帯封張り	9月作業分	?	87,608			1/1	87,608	43,804
飯塚秋男	1	4-450	H26/4/30	県政報告作成印刷	作成と印刷であるが印刷費に入れた	計	419,000			1/1	419,000	209,500
	2	1-292	H27/1/31	県政報告書2015年01号印刷及びデジタル	デジタル費も含むが印刷費に入れた	計	442,800			1/1	442,800	221,400
石井邦一	1	1-293	1/31	県政報告書2015年01号新聞折込み		計	442,800	124,502		1/1	124,502	62,251
	2	1-293	1/31	県政報告書2015年01号新聞折込み		計	442,800	124,502		-	567,302	283,651
西野一	1	11-352	H26/11/21	県政報告紙印刷・折込み		計	394,178	117,137		1/1	511,315	255,657
	2	1-295	H27/1/23	県政報告紙折込み		計	394,178	117,137		-	511,315	255,657
	3	2-371	2/1	県政活動報告原稿作成		?	222,912			1/1	222,912	111,456
	4	2-372	2/10	県政報告誌郵送	@(75円)	2,000	150,000			1/1	150,000	75,000
志賀秀之	1	5-428	H26/5/28	県政活動報告原稿作成		計	222,912	194,668		-	517,580	258,790
	2	5-429	5/16	県政活動報告書新聞折込み	@(4,752円)	15,000		71,280		1/1	50,000	25,000
	3	5-430	5/23	県政活動報告書印刷	@(11,232円)	15,000	168,480			1/1	71,280	35,640
	4	5-431	5/26	県政活動報告書データ作成		-	21,600			1/1	168,480	84,240
	5	11-353	11/10	県政活動報告書原稿作成		-	60,000			1/1	21,600	10,800
	6	11-354	11/19	県政活動報告書印刷	@(14,58円)	14,000	204,120			1/1	60,000	30,000
	7	11-355	11/19	県政活動報告書新聞折込み	@4,752円	11,500		54,648		1/1	204,120	102,060
	8	11-356	11/20	県政活動報告書データ編集		計	21,600			1/1	54,648	27,324
村上典男	1	10-432	H26/10/6	県政活動報告書印刷	@64.8円	5,500	356,400			1/1	21,600	10,800
	2	11-357	11/28	県政報告(60号)印刷・折込み、発送	印刷費に入れた	計	356,400			-	651,728	325,864
常井洋治	1	6-457	H26/6/30	県政報告(60号)印刷・折込み、発送	印刷費に入れた	?				1/1	356,400	178,200
	2	11-357	11/28	県政報告(61号)印刷・折込み、発送	印刷費に入れた	?	1,392,934			1/1	356,400	178,200
	3	12-232	12/24	県政報告(62号)印刷・折込み、発送	印刷費に入れた	?	370,000			1/1	1,392,934	696,467
	4	1-294	H27/1/30	県政報告(64号)印刷・折込み、発送	印刷費に入れた	計	390,000			1/1	370,000	185,000
志賀秀之	1	1-294	H27/1/30	県政報告(64号)印刷・折込み、発送	印刷費に入れた	?	463,141			1/1	390,000	195,000
	2	1-294	H27/1/30	県政報告(64号)印刷・折込み、発送	印刷費に入れた	計	2,616,075			-	463,141	231,570
											2,616,075	1,308,037

議員名	番号	資料頁	支払日	活動内容	備考	部数・枚数等	按分前費用詳細(単位:円)				按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	
							データ作成	印刷	配布	材料				撮影
山岡恒夫	1	6-458	H26 6/17	県政活動報告原稿作成		?	100,000				100,000	3/4	75,000	25,000
	2	6-436	7/2	県政活動報告新聞折込み	6/16折込み分	?		135,194			135,194	3/4	101,395	33,798
	3	7-437	7/11	県政活動報告印刷		?		488,160			488,160	3/4	366,120	122,040
星田弘司		8-392	H26 8/26	県政活動報告書印刷		?	100,000	135,194			235,194	-	542,515	180,838
						?		16,265			16,265	3/4	12,198	4,065
鈴木平	1	10-433	H26 10/13	県政報告誌「サイン」印刷	デザイン費も含むが印刷費に入れた	計	30,000	300,000	0		330,000	1/1	300,000	150,000
						計	300,000				300,000	-	300,000	150,000
海野透	1	5-433	H26 5/12	H25年度県議会政務活動の報告ニュース紙印刷		?		275,400			275,400	3/4	206,550	68,850
	2	8-394	8/1	県政活動報告書の増刷		?		49,680			49,680	3/4	37,260	12,420
田口伸一	1	6-460	H26 6/11	県政レポート印刷・製本	折込み代も含むとある	計		325,080			325,080	-	243,810	81,270
	2	9-443	9/22	県政レポート印刷	?製本・折込み代も含むと思われる	20,000		205,264			205,264	1/1	205,264	102,632
	3	11-358	11/27	県政レポート(第5号)印刷	?	?		248,032			248,032	1/1	248,032	124,016
藤島正孝	1	4-452	4/23	県政報告印刷		?		658,560			658,560	-	658,560	329,280
	2	5-434	5/31	県政報告印刷		?		128,191			128,191	1/1	128,191	64,095
	3	6-461	6/27	県政報告印刷・折込み	折込み費も含むが印刷費に入れた	?		139,275			139,275	1/1	139,275	69,637
	4	7-438	7/31	県政報告印刷・折込み	折込み費も含むが印刷費に入れた	?		126,198			126,198	1/1	126,198	63,099
	5	8-395	8/30	県政報告印刷		?		158,004			158,004	1/1	158,004	79,002
	6	9-444	9/30	「県政報告」による配付資料印刷	下欄から折込み代も含むと思われる	?		130,847			130,847	1/1	130,847	65,423
	7	10-434	10/31	県政報告印刷・折込み	折込み費も含むが印刷費に入れた	?		130,847			130,847	1/1	130,847	65,423
	8	11-359	11/19	県政報告印刷・折込み	折込み費も含むが印刷費に入れた	?		130,847			130,847	1/1	130,847	65,423
	9	2-389	H27 2/28	県政報告印刷・折込み	折込み費も含むが印刷費に入れた	?		132,176			132,176	1/1	132,176	66,088
	10	3-381	3/31	県政報告印刷・折込み	折込み費も含むが印刷費に入れた	?		185,906			185,906	1/1	185,906	92,953
小川一成				印刷と折込みの各費用の区分ができないので印刷費に記載した。		計		1,388,489			1,388,489	-	1,388,489	694,242
	1	5-435	H26 5/22	県政報告印刷一式		?		409,000			409,000	1/1	409,000	204,500
	2	8-396	8/12	県政報告印刷一式		?		409,000			409,000	1/1	409,000	204,500
鈴木定幸						計		426,000			426,000	1/1	426,000	213,000
	1	4-453	H26 4/28	県政活動報告書郵送	5枚の領収書詳細あり	?		1,244,000			1,244,000	-	1,244,000	622,000
						計		486,960			486,960	1/1	486,960	243,480
石塚仁太郎	1	7-442	H26 7/8	活動報告書原稿作成		-	100,000				100,000	1/1	100,000	50,000
	2	7-443	7/15	活動報告書印刷		?		273,650			273,650	1/1	273,650	136,625
	3	7-444	7/17	活動報告書新聞折込み		?		83,635			83,635	1/1	83,635	41,817
	4	9-446	9/16	活動報告書増刷		?		212,544			212,544	1/1	212,544	106,272
外塚潔	1	4-459	H26 4/1	県政活動報告2月分印刷	@23円+制作代153,990円	計	100,000	486,194			586,194	-	669,829	334,714
	2	11-367	11/30	県政活動報告書(県政一般質問報告書)印刷	@12.96円+製作代920.80円	17,500		544,990			544,990	1/1	544,990	272,495
石田進	1	5-441	H26 5/31	県政報告(第12号)印刷		?		853,870	0		853,870	-	853,870	426,935
						計		481,005			481,005	3/4	360,763	120,250
西條昌良	1	8-400	H26 8/21	県議会報告原稿作成		-	150,000				150,000	3/4	112,500	37,500
	2	9-449	9/18	県議会報告印刷		?		211,680			211,680	3/4	158,760	52,920
	3	10-439	10/24	県議会報告増刷		?		324,000			324,000	3/4	243,000	81,000
						計	150,000	535,680			685,680	-	514,260	171,420

議員名	番号	資料頁	支払日	活動内容	備考	枚数・枚数等	按分前費用詳細(単位:円)			按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)				
							印刷	配布	撮影							
西條昌良	1	8-401	H26 8/18	県政活動報告書原稿作成		-	100,000			100,000	50,000					
	2	8-402	8/28	県政活動報告書印刷		?	186,613			186,613	93,306					
	3	9-450	9/2	県政活動報告書折込み	8/24折込み分	?		72,527		72,527	36,263					
	4	10-441	10/14	県政活動報告書原稿作成		-	100,000			100,000	50,000					
	5	10-442	10/15	県政活動報告書印刷、封筒作成、封入、発送	印刷費に入れた	?		1,432,394		1,432,394	716,197					
	6	12-240	12/24	県政活動報告書増刷		?		86,400		86,400	43,200					
鈴木亮寛	1	4-464	H26 4/21	県政活動報告書原稿作成		計	200,000	72,527		1,977,934	988,966					
	2	4-465	4/23	県政活動報告書印刷		?	100,000			100,000	50,000					
	3	8-403	8/4	県政活動報告書原稿作成		-	100,000			273,372	136,686					
	4	8-404	8/6	県政活動報告書印刷		?	273,938			273,938	136,969					
島田幸三	1	8-405	H26 8/12	県政活動報告各各地区へ発送		?	200,000	547,310		747,310	373,655					
						計	0	521,388		521,388	260,694					
先崎光	1	5-436	H26 5/27	県政活動報告(第12.13合併号)新聞折り込み		?		95,700		95,700	47,850					
	2	5-437	5/27	県政活動報告(第12.13合併号)発送	@78.84円×683	-		53,847		53,847	26,923					
	3	7-439	7-23	県政活動報告発送用切手購入	@52×200	-		10,400		10,400	5,200					
	4	7-440	7/28	県政活動報告発送用切手購入及び別紙郵便	@52×200+別紙216円(243.5円)	-		10,615		10,615	5,307					
	5	8-397	8/29	県政活動報告はがき版作成		?		30,780		30,780	15,390					
	6	11-362	11/7	県政活動報告(第14.15合併号)発送	@82円×683	-		56,006		56,006	28,003					
	7	11-363	11/28	県政活動報告(第14.15合併号)印刷		?		186,624		186,624	93,312					
	8	12-236	12/24	県政活動報告(第14.15合併号)折込み		-	16,200			16,200	8,100					
	9	12-237	12/24	県政活動報告(第14.15合併号)折込み		?		96,166		96,166	48,083					
	10	12-238	12/24	県政活動報告(第16号)デザイン		-	16,200			16,200	8,100					
	11	12-239	12/24	県政活動報告(第16号)印刷		?		212,652		212,652	106,326					
宮崎勇	1	7-441	H26 7/31	県政活動報告書印刷		?	32,400	322,734		785,190	392,594					
						計	365,000			365,000	182,500					
飯岡英之	1	4-451	H26 4/14	県政活動報告ポスター(アルバイト)	@21.6円	80,000				1,296,000	648,000					
	2	5-432	5/19	県政活動報告企画、撮影、デザイン、印刷	印刷@10.8円	80,000	108,000	648,000		842,400	421,200					
荻津和良	1	5-442	H26 5/10	活動報告書作成用写真プリント		?	3,316			3,316	1,658					
	2	6-464	6/5	活動報告書作成用写真プリント		?	2,576			2,576	1,288					
	3	6-465	6/11	活動報告書作成用写真プリント		?	1,027			1,027	513					
	4	7-447	7/12	活動報告書作成用写真プリント		?	1,279			1,279	639					
	5	9-451	9/16	県政活動報告郵送	@67円×144	-		9,648		9,648	4,824					
	6	10-443	10/1	広報誌作成用活動写真プリント		?	2,117			2,117	1,058					
	7	10-444	10/6	活動報告用写真プリント(広報誌発行用)		?	1,151			1,151	575					
	8	10-445	10/9	県政報告チラシ印刷		?		486,000		486,000	243,000					
	9	10-446	10/17	県政報告チラシ印刷		?		313,200		313,200	156,600					
	10	10-503	10/23	県政活動報告答案件内状はがき購入	@52円×20	?		1,040		1,040	520					
計											11,466	799,200	10,688		821,354	410,675
返還請求金額合派計																11,356,184

評価

- ① 県政活動結果報告(広報紙誌)発行の目的に発派等は議員個人への宣伝があり、合理的理由がない限り按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 従ってこれらの発派等の費用も1/2以下とされるべきである。
- ③ 費用の構成が判断としないもの多数があるが、特に評価の対象とはしない。
- ④ 荻津和良のNo.10は、政策広報費に入れるべきものと思うが、そのことは無視する。

結論 按分率1/2を超える分を返還請求する。 変換請求金額合派計 11,356,184(円) (各費用とも1円未満切り捨て)

## 平成26年度民主党茨城県県議会議員団政務活動費支出【広報紙(誌)発行費】評価

データ作成費には、編集、企画、レイアウト料を含む。配布費には、ハガキ代、切手代を含む。返還請求金額は、1円未満切り捨て。

議員名	番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	部数、枚数等	データ作成			印刷			配布			材料			透還請求金額(円)	
							枚数	枚数等	枚数	枚数等	枚数	枚数等	枚数	枚数等	枚数	枚数等	枚数	枚数等		枚数
民主党共通	1	136	H26	5/7	県議会便利だより製作費				315,540										315,540	157,770
	2	260		7/7	県議会便利だより製作費				162,540										162,540	81,270
	3	418		10/15	県議会便利だより製作費				324,540										324,540	162,270
	4	564	H27	1/27	県議会便利だより製作費				324,540										324,540	162,270
	5	647		3/31	県議会便利だより製作費				324,540										324,540	162,270
	計								1,451,700										1,451,700	725,850
	長谷川修平	1	47	H26	4/11	県議会だより発行				151,200									151,200	75,600
		2	48		4/17	広報紙の新聞折込み(4月13日折込み)	B3					335,728							335,728	167,864
3		49		4/14	県議会報告の原稿料		70,650											100,000	50,000	
4		648	H27	3/23	県議会報告の原稿料													100,000	50,000	
5		649		3/27	県議会報告の印刷代	(折込み分)下記と備考を同一とした。	(68,350)											649,598	324,799	
6		650		3/27	県議会報告の印刷代	(手持ち分)@9,504円	10,000											95,040	47,520	
7		651		3/30	県議会だより発行(2015年3月発行)印刷代													193,320	96,660	
8		652		3/31	新聞折込み代(3月29日折込み)	B3	68,350											324,799	162,399	
計								200,000	1,089,158	660,527							1,949,685	974,842		
佐藤光雄	1	50	H26	4/15	県議会だより発送準備機材代	セロテープ11,037、ラベル4,880													5,897	2,948
	2	51		4/21	県議会だより印刷代	A3 コード紙 4面2枚(送金手数料216)	12万											648,216	324,108	
	3	53		4/24	県議会だより送料	A4 2cm 4件												656	328	
	4	54		4/24	県議会だより送料	A4 1cm 135件												11,070	5,535	
	5	55		4/24	県議会だより送料	A4 1cm 9件												738	369	
	6	56		4/24	県議会だより送料	A4 1cm 35件												2,870	1,435	
	7	57		4/24	県議会だより送料	A4 1cm 35件												2,870	1,435	
	8	58		4/24	県議会だより送料	A4 1cm 35件												2,870	1,435	
	9	59		4/24	県議会だより送料	A4 1cm 35件												2,870	1,435	
	10	60		4/24	県議会だより送料	A4 1cm 35件												2,870	1,435	
	11	61		4/24	県議会だより送料	A4 1cm 35件												2,870	1,435	
	12	62		4/24	県議会だより送料	A4 1cm 35件												2,870	1,435	
	13	63		4/25	県議会だより送料	定型82円×1、定型外250円×2												582	291	
	14	64		4/25	県議会だより送料	A4 1cm 91件、A4 2cm 25件												11,562	5,781	
	15	65		4/28	県議会だより送料	82円×621、164円×9												52,398	26,199	
	16	137		5/8	県議会だより新聞折込み代	(送金手数料216)	78,500											373,248	186,624	
17	139		5/15	県議会だより送付用封筒代	角2/3×11cm×22、長3.5 千×9.4(送金手数料216)	6,000												72,666	36,333	
18	419		10/22	県議会だより印刷代	A3 コード紙 2面2枚(送金手数料216)	10万											453,816	226,908		
19	421		10/30	県議会だより送料													53,702	26,851		
20	653	H27	3/31	県議会だより印刷代	@9円×4万×1.08+(送金手数料216)	40,000											389,016	194,508		
計								1,544,750	470,344	78,563							2,093,657	1,046,828		
齋藤英彰	1	144	H26	5/28	県政だよりNo.12印刷代		23,000											248,400	124,200	
	2	366		9/17	県政だよりNo.13印刷代		23,000											248,400	124,200	
	3	483		11/21	県政だよりNo.14印刷代		23,000											248,400	124,200	
	4	565	H27	1/26	新聞折込み代(1月25日折込み)	上記3回分を一括配布したと思われる。	68,350											324,799	162,399	
	5	613		2/3	県政だより印刷代(号数不明)	領収書上は県議会報告	68,600											666,792	333,396	
	6	614		2/26	県政だより郵送代													31,136	15,568	
	7	654		3/3	県政便利原稿料		68,600											100,000	50,000	
	8	655		3/4	県政だよりNo.15印刷代		23,000											410,400	205,200	
計								100,000	2,147,191	31,136							2,278,327	1,139,163		

議員名 会派名	番号	閲覧 資料頁	支払日	活動内容	備考	部数・ 枚数等	按分前費用(単位:円)			按分率	充当金額 (円)	返還請求金 額(円)	
							データ作成	印刷	配布				
							計	撮影	材料				
設楽美子	1	73	H26	4/21 えみちやんレポート発送				2,747		2,747	1/1	2,747	
	2	145		5/8 えみちやんレポート印刷発行(県政報告)	領収書上はレポート代折込み代	39,600	280,130		280,130	1/1	280,130	140,085	
	3	146		5/14 えみちやんレポート印刷発行(県政報告)	上記の追加印刷分	3,000	25,920		25,920	1/1	25,920	12,960	
	4	147		5/20 えみちやんレポート発送				15,256		15,256	1/1	15,256	7,628
	5	203		6/20 えみちやんレポート発送				33,612		33,612	1/1	33,612	16,806
	6	204		6/30 えみちやんレポート印刷発行(県政報告)		2,500	21,600		21,600	1/1	21,600	10,800	
	7	262		7/9 えみちやんレポート印刷発行(県政報告)		2,000	17,280		17,280	1/1	17,280	8,640	
	8	263		7/22 えみちやんレポート発送			11,124		11,124	1/1	11,124	5,562	
	9	301		8/8 えみちやんレポート印刷発行(県議会議報告)	No.13号	55,000	326,462		326,462	1/1	326,462	163,231	
	10	302		8/20 えみちやんレポート発送			3,309		3,309	1/1	3,309	1,654	
	11	367		9/8 えみちやんレポート発送			395		395	1/1	395	197	
	12	368		9/22 えみちやんレポート発送(県議会議報告)			19,974		19,974	1/1	19,974	9,987	
	13	431		10/31 えみちやんレポート印刷発行(県政報告)		51,400	340,243		340,243	1/1	340,243	170,121	
計							1,011,635	86,417		1,098,052	-	1,098,052	
二川英俊							40,000	278,640		278,640	1/1	278,640	139,320
計							271,080		271,080	1/1	271,080	135,540	
備考参照							549,720		549,720	-	549,720	274,860	
大10,000枚、小5,000枚													
青山大入	1	66	H26	4/3 広報紙発送代			140		140	1/1	140	70	
	2	67		4/7 広報紙発送切手代			1,200		1,200	1/1	1,200	600	
	3	68		4/9 広報紙発送代			510		510	1/1	510	255	
	4	69		4/9 広報紙発送切手代			532		532	1/1	532	266	
	5	70		4/15 広報紙発送代			2,460		2,460	1/1	2,460	1,230	
	6	71		4/21 広報紙発送代			1,030		1,030	1/1	1,030	515	
	7	72		4/22 広報紙発送代			2,400		2,400	1/1	2,400	1,200	
	8	140		5/1 広報紙発送切手代			1,200		1,200	1/1	1,200	600	
	9	141		5/13 広報紙発送切手代			1,148		1,148	1/1	1,148	574	
	10	142		5/16 広報紙発送切手代			676		676	1/1	676	338	
	11	143		5/28 広報紙発送切手代			1,074		1,074	1/1	1,074	537	
	12	200		6/11 広報紙発送代			1,640		1,640	1/1	1,640	820	
	13	201		6/12 広報紙発送切手代			222		222	1/1	222	111	
	14	202		6/23 広報紙発送切手代			1,040		1,040	1/1	1,040	520	
	15	261		7/30 広報紙発送切手代			1,040		1,040	1/1	1,040	520	
	16	362		9/1 広報紙発送切手代			11,591		11,591	1/1	11,591	5,795	
	17	363		9/5 広報紙発送代			1,640		1,640	1/1	1,640	820	
	18	364		9/26 広報紙発送代			2,460		2,460	1/1	2,460	1,230	
	19	365		9/30 広報紙発送代			250		250	1/1	250	125	
	20	422		10/2 県議会議報告かわらばん82号(6月29日発行)		15,000	126,832		126,832	1/1	126,832	63,416	
	21	423		10/8 広報紙発送切手代			1,960		1,960	1/1	1,960	980	
	22	424		10/16 広報紙発送代			2,460		2,460	1/1	2,460	1,230	
	23	425		10/16 広報紙発送切手代			362		362	1/1	362	181	
	24	426		10/16 カラコヒ一冊紙代(自前印刷の簡易県議会議報告書)			9,645		9,645	1/1	9,645	4,822	
	25	427		10/27 県議会議報告印刷		60,000	702,640		702,640	1/1	702,640	351,320	
	26	428		10/28 カラコヒ一冊紙代(自前印刷の簡易県議会議報告書)			6,430		6,430	1/1	6,430	3,215	
	27	429		10/28 広報紙発送代			140		140	1/1	140	70	
	28	430		10/30 広報紙発送切手代			400		400	1/1	400	200	
	29	478		11/7 広報紙用紙代			6,430		6,430	1/1	6,430	3,215	
	30	479		11/9 広報紙発送切手代			1,476		1,476	1/1	1,476	738	
	31	480		11/10 広報紙発送切手代			400		400	1/1	400	200	

議員名 会派名	番号	閲覧 資料頁	支払日	活動内容	備考	部数・ 枚数等	按分前費用詳細(単位:円)				按分率	充当金額 (円)	返還請求金 額(円)
							データ作成	印刷	配布	材料			
	32	481	H26 11/11	広報紙発送代				2,460			2,460	1,230	
	33	482	11/14	広報紙発送代				1,640			1,640	820	
						計		829,472	43,551	22,505	895,528	447,763	
												返還請求金額 5,158,330	

評価

- ① 広報紙(誌)発行の目的に会派或は個人の宣伝があり、合理的理由がない限りは、按分率は1/2以下とすべきである。
- ② 従ってこれ等の発送費等も按分率は1/2以下とすべきである。

結論 全部の按分率を1/2としこれを超える分を返還請求金額とする。 返還請求金額合計 5,158,330(円) (各費用とも1円未満切り捨て)

## 平成26年度自民県政クラブ政務活動費支出【広報紙(誌)発行費】評価

データ作成費には、編集、企画、レイアウト料を含む。配布費にはハガキ代、切手代も含む。返還請求金額は、1円未満切り捨て。

議員名	番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	部数・枚数等	データ作成			按分前費用詳細(単位:円)			按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)
							印刷	配布	材料	撮影	計				
飯田智男	1	168	H26 6/6	県政報告誌送付	14.0g 67円×220(区内特別基)			14,740			14,740	1/1	14,740	7,370	
	2	169	6/6	県政報告誌送付	67円×148(区内特別基)			9,916			9,916	1/1	9,916	4,958	
	3	235	6/9	県政報告会案内状送付	14.0g 67円×229(区内特別基)			15,343			15,343	1/1	15,343	7,671	
	4	299	7/9	県政報告誌掲載用写真(撮影)	QUICK写真					3,000	3,000	1/1	3,000	1,500	
	5	408	8/8	県政報告誌印刷				74,520			74,520	1/1	74,520	37,260	
	6	511	10/10	県政報告誌作成原稿料	水戸市Oさんに発注		70,000				70,000	1/1	70,000	35,000	
	7	512	12/26	県政報告会案内状送付	10.0g 67円×520(区内特別基)			34,840			34,840	1/1	34,840	17,420	
	8	565	12/26	県政報告会案内状送付	10.0g 67円×464(区内特別基)			31,088			31,088	1/1	31,088	15,544	
川口政弥	1	42	4/30	広報紙NO.12企画構成	10.0g 67円×129(区内特別基)			8,643			8,643	1/1	8,643	4,321	
	2	92	5/21	広報紙NO.12印刷製本	10.0g 67円×271(区内特別基)			18,157			18,157	1/1	18,157	9,078	
	3	93	5/21	広報紙NO.12折込み	QUICK写真					1,140	1,140	1/1	1,140	570	
	4	236	7/30	広報紙NO.13企画構成											
	5	300	8/25	広報紙NO.13印刷製本			150,000				150,000	1/1	150,000	75,000	
	6	301	8/25	広報紙NO.13折込み				207,252			207,252	1/1	207,252	103,626	
	7	409	10/23	広報紙NO.14印刷製本				114,938			114,938	1/1	114,938	57,469	
	8	410	10/30	広報紙NO.14企画構成			150,000				150,000	1/1	150,000	75,000	
	9	462	11/5	広報紙NO.14折込み				138,638			138,638	1/1	138,638	69,319	
	10	566	H27 1/30	広報紙NO.15企画構成			150,000				150,000	1/1	150,000	75,000	
	11	621	2/10	広報紙NO.15印刷製本				294,300			294,300	1/1	294,300	147,150	
	12	622	2/25	広報紙NO.15折込み				138,638			138,638	1/1	138,638	69,319	
半村登	1	298	H26 8/11	県政報告郵送	67円×191(区内特別基)82円×64		600,000	937,008	507,153		2,044,161	-	2,044,161	1,022,080	
江田隆起	1	167	6/25	県政報告書印刷			18,045			18,045	1/1	18,045	9,022		
	2	508	12/26	県政報告書送付	13.0g 51円×1,526(区内特別特)			414,720			414,720	1/1	414,720	207,360	
	3	509	12/26	県政報告書送付	25g 51円×9,495(区内特別)			77,826			77,826	1/1	77,826	38,913	
	4	510	12/26	県政報告書送付	13.0g 64円×757(区内特別特)			48,448			48,448	1/1	48,448	24,224	
	5	564	H27 1/17	県政報告書印刷				388,800			388,800	1/1	388,800	194,400	
計							803,520	610,519		1,414,039	-	1,414,039	707,019		
計										281,387	-	281,387	140,692		
計										150,000	1/1	150,000	75,000		
計										189,540	1/1	189,540	94,770		
計										114,939	1/1	114,939	57,469		
計										150,000	1/1	150,000	75,000		
計										207,252	1/1	207,252	103,626		
計										114,938	1/1	114,938	57,469		
計										245,916	1/1	245,916	122,958		
計										150,000	1/1	150,000	75,000		
計										138,638	1/1	138,638	69,319		
計										150,000	1/1	150,000	75,000		
計										294,300	1/1	294,300	147,150		
計										138,638	1/1	138,638	69,319		
計										600,000	-	2,044,161	1,022,080		
計										18,045	1/1	18,045	9,022		
計										18,045	-	18,045	9,022		
計										414,720	1/1	414,720	207,360		
計										77,826	1/1	77,826	38,913		
計										48,448	1/1	48,448	24,224		
計										388,800	1/1	388,800	194,400		
計										803,520	-	1,414,039	707,019		
返還請求金額会派計													1,871,813		

評価

- ① 県政活動結果報告(広報紙(誌))発行の目的に会派或は議員個人の宣伝があり、合理的理由がない限り按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 従ってこれらの発送等の費用も1/2以下とすべきである。
- ③ 飯田智男の番号2,6,7は、広報紙(誌)発行費ではなく政策広報費に入れるべきと思われるが、そのことは問わない。

結論 全て按分率1/2を超える分を返還請求する。 返還請求金額会派計 1,871,813(円) (1円未満切り捨て)

## 平成26年度茨城県議会公明党議員会政務活動費支出【広報紙(誌)発行費】評価

1. 井手義弘  
 支分前費用詳細(単位:円)  
 支分前費用  
 印刷  
 配布  
 撮影  
 計  
 返還請求金額(円)  
 充当金額(円)  
 按分率  
 返還請求金額(円)

番号	閲覧資料	支払日	活動内容	備考	部数・枚数等	支分前費用				返還請求金額(円)			
						印刷	配布	撮影	計				
1	1-123	H26 4/30	県議会報告(高崎議員4/20付け)作成	A4、コート紙、両面4カラー、PDF/x1-a1付録	10,000	108,000	102,600		210,600	3/4	157,950	52,650	
2	1-286	5/12	写真素材購入	品名不明				25,200		25,200	3/4	18,900	6,300
3	1-289	5/18	県議会ミニ通信用ハガキ購入	@52円×400	400		20,800			20,800	1/1	20,800	10,400
4	1-290	5/18	県議会ミニ通信用ハガキ購入	@52円×300	300		15,600			15,600	1/1	15,600	7,800
5	1-291	5/20	県議会ミニ通信用切手購入	@2円×140	140		280			280	1/1	280	140
6	1-293	5/22	県議会ミニ通信用切手購入	2円	30		60			60	1/1	60	30
7	1-294	5/22	広報紙発行(八島功男政通信14号)	A4、6頁、コート紙、両面カラー、巻き三つ折り	400	129,600	313,950			443,550	3/4	332,662	110,887
8	1-468	6/5	県議会ミニ通信No69作成		400	21,600				21,600	1/1	21,600	10,800
9	1-470	6/10	県政ミニ通信用ハガキ購入				52,000			52,000	1/1	52,000	26,000
10	1-471	6/10	写真撮影(県議会一般質問)					12,000		12,000	1/1	12,000	12,000
11	1-472	6/13	県政ミニ通信用ハガキ購入	@52円×500	500		26,000			26,000	1/1	26,000	13,000
12	1-475	6/27	写真撮影(高崎進県政報告会)		-			12,000		12,000	1/1	12,000	12,000
13	1-476	6/30	県議会報告紙配送	領収書は宛名印刷費・郵送料とある	?		396,663			396,663	3/4	297,497	99,165
14	1-647	7/23	広報紙発行(八島功男政通信15号)	A3、コート紙、両面カラー、二つ折り	30,000	129,600	232,200			645,000	3/4	483,750	161,250
15	"	"	広報紙発行(高崎 進政通信13号)	A3、コート紙、両面カラー、二つ折り	15,000	129,600	153,600						
16	2-140	8/12	広報紙発行		?			56,700		56,700	3/4	42,525	14,175
17	2-145	8/18	県議会ミニ通信No70作成		?	21,600				21,600	1/1	21,600	10,800
18	2-147	8/31	写真撮影(井手よしひろ県議会報告)		-			15,000		15,000	1/1	15,000	15,000
19	2-148	8/31	県議会ミニ通信No.69,70配送	領収書は印刷費・発送費とある	?		53,957			53,957	1/1	53,957	26,978
20	2-285	9/4	写真撮影(県議会代表質問)		-			12,000		12,000	1/1	12,000	12,000
21	2-286	9/8	写真撮影(県議会一般質問)		-			12,000		12,000	1/1	12,000	12,000
22	2-288	9/17	広報紙発行(県政活動報告)	A3、4頁、マツコート、両面4カラー	30,000	129,600	200,880			330,480	3/4	247,860	82,620
23	2-436	10/15	県議会ミニ通信用ハガキ交換	50円178枚、52円361枚⇒52円539枚	(備考)			3,051		3,051	1/1	3,051	1,525
24	2-437	10/15	県議会ミニ通信用ハガキ購入	@52円×1,461	1,461		75,972			75,972	1/1	75,972	37,986
25	2-438	10/27	広報紙発行(八島功男政通信16号)	A3、8頁、コート紙、両面カラー、二つ折り	20,000	172,800	427,000			599,800	3/4	449,850	149,950
26	2-575	11/3	県議会ミニ通信No71支分作成		1式	21,600				21,600	1/1	21,600	10,800
27	2-577	11/3	県議会報告作成(井手議員10/20付け)	A4、コート紙、両面4色カラー、巻き三つ折り、PDF/x1-a1付	3,000	108,000	51,840			159,840	3/4	119,880	39,960
28	2-579	11/4	県政ミニ通信用ハガキ購入	@52円×500	500		26,000			26,000	1/1	26,000	13,000
29	2-580	11/6	県政ミニ通信用ハガキ購入	@52円×500	500		26,000			26,000	1/1	26,000	13,000
30	2-581	11/7	県政ミニ通信用ハガキ購入	@52円×500	500		26,000			26,000	1/1	26,000	13,000
31	2-585	11/17	県政ミニ通信No72支分作成		1式	21,600				21,600	1/1	21,600	10,800
32	2-587	11/17	県議会ミニ通信支分作成(田村、八島、高崎各分)	12,960×3	1式	38,880				38,880	1/1	38,880	19,440
33	2-590	11/26	県議会広報紙発送用切手購入	@82円×102	102		8,364			8,364	3/4	6,273	2,091
34	2-591	11/30	県議会報告作成(井手議員11/20付け)	A4、コート紙、片面4カラー、PDF/x1-a1付	5,000	54,000	43,200			97,200	3/4	72,900	24,300
35	2-593	11/30	県議会ミニ通信No71,72配送(八島、田村、高橋各分)	配送方法不明	?		62,942			62,942	1/1	62,942	31,471
36	3-111	12/1	県議会広報紙発送用切手購入	@82円×6	6		492			492	3/4	369	123
37	3-117	12/25	広報紙発行(県政活動報告)	A3、4頁、マツコート、両面4カラー	30,000	129,600	200,880			330,480	3/4	247,860	82,620
38	3-123	12/25	県議会広報紙発送用切手購入	@82円×3	3		246			246	3/4	184	61



番号	閲覧資料	支払日	活動内容	備考	部数・枚数等	按分前費用詳細(単位:円)			按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)				
						データ作成	印刷	配布							
39	3-124	12/26	県政ミニ通信用ハガキ購入		1,250		65,000		1/1	65,000	32,500				
40	3-126	H26	県政ミニ通信用ハガキ購入		150		7,800		1/1	7,800	3,900				
41	3-255	H27	県議会ミニ通信用データ作成(田村、八嶋分)		1式	25,920			1/1	25,920	12,960				
42	3-257		県議会ミニ通信No73データ作成		1式	21,600			1/1	21,600	10,800				
43	3-259	1/19	県議会ミニ通信No73宛名印刷	領収書には印刷・郵送費とある	1,248	26,957			1/1	26,957	13,478				
44	"	"	県議会ミニ通信宛名印刷(人島用)		893	19,289			1/1	19,289	9,644				
45	"	"	県議会ミニ通信宛名印刷(田村用)	1月1日号 領収書は上記と共通	520	11,232			1/1	11,232	5,616				
46	3-263	1/24	写真撮影(県議会代表質問)		-			12,000	1/1	12,000	12,000				
47	3-264	1/30	広報紙(送付用)購入(速達用)	速達1通 送付広報紙の部数不明	1		280		3/4	210	70				
48	3-400	2/2	県議会報告データ作成(井手義弘分)	1月1日付け	1式	86,400			3/4	64,800	21,600				
49	"	"	同上	同上 A4、コート紙、画面4コマ	5,000		64,800		3/4	48,600	16,200				
50	"	"	同上	同上 A4、コート紙、画面4コマ、巻末三つ折り	800		12,960		3/4	9,720	3,240				
51	3-402	2/13	広報紙発行(八嶋功男政通信17号)	A4、4頁、コート紙、画面4コマ、六折	15,000	86,400			3/4	228,000	76,000				
52	3-405	2/19	県議会報告送付用切手購入	り2枚、二つ折り1.3寸	9		738		3/4	553	184				
53	3-406	2/19	県議会ミニ通信用ハガキ購入	@82円×9 送付報告書の部数不明	396		20,592		1/1	20,592	10,296				
54	3-407	2/19	県議会ミニ通信用ハガキ交換	@52円×396	(備考)		1,043		1/1	1,043	521				
55	3-413	2/24	県議会ミニ通信用ハガキ購入	50円25枚、52円170枚、往復ハガキ	398		20,696		1/1	20,696	10,348				
56	3-570	3/4	県議会報告送付用切手購入	100円5枚 @52円×398	42		3,444		3/4	2,583	861				
57	3-571	3/4	写真撮影(県議会代表質問、一般質問)	@82円×42	-			24,000	1/1	24,000	24,000				
58	3-575	3/24	県議会ミニ通信No74データ作成	(H27年第1回県議会)	1式	21,600			1/1	21,600	10,800				
59	3-578	3/25	県議会ミニ通信No74配送	領収書には印刷・郵送費とある	?	26,849			1/1	26,849	13,424				
						計	1,458,000	2,556,457	520,100	25,200	99,000	4,658,757	-	3,714,446	1,434,564

評価

- ① 井手義弘は会派の代表を務めているので、会派の他の議員の広報紙(会派の広報紙)と考えるべきか? 発行費も計上している。
- ② 所謂広報紙発行費は按分率を3/4とし、ハガキを利用したミニ通信なるものは、按分率を1/1としている。
- ③ 所謂広報紙の発行目的には、会派もしくは議員のアピールがあるもので、合理的理由がない限り按分率は1/2以下とすべきである。ハガキによるミニ通信も会派或は議員のアピールの色合いが濃いものと評価しその費用の按分率は1/2以下とすべきである。
- ④ 従って、広報紙(誌)の配送配送費も按分率を1/2以下とすべきである。
- ⑤ 議会等における活動状況の写真を高額費用を掛けて撮影しているが、議員のアピールのためであり政務活動としては必要のない行為であるから支出を認めない。

結論 撮影費は全額、これを差し引いた残りの費用は按分率1/2を超えた金額を返還請求する。

返還請求金額 1,434,564(円) 撮影費 99,000(円) 印刷費 99,000(円) 按分率変更分 1,335,564(円) (各費用とも円未満は切り捨て)

2.八島功男

配布費にはハガキ代、切手代も含む。返還請求金額は、1円未満切り捨て。

番号	閲覧 資料頁	支払日 (納品日)	活動内容	備考	部数・ 枚数等	按分前費用詳細(単位:円)				充当金額 (円)	返還請求金 額(円)	
						データ作成	印刷	配布	材料			撮影
1	1-120	H26	4/1 県政報告郵送	@82円×41	41			3,362		3,362	3/4	840
2	1-122		4/24 県政通信郵送用封筒印刷		?		14,000			14,000	3/4	3,500
3	1-473		6/20 県政報告郵送	送付部数不明 料金後納郵便	?			18,095		18,095	3/4	4,523
4	1-639		7/1 県政通信郵送用封筒印刷	角2片面カラー印刷込み印刷	3,000		84,240			84,240	3/4	21,060
5	1-642		7/1 八島いさお県政通信No14ポストイング		19,240			124,675		124,675	3/4	31,168
6	1-645		7/22 県政報告郵送	送付部数不明 料金後納郵便	?			10,270		10,270	3/4	2,567
7	1-650		7/25 県政報告郵送 定型外	@140円×11	11			1,540		1,540	3/4	385
8	1-651		7/25 八島いさおニューズレター印刷		?		19,440			19,440	3/4	4,860
9	2-138		8/6 県政通信郵送用封筒印刷		?		12,960			12,960	3/4	3,240
10	2-139		8/11 県政報告郵送用切手購入	@82円×50	50			4,100		4,100	3/4	1,025
11	2-142		8/16 八島いさお県政通信No15ポストイング		12,630			81,842		81,842	3/4	20,460
12	2-291		9/22 県政報告郵送	送付部数不明 料金後納郵便	?			11,115		11,115	3/4	2,778
13	2-434		10/7 県政報告郵送(定型外)用切手購入	@92円×35	35			3,220		3,220	3/4	805
14	2-449		10/20 県政報告郵送	送付部数不明 料金後納郵便	?			6,313		6,313	3/4	1,577
15	2-582		11/10 県政報告郵送 定型外	@140円×11	11			1,540		1,540	3/4	385
16	2-583		11/17 県政通信郵送用封筒印刷		?		45,360			45,360	3/4	11,340
17	2-584		11/17 県政通信用写真	撮影したのがプリントしたのか不明	?				2,160	2,160	3/4	540
18	2-589		11/20 県政報告郵送	送付部数不明 料金後納郵便	?			1,566		1,566	3/4	391
19	3-114		12/18 八島いさお県政通信ポストイング		12,200			92,232		92,232	3/4	23,058
20	3-120		12/22 県政報告郵送	送付部数不明 料金後納郵便	?			4,489		4,489	3/4	1,121
21	3-125		12/27 八島いさおニューズレター印刷		?		3,240			3,240	3/4	810
22	3-253	H27	1/6 県政報告郵送 定型外	@92円×14	14			1,288		1,288	3/4	322
23	3-254		1/19 県政報告郵送	@82円×11	11			902		902	3/4	225
24	3-261		1/20 県政報告郵送	送付部数不明 料金後納郵便	?			268		268	3/4	67
25	3-408		2/20 八島いさお県政通信No17ポストイング		11,100			71,928		71,928	3/4	17,982
26	3-411		2/20 県政報告郵送	送付部数不明 料金後納郵便	?			12,415		12,415	3/4	3,103
							179,240	451,160	2,160	632,560	-	158,132

評価

- ① 所謂広報紙の発行目的には、余派もしくは議員のアピールがあるので、合理的理由がない限り按分率は1/2以下とすべきである。
- ② 従って、広報紙(誌)の配送配送費も按分率を1/2以下とすべきである。

結論 全て按分率1/2を超えた分を返還請求する。 返還請求金額金流計 158,132(円) (各費用とも円未満切り捨て)

3.高崎 進 配布費にはハガキ代、切手代も含む。返還請求金額は、1円未満切り捨て。

番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	部数・枚数等	按分前費用詳細(単位:円)				按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)
						データ作成	印刷	配布	材料			
1	1-121	H26 4/4	県政報告郵送	@82円×76	76		6,232		6,232	3/4	4,674	1,558
2	2-435	10/7	県政報告郵送	@82円×76	76		6,232		6,232	3/4	4,674	1,558
3	3-112	12/18	ハガキ購入	@52円×800	800		41,600		41,600	1/1	41,600	20,800
4	3-122	12/23	広報紙郵送費	@82円×27	27		2,214		2,214	3/4	1,600	553
5	3-252	H27 1/4	県議会ミニ通信ハガキ購入	@52円×200	200		10,400		10,400	1/1	10,400	5,200
6	3-414	2/25	広報紙郵送用切手購入	@82円×15(活動内容を通信費としている)	15		1,230		1,230	3/4	922	307
7	3-572	3/5	広報紙郵送用切手購入	@82円×22(活動内容を通信費としている)	22		1,804		1,804	3/4	1,353	451
8	3-574	3/17	広報紙郵送用切手購入	@82円×39(活動内容を通信費としている)	39		3,198		3,198	3/4	2,398	799
					計		72,910		72,910	-	67,681	31,226

評価

- ① 所謂広報紙発行費は按分率を3/4とし、ハガキを利用したミニ通信なるものは、按分率を1/1としている。
- ② 井手義弘の場合と同じく、全ての按分率を1/2とする。

結論 全て按分率1/2を超えた分を返還請求する。 返還請求金額派計 31,226(円) (各費用とも1円未満切り捨て)

4.田村佳子

配布費にはハガキ代、切手代も含む。返還請求金額は、1円未満切り捨て。

番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	部数・枚数等	按分前費用詳細(単位:円)				按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)
						データ作成	印刷	配布	材料			
1	1-292	H26 5/21	県政資料郵送用切手購入	@82円×33	33		2,706		2,706	3/4	2,029	676
2	1-652	7/30	広報紙ポスティング	?	?		81,000		81,000	3/4	60,750	20,250
3	2-287	9/9	広報紙郵送用切手購入	@82円×20	20		1,640		1,640	3/4	1,230	410
4	3-113	12/18	広報紙ポスティング	?	?		108,000		108,000	3/4	81,000	27,000
5	3-251	H27 1/4	県政資料郵送	@82円×42	42		3,444		3,444	3/4	2,583	861
6	3-569	3/3	県政資料郵送用切手購入	@82円×32	32		2,624		2,624	3/4	1,968	656
7	3-573	3/9	県政資料郵送用切手購入	@82円×100	100		8,200		8,200	3/4	6,150	2,050
8	3-577	3/26	県政資料郵送用切手購入	@82円×138	138		11,316		11,316	3/4	8,487	2,829
					計		218,930		218,930	-	164,197	54,732

評価

- ① 井手義弘の場合と同じく、全ての按分率を1/2とする。

結論 全て按分率1/2を超えた分を返還請求する。 返還請求金額 54,732(円) (各費用とも1円未満切り捨て)

返還請求金額派計 1,678,654(円) (各費用とも1円未満切り捨て)

平成26年度日本共産党茨城県議会議員団政務活動費支出【広報紙(誌)発行費及び事務費に計上された関連送金手数料】評価

日本共産党茨城県議会議員団の収支報告書の添付資料に「作成費」とあるものは、データ作成費に記録した。返還請求金額は円未満切り捨て。

番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	枚数・枚数等	按分前費用(単位:円)			按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)
						データ作成	印刷	配布			
1	9	H26	議会報告折り込み	B4	2,000		7,128	7,128	1/1	7,128	3,564
2	10	4/25	議会報告折り込み		?		5,702	5,702	1/1	5,702	2,851
3	11	4/25	議会報告折り込み	@3.3円×3000×1.08	3,000		10,692	10,692	1/1	10,692	5,346
4	12	4/25	議会報告折り込み	B4(領収日4/25.折込日4/27)	3,800		13,543	13,543	1/1	13,543	6,771
5	13	4/25	議会報告折り込み	B4(領収日4/25.折込日4/27)	4,200		14,969	14,969	1/1	14,969	7,484
6	14	4/25	議会報告折り込み	B4(領収日4/25.折込日4/27)	300		1,069	1,069	1/1	1,069	534
7	15	4/25	議会報告折り込み	(領収日4/25.折込日4/27)	300		1,069	1,069	1/1	1,069	534
8	16	4/25	議会報告折り込み		2,700		9,622	9,622	1/1	9,622	4,811
9	17	4/25	議会報告折り込み	B4(領収日4/25.折込日4/27)	4,100		14,612	14,612	1/1	14,612	7,306
10	18	4/26	議会報告折り込み		3,600		12,830	12,830	1/1	12,830	6,415
11	19	4/26	議会報告折り込み		3,000		10,692	10,692	1/1	10,692	5,346
12	20	4/27	議会報告折り込み		1,700		6,058	6,058	1/1	6,058	3,029
13	21	4/30	議会報告印刷(号数?)		?	87,000		87,000	1/1	87,000	43,500
14	33	5/31	議会報告印刷(39号)			99,000		99,000	1/1	99,000	49,500
15	35	6/4	議会報告折り込み		1,700		6,058	6,058	1/1	6,058	3,029
16	36	6/4	議会報告折り込み	B4	4,100		14,612	14,612	1/1	14,612	7,306
17	37	6/4	議会報告折り込み	(領収日6/4.折込日6/6)	3,000		10,692	10,692	1/1	10,692	5,346
18	39	6/5	議会報告折り込み	B4(領収日6/5.折込日6/6)	4,200		14,969	14,969	1/1	14,969	7,484
19	40	6/5	議会報告折り込み	B4(領収日6/5.折込日6/6)	3,800		13,543	13,543	1/1	13,543	6,771
20	41	6/5	議会報告折り込み		300		1,069	1,069	1/1	1,069	534
21	42	6/5	議会報告折り込み		3,600		12,830	12,830	1/1	12,830	6,415
22	43	6/5	議会報告折り込み	B4	2,000		7,128	7,128	1/1	7,128	3,564
23	44	6/5	議会報告折り込み		?		5,702	5,702	1/1	5,702	2,851
24	45	6/5	議会報告折り込み	B4	1,000		3,564	3,564	1/1	3,564	1,782
25	46	6/5	議会報告折り込み		2,700		9,622	9,622	1/1	9,622	4,811
26	49	6/13	議会報告折り込み		3,000		10,692	10,692	1/1	10,692	5,346
27	55	6/30	議会報告印刷(No.40号)		?	99,000		99,000	1/1	99,000	49,500
28	57	7/3	議会報告折り込み	@3.3円×3000×1.08	3,000		10,692	10,692	1/1	10,692	5,346
29	58	7/3	議会報告折り込み		1,700		6,058	6,058	1/1	6,058	3,029
30	59	7/3	議会報告折り込み	B4(領収日7/4.折込日7/6)	3,800		13,543	13,543	1/1	13,543	6,771
31	60	7/4	議会報告折り込み	B4(領収日7/4.折込日7/6)	4,200		14,969	14,969	1/1	14,969	7,484
32	61	7/4	議会報告折り込み	(領収日7/4.折込日7/6)	300		1,069	1,069	1/1	1,069	534
33	62	7/4	議会報告折り込み		3,600		12,830	12,830	1/1	12,830	6,415
34	63	7/4	議会報告折り込み		3,000		10,692	10,692	1/1	10,692	5,346
35	64	7/4	議会報告折り込み	B4	2,000		7,128	7,128	1/1	7,128	3,564
36	65	7/4	議会報告折り込み		?		5,702	5,702	1/1	5,702	2,851
37	66	7/4	議会報告折り込み	B4	1,000		3,564	3,564	1/1	3,564	1,782
38	67	7/4	議会報告折り込み	(領収日7/4.折込日7/6)	2,700		9,622	9,622	1/1	9,622	4,811
39	68	7/4	議会報告折り込み	B4(領収日7/4.折込日7/6)	4,100		14,612	14,612	1/1	14,612	7,306
40	74	7/15	議会報告印刷		?	35,640		35,640	1/1	35,640	17,982
41	82	7/30	議会報告作成費		-	70,000		70,000	1/1	70,000	35,000
42	86	8/4	議会報告印刷(No.41号)		?	99,000		99,000	1/1	99,000	49,500
43	87	8/7	議会報告折り込み	(領収日8/7.折込日8/10)	3,000		10,692	10,692	1/1	10,692	5,346
44	88	8/7	議会報告折り込み		1,700		6,058	6,058	1/1	6,058	3,029

番 号	開 覽 資 料 頁	支 払 日	活 動 内 容	備 考	部 数・ 枚 数 等	按 分 前 費 用 詳 細 (単 位 : 円)			充 当 金 額 (円)	返 還 請 求 金 額 (円)
						一 夕 作 成	印 刷	配 布		
45	90	8/8	議会報告折り込み		3,000		10,692		10,692	5,346
46	91	8/8	議会報告折り込み		3,600		12,830		12,830	6,415
47	92	8/8	議会報告折り込み	(領収日8/8.折込日8/10) B4	300		1,069		1,069	534
48	93	8/8	議会報告折り込み		2,000		7,128		7,128	3,564
49	94	8/8	議会報告折り込み		?		5,702		5,702	2,851
50	95	8/8	議会報告折り込み		1,000		3,564		3,564	1,782
51	96	8/8	議会報告折り込み	(領収日8/8.折込日8/10) B4	2,700		9,622		9,622	4,811
52	97	8/8	議会報告折り込み	B4(領収日8/8.折込日8/10)	4,100		14,612		14,612	7,306
53	98	8/8	議会報告折り込み	B4(領収日8/8.折込日8/10)	4,200		14,969		14,969	7,484
54	101	8/10	議会報告折り込み	B4(領収日8/10.折込日8/10)	3,800		13,543		13,543	6,771
55	107	8/27	議会報告折り込み	(領収日8/27.折込日8/31)	3,000		10,692		10,692	5,346
56	108	8/27	議会報告折り込み	(領収日8/27.折込日8/31)	1,700		6,058		6,058	3,029
57	109	8/28	議会報告折り込み	B4(領収日8/28.折込日8/31)	4,200		14,969		14,969	7,484
58	110	8/28	議会報告折り込み		3,000		10,692		10,692	5,346
59	111	8/29	議会報告折り込み		?		5,702		5,702	2,851
60	112	8/29	議会報告折り込み	B4(領収日8/29.折込日8/31)	1,000		3,564		3,564	1,782
61	113	8/29	議会報告折り込み	B4	2,000		7,128		7,128	3,564
62	114	8/29	議会報告折り込み	(領収日8/29.折込日8/31)	300		1,069		1,069	534
63	115	8/29	議会報告折り込み	B4(領収日8/29.折込日8/31)	3,800		13,543		13,543	6,771
64	116	8/29	議会報告折り込み	(領収日8/29.折込日8/31)	2,700		9,622		9,622	4,811
65	118	8/29	議会報告折り込み	B4(領収日8/29.折込日9/1)	4,100		14,612		14,612	7,306
66	119	8/30	議会報告折り込み		3,600		12,830		12,830	6,415
67	120	8/30	議会報告印刷(No.42)	?		99,000		99,000	49,500	
68	130	9/30	議会報告印刷(No.43号)	?		99,000		99,000	49,500	
69	131	10/3	議会報告折り込み	B4(領収日10/3.折込日10/5)	3,800		13,543		13,543	6,771
70	132	10/3	議会報告折り込み	B4(領収日10/3.折込日10/5)	4,200		14,969		14,969	7,484
71	133	10/3	議会報告折り込み		3,600		12,830		12,830	6,415
72	134	10/3	議会報告折り込み		3,000		10,692		10,692	5,346
73	135	10/3	議会報告折り込み	B4	2,000		7,128		7,128	3,564
74	136	10/3	議会報告折り込み	?			5,702		5,702	2,851
75	137	10/3	議会報告折り込み	④3円×3000×1.08(10/5折込み) (領収日10/3.折込日10/5)	3,000		10,692		10,692	5,346
76	138	10/3	議会報告折り込み		1,000		3,564		3,564	1,782
77	139	10/3	議会報告折り込み		2,700		9,622		9,622	4,811
78	140	10/3	議会報告折り込み		1,700		6,058		6,058	3,029
79	141	10/3	議会報告折り込み	B4	4,100		14,612		14,612	7,306
80	142	10/3	議会報告折り込み	消費税5%で計算?	300		1,039		1,039	519
81	146	10/11	議会報告作成費		-	70,000		70,000	35,000	
82	151	10/23	議会報告印刷(茨城県政と県議会報告集)		?	334,260		334,260	167,400	
83	154	10/29	議会報告折り込み	(領収日10/29.折込日10/19/20)	?		459,756		460,296	230,148
84	155	10/30	議会報告折り込み		3,600		12,830		12,830	6,415
85	156	10/30	議会報告折り込み	(領収日10/30.折込日11/3)	2,700		9,622		9,622	4,811
86	157	10/30	議会報告折り込み		1,700		6,058		6,058	3,029
87	158	10/30	議会報告折り込み	④3円×3000×1.08(11/3折込み) B4	3,000		10,692		10,692	5,346
88	159	10/30	議会報告折り込み		2,000		7,128		7,128	3,564
89	160	10/31	議会報告折り込み	(領収日10/31.折込日11/3)	4,100		14,612		14,612	7,306
90	161	10/31	議会報告折り込み	B4(領収日10/31.折込日11/3)	3,800		13,543		13,543	6,771
91	162	10/31	議会報告折り込み	?			5,702		5,702	2,851
92	163	10/31	議会報告折り込み		300		1,069		1,069	534
93	164	10/31	議会報告折り込み	B4(領収日10/31.折込日11/2)	1,000		3,564		3,564	1,782

番 号	関 覧 資 料 頁	支 払 日	活 動 内 容	備 考	抽 数・ 枚 数 等	按 分 前 費 用 詳 細 (単 位: 円)			充 当 金 額 (円)	返 還 請 求 金 額 (円)		
						一 一 作 成	印 刷	配 布			送 金 手 数 料	撮 影
94	165	10/31	議会報告折り込み	B4(領収日10/31,折込日11/2)	4,200		14,969		14,969	1/1	7,484	
95	166	H26 10/31	議会報告折り込み		3,000		10,692		10,692	1/1	5,346	
96	167	10/31	議会報告印刷(No.44号)		?	99,000			99,000	1/1	49,500	
97	169	10/31	議会報告作成費		-	70,000			70,000	1/1	35,000	
98	180	11/25	議会報告折り込み	※3.3円×3000×1.08(11/27折込み)	3,000		10,692		10,692	1/1	5,346	
99	181	11/25	議会報告折り込み	(領収日11/25,折込日11/27)	300		1,069		1,069	1/1	534	
100	182	11/25	議会報告折り込み	(領収日11/25,折込日11/27)	300		1,069		1,069	1/1	534	
101	183	11/25	議会報告折り込み		?		6,058		6,058	1/1	3,029	
102	184	11/25	議会報告折り込み	(領収日11/25,折込日11/27)	4,100		14,612		14,612	1/1	7,306	
103	185	11/25	議会報告折り込み		3,600		12,830		12,830	1/1	6,415	
104	186	11/25	議会報告折り込み		?		5,702		5,702	1/1	2,851	
105	187	11/25	議会報告折り込み		2,700		9,622		9,622	1/1	4,811	
106	188	11/25	議会報告折り込み	B4(領収日11/25,折込日11/27)	1,000		3,564		3,564	1/1	1,782	
107	189	11/25	議会報告折り込み	B4	2,000		7,128		7,128	1/1	3,564	
108	190	11/25	議会報告折り込み		3,000		10,692		10,692	1/1	5,346	
109	191	11/25	議会報告折り込み	B4(領収日11/25,折込日11/27)	3,800		13,543		13,543	1/1	6,771	
110	192	11/25	議会報告折り込み	B4(領収日11/25,折込日11/27)	4,200		14,969		14,969	1/1	7,484	
111	193	11/28	議会報告折り込み	(領収日11/28,折込日11/30)	300		1,069		1,069	1/1	534	
112	194	11/28	議会報告折り込み	(領収日11/28,折込日11/30)	4,100		14,612		14,612	1/1	7,306	
113	195	11/28	議会報告折り込み	(領収日11/28,折込日11/30)	?		6,058		6,058	1/1	3,029	
114	196	11/28	議会報告折り込み	(領収日11/28,折込日11/30)	2,700		9,622		9,622	1/1	4,811	
115	197	11/28	議会報告折り込み	(領収日11/28,折込日11/30)	3,600		12,830		12,830	1/1	6,415	
116	198	11/28	議会報告折り込み		?		5,702		5,702	1/1	2,851	
117	199	11/28	議会報告折り込み	B4(領収日11/28,折込日11/30)	1,000		3,564		3,564	1/1	1,782	
118	200	11/28	議会報告折り込み	(領収日11/28,折込日11/30)	300		1,069		1,069	1/1	534	
119	201	11/28	議会報告折り込み	B4	2,000		7,128		7,128	1/1	3,564	
120	202	11/28	議会報告折り込み		3,000		10,692		10,692	1/1	5,346	
121	203	11/28	議会報告折り込み	(領収日11/28,折込日11/30)	3,000		10,692		10,692	1/1	5,346	
122	204	11/28	議会報告折り込み	B4(領収日11/28,折込日11/30)	3,800		13,543		13,543	1/1	6,771	
123	205	11/28	議会報告折り込み	B4(領収日11/28,折込日11/30)	4,200		14,969		14,969	1/1	7,484	
124	207	11/30	議会報告印刷(号外)		?	101,000			101,000	1/1	50,500	
125	215	12/21	議会報告印刷(No.45号)		?	99,000			99,000	1/1	49,500	
126	226	H27 1/15	議会報告印刷(茨城県議団ニュース2015年1月号)		22,000		55,360		55,360	1/1	27,880	
127	253	3/5	議会報告印刷		?	147,528		540/256	148,068	1/1	74,034	
128	260	3/26	議会報告印刷		?	389,340		540/254	389,880	1/1	194,940	
129	261	3/26	議会報告折り込み	(領収日3/26,折込日3/30)	?		611,160		611,700	1/1	305,850	
130	262	3/26	議会報告作成(第一回定例会特集)		-	70,000			70,000	1/1	35,000	
131	268	3/27	議会報告折り込み	(領収日3/27,折込日3/30)	?		48,892		49,216	1/1	24,608	
					計	280,000	1,843,128	2,116,245	3,348	4,242,721		2,121,346

\* 送金手数料の表記は「手数料/資料頁」としてある。

評価

- ① 県議会報告発行の目的に会派或は議員個人の宣伝があり、合理的に説明できない限り按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 従って、その配付手段に要する費用も按分率を1/2とすべきである。

結論 全て按分率1/2を超える額について返還請求する。返還請求金額を派計 2,121,346(円) (各費用とも1円未満切り捨て) [広報紙(誌)発行費計上分 2,119,672(円)、事務費計上分1,674(円)]

平成26年度いばらき自民党政務活動費支出【政策広報費】評価

平成28年5月2日

(政策広報と関連がある事務費も含む)

1.加藤明良

Table with columns: 番号, 閲覧資料頁, 支払日, 活動内容, 備考, 数量, データ作成, 印刷, ビデオ撮影, 編集・アップロード, DVD作成, 手数料, 会場費, 機材費, 発送費, 茶・茶菓子代, 按分率, 充当金額(円), 返還請求金額(円)

評価

- ① 政策広報活動が広報誌(誌)発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んではいけない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
② 番号4の街頭広報用拡声器の費用が按分率1/2となっていることから①とは明らかである。
③ 政策広報活動が①のとおりであるから、これを目的としたデータ処理、会合への招待状の類に要した費用も按分率を1/2以下とされるべきである。

結論 上表の金額の按分率を全て1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。 返還請求金額 100,935(円) (各費用とも1円未満切り捨て)

2.川津隆

Table with columns: 番号, 閲覧資料頁, 支払日, 活動内容, 備考, 数量, データ作成, 印刷, ビデオ撮影, 編集・アップロード, DVD作成, 手数料, 会場費, 機材費, 発送費, 茶・茶菓子代, 按分率, 充当金額(円), 返還請求金額(円)

評価

- ① 政策広報活動が広報誌(誌)発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んではいけない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
② 茶菓子代は、150円/人で十分であり、これの1/2相当分を超える分を返還対象とする。

結論 茶菓子代については②とし、他は、按分率を1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。 返還請求金額 13,250(円)

3.神池敏行

閲覧資料員番号	支払日	活動内容	備考	数量	投分前費用詳細(単位:円)							按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)			
					データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会費				機材費	発送費	茶・茶菓子代
1	5-450 H26.5/28	県政報告会案内状はがき購入	@52円×100										5,200	5,200	1/1	5,200	2,600
				計									5,200	5,200	-	5,200	2,600

評価

- ① 政策広報活動が広報紙(誌)発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んでいることは否定できない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 政策広報活動が①のとおりであるから、これを目的とした会合への招待状の類に類した費用も按分率を1/2以下とされるべきである。

結論 上表の金額の按分率を全て1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。返還請求金額 2,600(円)

4.伊沢勝徳

閲覧資料員番号	支払日	活動内容	備考	数量	投分前費用詳細(単位:円)							按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)			
					データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会費				機材費	発送費	茶・茶菓子代
1	6-474 H26.6/8	県政報告会茶菓子購入	@945円×1、@120円×32、@321円×15、@148円×10以上外税	50										11,858	1/1	11,858	9,650
2	6-475	県政報告会お茶購入	6.7.8月分	390										12,004	1/1	12,004	5,227
				計										23,862	-	23,862	14,877

評価

- ① 政策広報活動が広報紙(誌)発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んでいることは否定できない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 茶・茶菓子代は、150円/人で十分であり、これの1/2相当分を超える分を返還請求対象とする。番号1の茶菓子代は、約237円/人(11,858÷50=237.16)となる。番号2のお茶は6月分を含むとなり、この約31円/人(12,004÷380=30.779)を含むと、6/8の会合では、288円/人の茶・茶菓子が供されたことになる。するとこの6/8分の金額から返還されるべき金額は、(288-75)×50=9,650(円)となり、これを便宜上全額番号1の充当金額から返還させる。番号2は、6/8分として使用した分を除く金額[12,004-31×50=10,454(円)]の1/2の5,227(円)を返還対象とする。

結論 上記のとおりとする。返還請求金額 14,877(円)

5.桜井高夫

閲覧資料員番号	支払日	活動内容	備考	数量	投分前費用詳細(単位:円)							按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)			
					データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会費				機材費	発送費	茶・茶菓子代
1	4-475 H26.4/26	県政報告会会場利用	石岡市国民宿舎つくばね	-									94,950	94,950	1/1	94,950	47,475
				計									94,950	94,950	-	94,950	47,475

評価

- ① 政策広報活動が広報紙(誌)発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んでいることは否定できない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。

結論 上表の金額の按分率を全て1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。返還請求金額 47,475(円)

6.神達岳志

閲覧資料員番号	支払日	活動内容	備考	数量	投分前費用詳細(単位:円)							按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)			
					データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会費				機材費	発送費	茶・茶菓子代
1	6-476 H26.6/2	県政報告会案内用はがき購入	@52円×100										5,200	5,200	1/1	5,200	2,600
2	8-412	県政報告会茶菓子購入	@295円 事務所	11									3,240	3,240	1/1	3,240	2,415
3	9-462	県政報告会郵送用切手購入	@82円×17										1,394	1,394	1/1	1,394	687
4	10-466	県政報告会案内用はがき購入	@52円×100										5,200	5,200	1/1	5,200	2,600
				計									11,794	11,794	15,034	15,034	8,312

評価

- ① 政策広報活動が広報紙(誌)発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んでいることは否定できない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 番号3は、本来広報紙(誌)発行費に入れるべきと思うがそのことは無視する。



- ③ 政策広報活動が①のとおりであるから、これを目的とした会合への招待状の類に要した費用も按分率を1/2以下とされるべきである。  
 ④ 茶・茶菓子代は、150円/人で十分であり、これの1/2相当分を超えた分を返還請求金額とする。

結論 茶菓子代については③とし、他は、按分率を1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。 返還請求金額 8,312(円)

7.五井郡一

番号	閲覧資料員	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)										充当金額(円)	返還請求金額(円)			
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会場費	機材費	発送費	茶・茶菓子代			計		
4-476	H26																			
1		4/10	意見交換会(県政報告会)茶菓子購入	於ける常陸太田市西金砂神社 大福@110円×30、まんじゅう@70円×10、まんじゅう@100円×10、ケーキ@170円×5	20											5,850	1/1	5,850	4,350	
5-451		5/23	林業政策と県政報告会茶菓子購入	会場不明 フッセ@130円×10、 シユークリーム@130円×20	30											3,900	1/1	3,900	1,950	
3	5-452	5/26	県政報告会案内用ポスター印刷		?		147,860										147,860	1/2	73,930	0
4	5-453	5/26	県政報告会案内用チラシ印刷・デザイン		?		145,800										145,800	1/2	72,900	0
5	5-454	5/26	県政報告会案内発送用封筒印刷		?		64,260										64,260	1/2	32,130	0
6	6-456	6/30	県政報告会印刷・デザイン		?		583,200										583,200	2/3	388,800	97,200
7	9-463	9/30	県政報告会資料印刷・デザイン				172,800										172,800	1/2	86,400	0
					計		1,114,020									9,750	1,123,770	-	663,960	103,500

評価

- ① 政策広報活動が広報紙(誌)発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んでいることは否定できない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。  
 ② 番号は、本県広報紙(誌)発行費に内れるべきと思うことは無視する。  
 ③ 政策広報活動が①のとおりであるから、これを目的とした会合への招待状の類に要した費用も按分率を1/2以下とされるべきである。  
 ④ 上記は、番号3~5/7の按分率が1/2とされていることからも明らかである。  
 ⑤ 茶・茶菓子代は、150円/人で十分であり、これの1/2相当分を超えた分を返還請求金額とする。当該茶菓子は、お茶かいと間違えているような内容である。

結論 茶菓子代については⑤とし、他は、按分率を1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。 返還請求金額 103,500(円)

8.西野一

番号	閲覧資料員	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)										充当金額(円)	返還請求金額(円)				
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会場費	機材費	発送費	茶・茶菓子代			計			
1	4-477	4/1	県政報告会案内用切手購入																		
2	4-478	4/24	県政報告会案内用切手購入	@82円×30												2,460	1/1	2,460	1,230		
3	9-464	9/27	県政報告会お茶購入	@82円×50	70											4,100	1/1	4,100	2,050		
4	9-465	9/27	県政報告会お茶購入	@120円×72-140円	45											8,500	1/1	8,500	4,250		
5	10-467	10/1	県政報告会茶菓子購入(9/30開催分)	領収書はお茶代としている おいしいお茶@150円×27、菓 子3,000円	30											5,592	1/1	5,592	2,796		
6	10-468	10/4	県政報告会茶菓子購入	おいしいお茶@150円×27、菓 子3,000円	27											7,050	1/1	7,050	5,025		
7	10-469	10/10	県政報告会お茶購入	おいしいお茶@20円×60	60											7,200	1/1	7,200	3,600		
8	10-470	10/11	県政報告会茶菓子購入		40											3,123	1/1	3,123	1,562		
					計											6,560	37,385	43,945	-	43,945	24,181

評価

- ① 政策広報活動が広報紙(誌)発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んでいることは否定できない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。  
 ② 政策広報活動が①のとおりであるから、これを目的とした会合への招待状の類に要した費用も按分率を1/2以下とされるべきである。  
 ③ 茶・茶菓子代は、150円/人で十分であり、これの1/2相当分を超えた分を返還請求金額とする。(番号5,6)

結論 茶菓子代については③とし、他は、按分率を1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。 返還請求金額 24,181(円) (各費用とも円未満切り捨て)

番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)										按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会場費	機材費	発送費	茶・菓子代				計
1	10-504	H26.10.8	県政報告会会場借用	高松中央公民館							1,980					1,980	1/1	1,980	980
2	10-505	10/15	県政報告会会場借用	高松中央公民館							1,020					1,020	1/1	1,020	510
3	10-506	10/15	県政報告会案内状郵送	@82円×32通、@77円×1,237通										98,193		98,193	1/1	98,193	49,096
					計									98,193		101,193	-	101,193	50,596

評価

- ① 政策広報活動が広報誌(誌)発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んでいることとは否定できない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 政策広報活動が①のとおりであるから、これを目的とした会合への招待状の類に要した費用も按分率を1/2とされるべきである。

結論 上表の金額の按分率を全て1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。 返還請求金額 50,596(円) (各費用とも1円未満切り捨て)

10.村上典男

番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)										按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)		
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会場費	機材費	発送費	茶・菓子代				計	
1	7-458	H26.7/1	県政報告会案内状発送用切手購入	@82円×500										26,000		26,000	1/1	26,000	13,000	
2	8-413	8/10	県政報告会案内状発送	@82円×550										45,100		45,100	1/1	45,100	22,550	
3	9-466	9/3	県政報告会・記念講演会案内追加発送用切手購入	@82円×700	-									57,400		57,400	1/1	57,400	28,700	
4	12-244	12/25	県政報告会及び講演会案内状発送	@67円×152 区内特別										10,184		10,184	1/2	5,092	0	
5	12-245	12/25	県政報告会及び講演会案内状発送	@67円×847 区内特別										56,749		56,749	1/2	28,374	0	
6	12-246	12/25	県政報告会及び講演会案内状発送	@67円×680、@82円×146										57,532		57,532	1/2	28,766	0	
7	12-247	12/29	県政報告会及び講演会案内状発送用切手購入	@82円×30										2,460		2,460	1/2	1,230	0	
8	12-248	12/29	県政報告会及び講演会案内文書・封筒印刷		2,982		131,220												65,610	0
9	12-249	12/29	県政報告会及び講演会案内文書封入・発送代行				131,220							244,524		244,524	1/2	122,262	0	
					計									499,949		631,169	-	379,834	64,250	

評価

- ① 政策広報活動が広報誌(誌)発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んでいることとは否定できない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 政策広報活動が①のとおりであるから、これを目的とした会合への招待状の類に要した費用も按分率を1/2とされるべきである。
- ③ 番号3は、番号4以下が按分率を1/2としていることからも按分率を1/2とするべきである。

結論 上表の金額の按分率を全て1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。 返還請求金額 64,250(円)

11.黒田弘司

番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)										按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会場費	機材費	発送費	茶・菓子代				計
1	4-479	H26.4/16	県政報告会案内状発送用切手購入	@82円×105	-									8,610		8,610	1/1	8,610	4,305
2	8-414	8/11	地区調査報告会会場借用	@67円×112(区内特別) 於けるホテルフロント車庫										7,504		7,504	1/1	7,504	3,752
3	9-467	9/9	県政報告会会場借用	於けるホテルフロント車庫	?							66,000				66,000	1/1	66,000	33,000
					計									16,114		124,394	-	124,394	21,140

評価

- ① 政策広報活動が広報誌(誌)発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んでいることとは否定できない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 政策広報活動が①のとおりであるから、これを目的とした会合への招待状の類に要した費用も按分率を1/2とされるべきである。

結論 上表の金額の按分率を全て1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。 返還請求金額 62,197(円)

12. 藤崎久雄様

番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)							充当金額(円)	返還請求金額(円)	
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会場費			機材費
1	5-455	H26 5/26	県政報告会資料コピー拡大				756							756	378
2	5-456	5/26	県政報告会資料コピー拡大				756							756	378
					計		1,512							1,512	756

評価

- ① 政策広報活動が広報誌発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んでいないことは否定できない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 政策広報活動が①のとおりであるから、これを目的とした茶のための資料作成に要する費用も按分率は1/2以下とすべきである。

結論 上表の金額の按分率を全て1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。 返還請求金額 756(円)

13. 田口伸一

番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)							充当金額(円)	返還請求金額(円)	
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会場費			機材費
1	6-477	H26 6/14	県政報告会案内状はがき購入	⑥52円×230									11,960	11,960	5,980
2	6-478	6/14	県政報告会案内状はがき購入	⑥52円×194									10,088	10,088	5,044
3	6-479	6/16	県政報告会案内状はがき及び切手購入	⑥52円×195、⑥120×10、⑧82円×30									13,800	13,800	6,900
4	6-480	6/16	県政報告会案内状はがき購入	⑥52円×85									4,420	4,420	2,210
5	6-481	6/19	県政報告会案内状はがき購入	⑥52円×10									520	520	260
6	11-385	11/10	県政活動報告会茶菓子購入(10/4開催分)	JCBカード払い	62								8,641	8,641	4,320
					計								40,788	40,788	24,714

評価

- ① 政策広報活動が広報誌発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んでいないことは否定できない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 政策広報活動が①のとおりであるから、これを目的とした茶への招待状の類に要した費用も按分率は1/2以下とされるべきである。

結論 上表の金額の按分率を全て1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。 返還請求金額 24,714(円) (各費用とも1円未満切り捨て)

14. 小川一成

番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)							充当金額(円)	返還請求金額(円)	
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会場費			機材費
1	9-468	H26 9/15	県政報告会会場借用	於ける之子集茶センター							2,000			2,000	1,000
2	9-469	9/15	県政報告会菓子購入	菓子9種類 バナナ	70									7,448	6,372
3	10-471	10/25	県政報告会会場借用	於ける之子集茶センター							2,000			2,000	1,000
					計						4,000			11,622	15,622

評価

- ① 政策広報活動が広報誌発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んでいないことは否定できない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 茶・茶菓子代は、150円/人で十分であり、これの1/2に相当する分を超える分を返還対象とする。

結論 菓子代については②とし、他は、按分率を1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。 返還請求金額 8,372(円)

15.鈴木定幸

番号	閲覧 資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)							按分率	充当金額 (円)	返還請求金 額(円)		
						データ 作成	印刷	ビデオ 撮影	編集・ アップ ロード	DVD 作成	手数料	会場費				機材費	発送費
1	10-436	H26.10/30	県政活動報告印刷・折込込み	折込みを含むが印刷費に入れた	?		540,000							540,000	1/1	540,000	270,000
2	11-360	11/18	県政活動報告郵送(メール便)	@30円×12,750	?								382,500			382,500	0
3	12-235	12/7	県政活動報告印刷・折込込み(11月発行分)	折込みを含むが印刷費に入れた	?		477,900							477,900	1/2	238,950	0
					計		1,017,900						382,500	1,400,400	-	970,200	270,000

評語

- ① 政策広報活動が広報紙(誌)発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んでいることは否定できない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 上記は、全て本来広報紙(誌)発行費に入れるべきと思われる。

結論 上記の金額の按分率を全て1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。 返還請求金額 270,000(円)

16.舟崎光

番号	閲覧 資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)							按分率	充当金額 (円)	返還請求金 額(円)		
						データ 作成	印刷	ビデオ 撮影	編集・ アップ ロード	DVD 作成	手数料	会場費				機材費	発送費
1	4-480	H26.4/5	県政活動報告会会場借用(4/13PM開催)	那珂市C.C.研修室							500			500	1/1	500	250
2	4-481	4/8	県政報告会資料デジタル写真プリント				570							570	1/1	570	285
3	4-482	4/8	県政報告会資料コピー				1,500							1,500	1/1	1,500	750
4	4-483	4/9	県政報告会会場借用(4/13AM開催)	那珂市C.C. 多目的ホール							6,600			6,600	1/1	6,600	3,300
5	4-484	4/12	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入(4/13分)	@150円	442									66,300	1/1	66,300	33,150
6	4-485	4/12	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入(4/13分)	@100円(お茶のみ)	442									44,200	1/1	44,200	22,100
7	4-486	4/13	県政報告会プロジェクトコピー				1,300							1,300	1/1	1,300	650
8	4-487	4/17	県政報告会資料VTRカメラ等機材借用(4/13分)	報告会映像記録のため										116,800	1/1	116,800	58,400
9	4-488	4/23	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入(4/23分)	なかつ健康センター							10,000			10,000	1/1	10,000	5,000
10	4-489	4/30	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入(4/30分)	@277円 事務所	20									4,540	1/1	4,540	3,040
11	5-457	5/1	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入	@200円	8									1,600	1/1	1,600	1,000
12	5-458	5/1	県政活動報告会DVD製作								27,000			27,000	1/1	27,000	13,500
13	5-459	5/25	県政報告会資料コピー				400							400	1/1	400	200
14	5-460	5/27	県政報告会資料作成(チラシ用)	請求書?の日付は4/30										23,760	1/1	23,760	11,880
15	7-459	7/27	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入	静ヒルズカントリークラブ										10,000	1/1	10,000	5,000
16	7-460	7/27	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入	静ヒルズカントリークラブ	220									55,000	1/1	55,000	27,500
17	7-461	7/30	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入	茶菓子と飲み物@300円	162									48,600	1/1	48,600	24,300
18	8-415	8/19	県政報告会資料コピー紙購入	A4@32円×2										658	1/1	658	329
19	8-417	8/28	写真プリント				888							888	1/1	888	444
20	8-416	9/1	県政報告会資料コピー	@300円 事務所	7									1,490	1/1	1,490	745
21	9-471	9/4	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入	@120円	47									2,100	1/1	2,100	1,050
22	9-472	9/9	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入	@120円	47									5,640	1/1	5,640	2,820
23	9-473	9/9	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入	那珂市コミュニティセンター							1,200			1,200	1/1	1,200	600
24	9-474	9/9	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入	那珂市コミュニティセンター							2,400			2,400	1/1	2,400	1,200
25	9-475	9/9	県政報告会会場借用(9/24分) (188名)	那珂市コミュニティセンター							8,600			8,600	1/1	8,600	4,300
26	9-477	9/10	県政報告会会場借用(11/3分) (250名)	那珂市コミュニティセンター							1,200			1,200	1/1	1,200	600
27	9-479	9/10	県政報告会会場借用(10/5分) (45名)	那珂市コミュニティセンター							1,200			1,200	1/1	1,200	600
28	9-481	9/11	県政報告会と意見交換会茶菓子購入(9/10分)	@120円(お茶のみ) 那珂市コミュニティセンター	43									5,160	1/1	5,160	2,580
29	9-482	9/11	県政報告会と意見交換会茶菓子購入(11/2分) (200名)	那珂市コミュニティセンター							4,200			4,200	1/1	4,200	2,100
30	9-484	9/11	県政報告会資料コピー				2,650							2,650	1/1	2,650	1,325
31	9-485	9/14	県政報告会資料コピー				530							530	1/1	530	265
32	9-486	9/14	県政報告会と意見交換会茶菓子購入(9/14分)	@72.6円 事務所	28									2,030	1/1	2,030	1,015
33	9-487	9/16	県政報告会資料コピー				2,600							2,600	1/1	2,600	1,300

番号	閲覧 資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	データ 作成	印刷	ビデオ 撮影	編集・ アップ ロード	DVD 作成	手数料	会費	機材費	発送費	茶・茶 菓子代	採分 率	充当金額 (円)	返還請求金 額(円)
34	9-488	H26 9/16	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入(9/219/26分)	@70円 事務所	60										16,200	1/1	16,200	11,700
35	9-489	9/21	県政報告会と意見交換会お茶購入(9/21分)	於けるふれあいセンターよこほり	152										18,240	1/1	18,240	9,120
36	9-490	9/21	県政報告会資料用紙購入										302			302		151
37	9-491	9/22	県政報告会茶菓子購入											5,200		5,200		2,600
38	9-492	9/24	県政活動報告会と意見交換会お茶購入@120円	ふれあいセンターよこほり	188									22,560	1/1	22,560	11,280	
39	9-493	9/24	県政報告会会場借(10/21分)	新阿比のこどもセンター	18						1,800			4,012	1/1	4,012	2,662	
40	9-494	9/24	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入(9/26分)	@233円 事務所										10,400	1/1	10,400	5,200	
41	9-946	9/26	県政報告会茶菓子購入	@52円×200														
42	10-472	10/3	県政報告会資料用紙購入				850											423
43	10-473	10/3	県政報告会会場借(10/8、10/23分)	コミュニティセンター							3,300							1,650
44	10-475	10/4	県政報告会と意見交換会お茶購入	@100円 白河内公民館	92									9,200	1/1	9,200	4,600	
45	10-476	10/5	県政報告会と意見交換会お茶購入	@100円ふれあいセンターよこほり	40									4,000	1/1	4,000	2,000	
46	10-477	10/7	県政報告会資料用紙購入				1,670											835
47	10-478	10/8	県政報告会と意見交換会お茶購入	@100円ふれあいセンターよこほり	19									1,900	1/1	1,900	950	
48	10-479	10/9	県政活動報告会茶菓子購入	@52円×200									10,400		10,400	1/1	10,400	5,200
49	10-480	10/10	県政報告会資料用紙購入				1,335						1,335					667
50	10-481	10/13	県政活動報告会茶菓子購入	@32円×5									410					205
51	10-482	10/13	県政報告会資料用紙購入										1,637					818
52	10-483	10/13	県政報告会資料用紙購入				1,000											500
53	10-484	10/16	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入(10/16分)	@25円 横尾事務所	23									5,168	1/1	5,168	3,443	
54	10-485	10/17	県政活動報告会と意見交換会お茶購入	@100円 門部台集落センター	95									9,500	1/1	9,500	4,750	
55	10-486	10/19	県政活動報告会と意見交換会お茶購入	@100円ふれあいセンターよこほり	83									8,300	1/1	8,300	4,150	
56	10-487	10/19	県政活動報告会と意見交換会お茶購入(10/20分)	@107円 横尾事務所	38									4,060	1/1	4,060	2,030	
57	10-488	10/21	県政活動報告会資料用紙購入				500											250
58	10-489	10/21	県政活動報告会と意見交換会お茶購入	@100円ふれあいセンターよこほり	52									5,200	1/1	5,200	2,600	
59	10-490	10/22	県政活動報告会資料用紙購入				160											80
60	10-491	10/22	県政活動報告会と意見交換会お茶購入	@100円 後台公民館	13									1,300	1/1	1,300	650	
61	10-492	10/23	県政報告会資料用紙購入				400											200
62	10-493	10/23	県政活動報告会と意見交換会お茶購入	@100円ふれあいセンターよこほり	89									8,900	1/1	8,900	4,450	
63	10-494	10/27	県政活動報告会茶菓子購入	@250円×1、@52円×200										10,650	1/1	10,650	5,325	
64	10-495	10/30	県政活動報告会茶菓子購入	@52円×300										15,600	1/1	15,600	7,800	
65	10-496	10/31	県政活動報告会茶菓子購入	@52円×6										312	1/1	312	156	
66	11-387	11/1	県政活動報告会お茶購入	@100円 那珂市総合センターよこほり	23									2,300	1/1	2,300	1,150	
67	11-388	11/2	県政活動報告会茶菓子購入											864	1/1	864	432	
68	11-389	11/2	県政活動報告会お茶購入	@100円ふれあいセンターよこほり	228									22,800	1/1	22,800	11,400	
69	11-390	11/3	県政活動報告会お茶購入	@100円 那珂市総合センターよこほり	383									38,300	1/1	38,300	19,150	
70	11-391	11/6	県政報告会資料用紙購入				1,150											575
71	11-392	11/10	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入(11/11分)	@145円 事務所	11									1,600	1/1	1,600	800	
72	11-393	11/10	県政活動報告会茶菓子購入	@52円×300										15,600	1/1	15,600	7,800	
73	11-394	11/14	県政活動報告会茶菓子購入	@52円×1200円										62,400	1/1	62,400	31,200	
74	11-395	11/14	県政活動報告会茶菓子購入	@52円×800										41,600	1/1	41,600	20,800	
75	11-396	11/17	県政活動報告会茶菓子購入	@52円×300										15,600	1/1	15,600	7,800	
76	11-397	11/19	県政活動報告会お茶購入	@127円 横尾事務所	32									4,060	1/1	4,060	2,030	
77	11-398	11/19	県政活動報告会茶菓子購入											1,804	1/1	1,804	902	
78	11-399	11/19	県政活動報告会茶菓子購入											8,282	1/1	8,282	4,141	
79	1-303	1/5	県政活動報告会茶菓子購入											874	1/1	874	437	
80	1-304	1/5	県政活動報告会茶菓子購入											1,728	1/1	1,728	864	
81	1-305	1/14	県政活動報告会茶菓子購入	@52円×100										5,200	1/1	5,200	2,600	
82	2-378	2/5	県政活動報告(第10号)新聞折込み		?									95,934	1/1	95,934	47,967	

番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)							充当金額(円)	返還請求金額(円)	
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会場費			機材費
83	2-379	H27.2/25	県政活動報告会資料コピー			2,270								2,270	1,135
84	3-392	3/9	県政活動報告会茶菓子購入	@150円 横堀事務所	26							3,900		3,900	1,950
85	3-393	3/22	県政活動報告会と意見交換会茶菓子購入	@260円 横堀事務所	25							6,500		6,500	4,625
計						19,928				27,000	79,800	146,492	302,858	1,009,248	535,758

評価

- ① 政策広報活動が広報誌(誌)発行と同様、その目的に党派、議員の言伝を含んでいない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 政策広報活動が①のとおりであるから、これを目的とした会合への招待状の類に要した費用も按分率を1/2以下とされるべきである。
- ③ 表中に県政活動報告書を発送又は折込みの費用が多項目に盛り込まれている。本来これらは、広報誌(誌)発行費に計上されるべきは無傷とする。
- ④ 茶・茶菓子代は、150円/人で十分であり、これの1/2に相当する分を返還請求とする。(番号11.12.17.18.22.34.40.53.85)

結論 茶菓子代については④とし、他は、按分率を1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。 返還請求金額 535,758(円) (各費用とも円未満切り捨て)

17. 高崎勇

番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)							充当金額(円)	返還請求金額(円)	
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会場費			機材費
1	6-482	H26.6/10	お茶購入(6/21分)	@108円	240									25,920	12,960
2	6-483	6/19	お茶購入	@108円	240									25,920	12,960
3	6-484	6/28	県政報告会案内状発送用切手購入	@82円								12,300		12,300	6,150
4	6-485	6/30	県政報告会会場利用(6/21分)	ダイモントホール(6/21)	-						240,450			240,450	120,225
計											240,450	12,300	51,840	304,590	152,295

評価

- ① 政策広報活動が広報誌(誌)発行と同様、その目的に党派、議員の言伝を含んでいない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 政策広報活動が①のとおりであるから、これを目的とした会合への招待状の類に要した費用も按分率を1/2以下とすべきである。

結論 上表の金額の按分率を全て1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。 返還請求金額 152,295(円)

18. 石塚仁太郎

番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)							充当金額(円)	返還請求金額(円)	
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会場費			機材費
1	4-491	H26.4/17	県政活動報告会会場借用(4/20分)								5,000			5,000	2,500
2	5-461	5/22	県政報告会飲み物購入(5/25分)	@253円	125									11,340	11,340
3	5-462	5/22	県政報告会茶菓子購入(5/25分)	@253円	125									20,347	20,347
4	6-486	6/5	県政報告会飲み物購入(6/10分)		230									20,800	20,800
5	6-487	6/6	県政報告会茶菓子購入(6/10分)		235									25,000	25,000
6	6-488	6/6	県政報告会茶菓子購入(6/10分)	@288円 岩井公民館 生手農業改善センター	235									4,320	4,320
7	6-489	6/8	県政報告会飲み物購入(6/10分)		5									450	450
8	6-490	6/8	県政報告会茶菓子購入(6/10分)		235									8,930	8,930
9	6-491	6/8	県政報告会茶菓子購入(6/10分)		235									8,636	8,636
10	7-462	7/29	県政報告会茶菓子購入(7/31分)	@260円	9									1,500	1,500
11	7-463	7/31	県政報告会飲み物購入(7/31分)		25									2,250	2,250
12	7-464	7/31	県政報告会茶菓子購入(7/31分)		16									2,743	2,743
13	9-445	9/9	写真プリント(県政活動報告作成のため)	デジタル L版	39	1,474								1,474	737
14	10-497	10/1	県政報告会茶菓子購入(10/25分)	@283円	45									12,750	12,750



番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)							按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)		
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会場費				機材費	発送費
17	8-434	H26 8/31	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	25									7,500	1/1	7,500	5,625
18	8-435	8/31	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	25?									30,000	1/1	30,000	30,000
19	9-497	9/26	対話集会と県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	9									2,700	1/1	2,700	2,025
20	9-498	9/26	対話集会と県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	9?									10,000	1/1	10,000	10,000
21	9-499	9/28	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	41									12,300	1/1	12,300	9,225
22	9-500	9/28	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	41?									50,000	1/1	50,000	50,000
23	9-501	9/29	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	21									6,300	1/1	6,300	4,725
24	9-502	9/29	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	21?									30,000	1/1	30,000	30,000
25	10-440	10/15	県政報告会印刷		?	557,604								557,604	3/4	418,203	139,401
26	2-380	H27 2/3	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	22									6,600	1/1	6,600	4,950
27	2-381	2/3	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	22?									10,000	1/1	10,000	10,000
28	2-382	2/7	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	17									5,100	1/1	5,100	3,825
29	2-383	2/7	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	17?									10,000	1/1	10,000	10,000
30	2-384	2/13	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	19									5,700	1/1	5,700	4,275
31	2-385	2/13	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	19?									10,000	1/1	10,000	10,000
32	2-386	2/23	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	25									7,500	1/1	7,500	5,625
33	2-387	2/23	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	25?									10,000	1/1	10,000	10,000
34	3-398	3/5	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	18									5,400	1/1	5,400	4,050
35	3-400	3/15	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	26									10,000	1/1	10,000	10,000
36	3-401	3/15	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	26?									7,800	1/1	7,800	5,850
37	3-402	3/16	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	15									4,500	1/1	4,500	3,375
38	3-403	3/16	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	15?									10,000	1/1	10,000	10,000
39	3-404	3/27	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	24									7,200	1/1	7,200	5,400
40	3-405	3/27	県政報告会茶菓子(コ-7)購入	サンシャインホール雑	24?									10,000	1/1	10,000	10,000
41					計	557,604								991,304	-	851,903	544,676

評価

- ① 政策広報活動が広報紙誌発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んでいないことは否定できない。従って基本的に費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 番号25は、本来広報紙誌発行費に含めたいと思ふがそのことは無視する。
- ③ 少人数の会で行っているが、この程度の会費であれば公共施設の利用も十分考えられるはずである。当該ホールは(株)地産おこし研究所が事業者で当該議員はその代表を務めるとの情報もインターネット上にある。(資料17) その様な関係で当該施設を利用するのであるか、会場費が利用者の人数に対して不規則になっている点も異常である。15,17人で1万円と2万円があり、22,24,25,26人で1万円があるかと思うと21,25,29人で3万円というものもある。又、41人になると2万円に急騰するのも解せないところである。こうした不審が解明されない限り会場費の支出は認められない。
- ④ 高級な会場で飲み物を購入するため300円/人となっている。会場費を認めない以上普通に調達しようと考えると150円程度で十分である。

結論 会場費は全部返還対象とし、コ-7代は150円/人の1/2を超える分を返還対象とする。又、番号25の県政活動報告書印刷代は、按分率1/2を超える分を返還請求金額とする。返還請求金額 544,676(円)

21.横山忠市

番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)							按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)		
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会場費				機材費	発送費
1	4-492	H26 4/12	家庭・地域社会の教育力の向上に関する意見交換会	湖畔の宿湖月茶菓子代@300円	150									75,000	1/1	75,000	22,500
2	7-465	7/25	県政報告会と若者の自立と社会参加への支援に関する意見交換会	湖畔の宿湖月茶菓子代@300円	205									91,500	1/1	91,500	30,750
3	2-388	H27 2/13	県政報告会茶菓子購入	湖畔の宿湖月茶菓子代@300円	140									42,000	1/1	72,000	46,500
					計									208,500	-	238,500	99,750





番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)										按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会場費	機材費	発送費	茶・茶菓子代				計
4	4-496	4/26	4/21 県政報告茶菓子購入	@209円	12											2,515	1/1	2,515	1,615
5	4-497	4/28	県政報告茶菓子購入	@222円 事務所	25											5,541	1/1	5,541	3,666
6	4-498	4/28	県政報告茶菓子購入(5/19.5/20分)	@52円×300										15,600		15,600	1/1	15,600	7,800
7	5-484	5/19	県政報告茶菓子購入(5/19.5/20分)	@221円	25											5,522	1/1	5,522	3,647
8	5-485	5/24	県政報告茶菓子購入(5/24.5/25分)	@199円	40											7,964	1/1	7,964	4,964
9	5-466	5/30	県政報告茶菓子購入	@112円	30											3,370	1/1	3,370	1,685
10	6-492	6/1	県政報告茶菓子購入	@340円	15											3,060	1/1	3,060	3,971
11	6-493	6/3	県政報告茶菓子購入	@302円	15											2,036	1/1	2,036	
12	6-494	6/9	県政報告茶菓子購入(6/12.6/13分)	@354円	30											5,923	1/1	5,923	6,820
13	6-495	6/9	県政報告茶菓子購入(6/12.6/13分)	@354円	30											3,147	1/1	3,147	
14	6-496	6/11	県政報告茶菓子・飲み物購入(6/14.6/15分)	@200円	20											7,081	1/1	7,081	5,581
15	6-497	6/16	県政報告茶菓子購入	@52円×25	20											3,997	1/1	3,997	2,497
16	6-498	6/19	県政報告茶菓子購入	@244円	10											1,300	1/1	1,300	690
17	6-499	6/19	県政報告茶菓子購入	@357円	20											2,435	1/1	2,435	1,685
18	6-500	6/22	県政報告茶菓子・飲み物購入	@113円	10											7,137	1/1	7,137	5,637
19	6-501	6/22	県政報告茶菓子・飲み物購入(6/23.6/24分)	@199円	30											3,402	1/1	3,402	1,701
20	6-502	6/27	県政報告茶菓子購入(6/28.6/29分)	@148円	20											3,975	1/1	3,975	2,475
21	6-503	6/29	県政報告茶菓子購入(6/29.6/30分)	@52円×30	40											5,907	1/1	5,907	2,953
22	6-504	6/29	建設活動報告会案内状はがき購入	@230円	20											1,580	1/1	1,580	780
23	7-487	7/31	県政報告茶菓子購入	@117円 於ける事務所	10											4,608	1/1	4,608	3,108
24	8-436	8/9	県政報告茶菓子購入	@52円×10. @82円×100	10											2,344	1/1	2,344	1,172
25	8-437	8/15	県政報告茶菓子・飲み物購入	@52円×10. @82円×100	10											8,720	1/1	8,720	4,360
26	8-438	8/19	県政報告茶菓子・飲み物購入	@65円×100	100											5,200	1/1	5,200	2,600
27	8-439	8/21	県政報告茶菓子購入	@65円	50											6,500	1/1	6,500	3,250
28	9-503	9/18	県政報告茶菓子・飲み物購入	@118円	50											5,893	1/1	5,893	2,946
29	10-501	10/3	県政報告茶菓子・飲み物購入(10/16分)	?	?											5,744	1/1	5,744	2,872
30	10-502	10/9	県政報告茶菓子・飲み物購入	@52円×100	計											5,200	1/1	5,200	2,600
													計	150,183	-	150,183	88,285		

評価

- ① 政策広報活動が広報誌(誌)発行と同様、その目的に党派、議員の宣伝を含んでいないことは否定できない。従って費用の按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 政策広報活動(誌)のとおりにあるから、これを目的とした会合への招待状の類に要した費用も按分率を1/2以下とされるべきである。
- ③ 茶・茶菓子代は、150円/人で十分であり、これの1/2相当分を超える分を返還対象とする。

結論 茶・茶菓子代については③とし、他は上表の金額の按分率を全て1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。返還請求金額 88,285(円) (各費用とも1/2以下とすべきである)  
 政策広報費計上分返還請求金額会派計 2,731,466(円) (各費用とも1/2以下とすべきである)  
 政策広報費計上分返還請求金額会派計 2,731,466(円) (各費用とも1/2以下とすべきである)

以下の1件は、事務費に計上されたものであるが、県政報告会の案内状関連の費用であり、政策広報費と同列に扱ふべきものである。よって按分率を1/2とし、これを超える分を返還請求金額とする。

村上典男

番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)										按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	手数料	会場費	機材費	発送費	茶・茶菓子代				計
1	4-174	4/26	4/20 県政報告茶菓子・飲み物購入	@82円×400 @52円×50												35,400	1/1	35,400	17,700
													計	35,400	-	35,400	17,700		

事務費計上分(政策広報費関連)返還請求金額会派計 17,700(円)

政策広報費関連返還請求金額会派計 2,749,166(円) (各費用とも1/2以下とされるべきである) 政策広報費計上分 2,731,466(円) 事務費計上分 17,700(円)

## 平成26年度自民県政クラブ政務活動費支出【政策広報費】評価

平成28年4月8日

## 1.白井平八郎

返還請求金額は、1円未満切り捨て。

番号	資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(円)				按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	参考一人当たり金額(円)
						交通費	会場費	茶・茶菓子代	計				
1	95	H26 5/18	県西(県政の誤記?)報告会及び地区座談会	逆井公民館			3,000		3,000	1/1	3,000	1,500	-
2	96	5/18	上記用お茶・茶菓子購入		73		30,920		30,920	1/1	30,920	25,445	424
3	97	5/25	県西(県政の誤記?)報告会及び地区座談会	逆井公民館			3,000		3,000	1/1	3,000	1,500	-
4	98	5/25	上記用お茶・茶菓子購入		71		30,866		30,866	1/1	30,866	25,541	435
5	175	6/1	県西(県政の誤記?)報告会並びに地区座談会	逆井公民館			3,000		3,000	1/1	3,000	1,500	-
6	171	6/1	上記用お茶・茶菓子購入		145		65,476		65,476	1/1	65,476	54,601	452
7	172	6/3	お茶・茶菓子購入(6/3開催分用)	開催場所不明	72		31,719		31,719	1/1	31,719	26,319	441
8	176	6/22	県西(県政の誤記?)報告会並びに地区座談会	逆井公民館			3,000		3,000	1/1	3,000	1,500	-
9	173	6/22	上記用お茶・茶菓子購入		136		61,322		61,322	1/1	61,322	51,122	451
10	177	6/29	県西(県政の誤記?)報告会並びに地区座談会	逆井公民館			3,000		3,000	1/1	3,000	1,500	-
11	174	6/29	上記用お茶・茶菓子購入		181		81,805		81,805	1/1	81,805	68,230	452
12	238	7/5	お茶・茶菓子購入(7/5開催分用)	開催場所不明	130		58,894		58,894	1/1	58,894	49,144	453
13	239	7/6	お茶・茶菓子購入(7/6開催分用)	開催場所不明	104		47,043		47,043	1/1	47,043	39,243	452
14	243	7/12	県西(県政の誤記?)報告会並びに地区座談会	逆井公民館			3,000		3,000	1/1	3,000	1,500	-
15	240	7/12	上記用お茶・茶菓子購入		125		56,433		56,433	1/1	56,433	47,058	452
16	244	7/13	県西(県政の誤記?)報告会並びに地区座談会	逆井公民館			3,000		3,000	1/1	3,000	1,500	-
17	241	7/13	上記用お茶・茶菓子購入		235		106,036		106,036	1/1	106,036	88,411	451
18	242	7/25	お茶・茶菓子購入(7/25開催分用)	開催場所不明	97		44,739		44,739	1/1	44,739	37,464	461
19	413	10/11	県西(県政の誤記?)報告会並びに地区座談会	逆井公民館			3,000		3,000	1/1	3,000	1,500	-
20	412	10/11	上記用お茶・茶菓子購入		77		35,056		35,056	1/1	35,056	29,281	455
21	465	11/19	県西(県政の誤記?)報告会並びに地区座談会	逆井公民館			3,000		3,000	1/1	3,000	1,500	-
22	464	11/19	上記用お茶・茶菓子購入		132		59,778		59,778	1/1	59,778	49,878	453
					計		27,000		710,087		737,087	605,237	

## 評価

- ① 政策広報活動の目的に会派或は議員の宣伝があるから、合理的理由がない限り按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 従ってこれに関係する費用も按分率を1/2以下とすべきである。
- ③ 参考欄(円未満四捨五入)にあるとおり、お茶・茶菓子代が次頁に記載する飯田智男議員のそれに比べて際立って高額である。この価格であれば弁当を提供することも可能である。飯田議員と同額とはいかないまでも、一人当たり150円で十分であろう。

結論 お茶・茶菓子代の一人当たり150円のと会場費の1/2を認め、これらを超える分は返還請求する。返還請求金額 605,237(円) (各費用とも1円未満切り捨て)

2.飯田智男

返還請求金額は、1円未満切り捨て。

番号	資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(円)				按分率	充当金額(円)	返還請求金額(円)	参考一人当たり金額(円)
						交通費	会場費	茶・菓子代	計				
1	99	H26 5/17	茶菓子購入(県政報告会5/1開催分)	お茶63円×164			10,332		10,332	1/1	10,332	5,166	63
2	100	5/22	茶菓子購入(県政報告会5/24開催分)	お茶64円×105			6,720		6,720	1/1	6,720	3,360	64
3	101	5/22	茶菓子購入(県政報告会5/24開催分)	お茶64円×105			6,720		6,720	1/1	6,720	3,360	64
4	102	5/22	茶菓子購入(県政報告会5/24開催分)	お茶64円×105			6,720		6,720	1/1	6,720	3,360	64
5	178	6/4	茶菓子購入(県政報告会6/4開催分)	お茶60円×50 1,299は菓子代			4,299		4,299	1/1	4,299	2,149	86
6	179	6/29	茶菓子購入(県政報告会6/29開催分)	お茶100円×70 599は菓子代			7,599		7,599	1/1	7,599	3,799	109
7	180	6/29	茶菓子購入(県政報告会6/29開催分)	お茶80円×50 1,169は菓子代			5,169		5,169	1/1	5,169	2,584	103
8	245	7/11	茶菓子購入(県政報告会7/10開催分)	お茶60円×50			3,000		3,000	1/1	3,000	1,500	60
9	246	7/12	茶菓子購入(県政報告会7/12開催分)	お茶50円×44			2,200		2,200	1/1	2,200	1,100	50
10	247	7/12	茶菓子購入(県政報告会7/13開催分)	お茶68円×130、292は菓子代			9,132		9,132	1/1	9,132	4,566	70
11	248	7/15	茶菓子購入(県政報告会7/15開催分)	お茶60円×25、858は菓子代			2,358		2,358	1/1	2,358	1,179	94
12	249	7/15	茶菓子購入(県政報告会7/15開催分)	お茶60円×50、1,100は菓子代			4,100		4,100	1/1	4,100	2,050	82
13	250	7/16	茶菓子購入(県政報告会7/19開催分)	お茶76円×100			7,600		7,600	1/1	7,600	3,800	76
14	251	7/21	茶菓子購入(県政報告会7/22開催分)	お茶60円×50、1,520は菓子代			4,520		4,520	1/1	4,520	2,260	90
15	303	8/3	茶菓子購入(県政報告会8/3開催分)	お茶60円×40、1,000は菓子代			3,400		3,400	1/1	3,400	1,700	85
16	304	8/24	茶菓子購入(県政報告会8/24開催分)	お茶60円×50、800は菓子代			3,800		3,800	1/1	3,800	1,900	76
17	414	10/26	菓子購入(県政報告会10/26開催分)	お茶60×70、			4,200		4,200	1/1	4,200	2,100	60
計							0	91,869	91,869	-	91,869	45,933	

評価

- ① 政策広報活動の目的に会派或は議員の宣伝があるから、合理的理由がない限り按分率は、1/2以下とすべきである。
- ② 従ってこれに関係する費用も按分率を1/2以下とすべきである。

結論 全て按分率1/2を超える分を返還請求する。返還請求金額 45,933(円) (各費用とも1円未満切り捨て)

返還請求金額会派計 651,170(円) (各費用とも1円未満切り捨て)

平成26年度茨城県議会公明党議員会政務活動費支出【政策広報費とその関連費】評価

平成28年5月2日

1. 井手鑑弘

番号	閲覧資料頁	支払日	活動内容	備考	数量	按分前費用詳細(単位:円)							充当金額(円)	返還請求金額(円)	返還請求理由(下記取組の該当番号)		
						データ作成	印刷	ビデオ撮影	編集・アップロード	DVD作成	交通費	人件費				広報ハネル	格分率
1	1-304	H26 5/7	ビデオ撮影・編集・アップロード(茨城撮影分)	請求書1-305参照	1式			16,200	16,200				5,400		37,800	37,800	⑥⑦
		6/17	ビデオ撮影(6月議会一般質問・高崎)		1式			16,200	16,200								
		"	ビデオ撮影・アップロード(ドクターへリ)	請求書1-484参照	1式			16,200	16,200						48,600	48,600	②
		"	ビデオ撮影・アップロード(医療費削減)		1式			16,200	16,200								
3	1-655	7/1	県議会報告DVD作成(6月一般質問)	請求書1-656参照	200	5,400				69,120					74,520	74,520	③
4	1-657	7/22	ビデオ撮影・編集・アップロード(田村議員報告会)	請求書1-658参照				16,200	16,200		8,640				41,040	41,040	①
5	1-659	7/22	ビデオ撮影・編集・アップロード(八島議員報告会)	請求書1-660参照				16,200	16,200		8,640				41,040	41,040	①
6	1-661	7/22	ビデオ撮影・編集・アップロード(ドクターへリ視察)	請求書1-662参照				16,200	16,200		3,240				35,640	35,640	①
7	1-663	7/22	ビデオ撮影・編集・アップロード(高崎議員報告会)	請求書1-664参照				16,200	16,200						32,400	32,400	①
8	2-155	8/31	ビデオ撮影・編集・アップロード(ドクターへリ視察)	人件費はレポート分 請求書2-156参照				16,200	16,200			21,600			59,400	59,400	⑦
9	2-159	8/31	県議会活動報告DVD(井手活動報告)	請求書2-160参照	200	10,800				69,120					79,920	79,920	③
10	2-289	9/15	ビデオ撮影・編集・アップロード(井手活動報告)	請求書2-300参照				129,600	75,600						205,200	102,600	①
		9/15	ビデオ撮影(9月議会一般質問・田村)					16,200	16,200								
11	2-301	"	ビデオ撮影・編集・アップロード(女性支援)	請求書2-302参照				16,200	16,200						48,600	48,600	②
		"	ビデオ撮影・アップロード(ニセ電話詐欺)					16,200	16,200								
12	2-303	"	ビデオ撮影(9月議会代表質問)	請求書2-304参照				16,200	16,200						48,600	48,600	②
		"	ビデオ撮影・アップロード(原案関連)					16,200	16,200								
13	2-450	"	ビデオ撮影・アップロード(人口減少・格差)	請求書2-451参照	200	5,400				69,120					149,040	149,040	③
		"	県議会質問DVD(9月代表質問)		200	5,400				69,120							
14	3-273	H27 1/15	ビデオ撮影・編集・アップロード(井手活動報告)	請求書3-274参照				43,200	75,600						118,800	118,800	①
15	3-419	2/2	県議会報告DVD作成(井手活動報告)	請求書3-420参照	200	10,800				69,120					79,920	79,920	③
16	3-587	3/11	ビデオ撮影・編集・アップロード(茨城食の魅力)	請求書3-588参照				16,200	16,200		8,640				41,040	41,040	⑥⑦
17	3-589	3/11	ビデオ撮影(3月代表質問)					16,200	16,200								
		"	ビデオ撮影・アップロード(地方創生)	請求書3-590参照				16,200	16,200						48,600	48,600	②
		"	ビデオ撮影・アップロード(教育環境)					16,200	16,200								
18	3-591	3/26	茨城県議会公明党活動記録誌(東北版)	A4, 30頁、コート紙、 両面カラー、中綴じ	500	260,960	130,000								390,960	390,960	⑤
19	3-594	3/27	茨城県議会公明党活動記録誌(つくば版)		500	243,600	130,000								373,600	373,600	⑤
20	3-597	3/30	茨城県議会公明党活動記録誌(県央版)	請求書3-592,596,599, 602参照	500	231,800	130,000								361,800	361,800	⑤
21	3-600	3/31	茨城県議会公明党活動記録誌(県南版)		500	237,740	130,000								367,740	367,740	⑤
			計		—	1,011,900	520,000	351,000	394,200	345,600	39,960	21,600		2,684,260	2,581,740		

評価

- ① 議会報告会及び議会活動報告のビデオ撮影、編集、アップロードは、アップロードがなければ単なる記録に過ぎない。又、政務活動費の手引に定義された政策広報活動に当たらない。従って支出は認められない。
- ② 議場における議員の質問情報のビデオ撮影、編集、アップロードは、議会の公式ネット放送も不要であり、支出は認めない。
- ③ 議場における議員の質問情報のDVDの作成及びアップロードは、②と同様認めない。更に政策枚数も特定の対象とした情報提供手段であるため認めない。
- ④ 視察においてレポートを使用しているが、議員自らがレポートであるべきでありこの費用は認めない。
- ⑤ 議員選挙区近郊地区の活動記録誌は、限定した市民(公明党関係者)に渡されるものであり一般性がなく、党派の活動記録誌に止まるものから支出を認めない。
- ⑥ 目的、活用の実態不明のため支出を認めない。
- ⑦ カメラマンを兼用しての撮影は認めない。自らが撮影すべきである。

注記 番号19のデータ作成と印刷の各金額は、政務活動費内支報告書に添付された請求書に記載された金額と相違しない。この金額の合計は、上表の「充当金額」及び「返還請求金額」欄の金額と一致しない。その理由は、上記請求書に記載された合計金額「373,680」が各金額の合計「373,600」と相違しているからである。政務活動費内支報告書には「373,680」として報告された。

結論 全ての活動について全額返還請求とする。 返還請求金額 2,581,740(円)

2.八島功男

番号	閲覧 資料頁	支払日	活 動 内 容	備 考	数量	按 分 前 費 用 詳 細 (単位:円)						返還請求金 額(円)		
						データ 作成	印刷	ビデオ 撮影	編集・アッ プロード	DVD 作成	交通費		人件費	返信
1	1-306	H26   5/14	県政報告会参加確認返信用はがき購入	@52円×100%	100							5,200	5,200	2,600
				計	—							5,200	5,200	2,600

評価

- ① 県政報告会そのものが自己アビールの要素を持っているから採分率は1/2以下とすべきである。
- ② 従って、その案内状関連の費用も採分率は1/2以下とすべきである。

結論 採分率1/2を超える分を返還請求する。 返還請求金額 2,600(円)

返還請求金額合計 2,584,340(円)

以下は、事務所費或は会議費に計上されたが、政策活動費の一部と考えた方が良いものである。

1.八島功男

番号	閲覧 資料頁	支払日	活 動 内 容	備 考	数量	按 分 前 費 用 詳 細 (単位:円)						返還請求金 額(円)		
						データ 作成	印刷	ビデオ 撮影	編集・アッ プロード	DVD 作成	交通費		人件費	返信
1	1-316	H26   6/2	県政報告会参加確認返信用はがき購入	@52円×100(事務費)	100							5,200	5,200	2,600
2	1-318	6/4	県政報告会参加確認返信用はがき購入	@52円×100(事務費)	100							5,200	5,200	2,600
				計								10,400	10,400	5,200

評価

- ① 県政報告会そのものが自己アビールの要素を持っているから採分率は1/2以下とすべきである。
- ② 従って、その案内状関連の費用も採分率は1/2以下とすべきである。

結論 採分率1/2を超える分を返還請求する。 返還請求金額 5,200(円) (事務費計上分)

2.高崎進

番号	閲覧 資料頁	支払日	活 動 内 容	備 考	数量	按 分 前 費 用 詳 細 (単位:円)						返還請求金 額(円)		
						データ 作成	印刷	ビデオ 撮影	編集・アッ プロード	DVD 作成	交通費		人件費	返信
1	1-487	H26   6/8	県政報告会出席者との意見交換時のお茶購入	(会議費)	—							1,782	1,782	891
				計								1,782	1,782	891

評価

- ① 県政報告会そのものが自己アビールの要素を持っているから採分率は1/2以下とすべきである。
- ② 従って、その案内状関連の費用も採分率は1/2以下とすべきである。

結論 採分率1/2を超える分を返還請求する。 返還請求金額 891(円) (会議費計上分)

## 平成26年度民主党茨城県議会議員団政務活動費(会費)評価

金額単位:円

議員名	番号	閲覧 資料頁	会の名称	参加目的	支払日	按分率	充当金額	返還請求 金額	評価(適用按分率)
長谷川修平	1	566	明日の茨城づくり新春の集い	県政全般に関する意見交換	H27 1/9	1/1	10,000	5,000	賛詞交換会は、懇親の要素が強い(1/2)
	2	567	日立市勤労者協議会2015年新春交流会	地域活性化に関する意見交換*	1/16	1/1	7,000	7,000	後援団体の要素が強い(0)
佐藤光雄	1	524	日本ベトナム協会 賀詞会	-	H26 12/27	1/1	17,000	12,000	賀詞交換会は、懇親の要素が強い(1/2)
	2	568	明日の茨城づくり新春の集い	県政全般に関する意見交換	H27 1/9	1/1	10,000	5,000	賀詞交換会は、懇親の要素が強い(1/2)
	3	569	城里町新春賀詞交換会	-	1/15	1/1	2,000	1,000	賀詞交換会は、懇親の要素が強い(1/2)
	4	570	茨城県日中友好協会新春賀詞交換会	-	1/26	1/1	8,000	4,000	賀詞交換会は、懇親の要素が強い(1/2)
	5	571	茨城県高退連合新春の集い	意見交換会	1/31	1/1	5,000	5,000	後援団体の要素が強い(0)
齋藤英彰	1	205	教職員東北支部OB会	意見交換会	H26 6/14	1/1	32,000	18,500	後援会及び政治団体の要素が強い(0)
	2	485	連合茨城議員懇談会年会費	-	11/27	1/1	5,000	5,000	政治団体の議員香合である(0)
	3	572	明日の茨城づくり新春の集い	県政全般に関する意見交換	H27 1/9	1/1	20,000	20,000	賛詞交換会は、懇親の要素が強い(1/2)
	4	573	日立市勤労者協議会2015年新春交流会	地域活性化に関する意見交換*	1/16	1/1	10,000	5,000	後援団体の要素が強い(1/2)
	5	615	自治体議員連合会2015年度会費 (自治労茨城県本部主催)	-	2/13	1/1	7,000	7,000	後援団体の要素が強い(0)
						計	2,000	2,000	後援団体の要素が強い(0)
						計	44,000	39,000	

返還請求金額会派合計 69,500

## 平成26年度茨城県議会公明党議員会政務活動費支出(会費)評価

議員名	番号	資料頁	支払日	会費の内容	参加の目的	金額 (円)	按分率	充当金額 (円)	返還請求 金額(円)
井手義弘	1	3-278	H27 1/9	「明日の茨城づくり新春の集い」会費	県政に係る意見交換 県政一般、公共事業に関する意見交換	10,000	1/1	10,000	5,000
	2	3-284	1/30	日立市建設塗装組合新年会会費					
					計	15,000		15,000	7,500
高崎 進	1	1-485	H26 6/28	茨城県吉田検察審査協会平成26年度会費	各界各層との意見交換	10,000	1/1	10,000	10,000
	2	3-279	H27 1/9	「明日の茨城づくり新春の集い」会費					
					計	10,000	1/1	10,000	5,000
						20,000	-	20,000	15,000
						返還請求金額会派計			22,500

## 評価

- ① 新年会の類は懇親会の意味合いが強く、会費のほとんどは飲食代であり、具体的な意見交換など期待できないものであるから、按分率は1/2以下とすべきである。
- ② 検察審査協会は、検察審査会制度や裁判員制度の啓発の行動を行っているとし、議員が参加することの正当性を主張しているようであるが、啓発するとすればその相手は一般市民であるはずであるが、具体的に市民に対してそのようなことが行われた事実が認められない。もしあるとすれば事例を示してもらいたい。議員がこれに参加する目的は、検察・警察行政に関する意見交換や情報交換とされるが、ここで得た情報は、議会を通して県政に反映されるべきである。しかし、平成25年6月以降平成27年12月に至るまでの本会議において、検察・警察行政に関する当該議員の発言は、認められない。当該会に参加する意味は認められないので全額返還対象とする。

結論 新年会の費用は、1/2を超える分を、検察審査協会年会費は、全額を返還請求金額とする。返還請求金額会派計 22,500(円)



## 第2 監査委員の除斥

本件請求においては、平成26年度に交付された政務活動費について9会派が返還請求の対象とされているが、議員のうちから選任された藤島正孝委員及び福地源一郎委員はこれらの会派のうちの一つに属しており、地方自治法（以下「法」という。）第199条の2に定める直接利害関係のある事件に当たるから、除斥とした。

## 第3 請求の受理

平成28年5月11日に監査委員会議を開催し、本件請求が法第242条に規定する法定要件を備えているか審査を行った結果、法定要件を満たしていると判断して、請求を正式に受理することを決定した。

## 第4 監査の実施

### 1 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成28年5月18日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠等が提出されるとともに、陳述がなされた。

#### (1) 新たな証拠等の提出（記載は省略）

- ・資料1 政務活動費に関する職員措置請求陳述
- ・資料2 石田進県政報告 No.12
- ・資料3 石田進県政報告 No.11
- ・資料4 西野はじめ県政活動報告 2014年11月号
- ・資料5 戸井田和之・茨城の元気な明日を創る会・人件費推移
- ・資料6 戸井田和之議員提出領収書（平成25年6月30日支払）
- ・資料7 戸井田和之議員提出領収書（平成26年3月31日支払）
- ・資料8 戸井田和之議員提出領収書（平成26年4月30日支払）
- ・資料9 戸井田和之議員提出領収書（平成27年3月31日支払）
- ・資料10 公明党井手義弘県議の政務活動費の交通費請求について

#### (2) 陳述の要旨

請求人による陳述の要旨は、おおむね次のとおりであった。

- ア 政務活動費の支出金額については、手引に支出金額の上限が定められているが、あくまでも上限であり、必要不可欠な最小限の支出におさえられるべきである。
- イ 横山忠市議員の事務所費について、平成 27 年 1 月以降賃借料が 2 倍になったというのは理解できない。
- ウ 井手義弘議員の名刺代について、わずか 1 ヶ月の間に政務活動費として 2,500 枚の名刺の使用を前提とした支出は不当なものである。
- エ 日本共産党茨城県議会議員団の機器購入について、政務活動以外にも使用していると思われるので、按分率は 2 分の 1 とすべきである。また、10 万円を超える高級カメラは政務活動に充てるカメラではないので全額認めない。
- オ 自動車リース費について、リース料の平均値を算出し 2 分の 1 という按分率を想定して、29,000 円/月が認められる金額とし、それを超える部分は返還すべきである。また、藤島正孝議員については、政務活動での使用として 4 分の 1 のリース料を支出しているが、政務活動が主たる使用目的であるならば、4 分の 1 しか使用していないのは問題であるので、全額返還すべきである。
- カ 自民県政クラブのマイクロバス利用に係る支出については、公共交通機関を利用すべきであり、その差額の返還を求める。
- キ 公明党の資料購入について、公明新聞は自前で購入すべきと考えるが、情報収集という点から 2 分の 1 の支出は認める。
- ク 自民党のグループ活動費について、ベトナム視察があるが、23 人が参加したにもかかわらず成果等が公表されていないので、意味のない視察である。
- ケ 広報紙の発行については自己宣伝の部分もあるので、按分率は 2 分の 1 以下とすべきである。
- コ 人件費について、雇用契約書と勤務実績表は監査委員が直接監査すべきである。
- サ 井手義弘議員の交通費については、不明な点が多く、間違いなく視察等を行っているのか、確認すべきである。

## 2 監査対象事項

知事が、平成 26 年度に茨城県議会の各会派に交付した政務活動費のうち、本件請求において摘示された支出を監査対象事項とした。

### 3 監査対象機関

政務活動費の事務を所管する茨城県議会事務局（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関とした。

### 4 監査対象機関への監査

議会事務局より、以下の監査事項に関する説明聴取を行うとともに、関係書類を確認し、その結果を分析整理した。

#### ○監査事項

#### (1) 議会事務局における、政務活動費に係る確認体制及び方法

- ア 収支報告書の提出（翌年度4月30日まで）時、どのような確認を行うのか
- ・支出の根拠となる書類
  - ・政務活動費から支出することの適正性（政務活動に該当する支出内容であるか）
  - ・政務活動費の金額の適正性（按分率等）
  - ・「社会通念上必要かつ相当」についての判断（自動車リース代等）

イ その他、政務活動費に関し、各会派に対しどのような確認等を行っているか

#### (2) 政務活動費の各経費

##### ア 全項目共通

- ・当該執行が専ら政務活動であることの確認（按分したものにあっては、当該按分率が適正かの確認）

##### イ 人件費

- ・雇用及び勤務実態の確認

##### ウ 事務所費

- ・事務所の賃貸借に係る契約内容の確認

##### エ 事務費

- ・物品購入及びその用途、管理に関する確認
- ・事務所で購入する茶菓子に係る用途の確認

##### オ 交通費

- ・自動車リースに係る契約内容の確認

##### カ 視察・研修費

- ・当該視察研修の行き先、目的、成果について、政務活動のために行われたものであることの確認
- ・交通費、宿泊費に係る支払についての確認

##### キ 資料購入・作成費

- ・当該資料等が、政務活動のために購入（購読）されたものであることの確認

##### ク グループ活動費

- ・当該活動の行き先、目的、成果について、政務活動のために行われたものであることの確認

- ・交通費，宿泊費に係る支払についての確認
- ケ 広報紙（誌）発行費
  - ・当該広報紙（誌）等が，政務活動のために発行されたものであることの確認
- コ 政策広報費
  - ・当該広報費が，政務活動のために使用されたものであることの確認
  - ・会場使用料，茶菓子等の支払について確認
- サ 会費
  - ・当該会費の支払が，政務活動のために必要なものであることの確認

## 5 監査対象機関の見解

請求人の請求内容に対して，監査の中で以下のとおり監査対象機関から説明を聴取した。

### (1) 政務活動費の執行に対する議会事務局の確認体制と方法について

議会事務局は，随時，会派又は議員からの相談・問合せに応じるとともに，会派から当該年度終了後に収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）の提出を受けたときは，総務課職員（5名）が茨城県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。），茨城県政務活動費の交付に関する条例施行規程（以下「規程」という。）や政務活動費の手引（以下「手引」という。）に照らして審査を行い，対象経費の範囲に適合しているか等の確認を行っている。

具体的な確認作業としては，会派の政務活動費経理責任者が確認した収支報告書等の内容について，対象となる活動や充当金額，充当割合など，手引の「政務活動費の支出に当たっての留意事項」に適合しているか確認している。

なお，収支報告書等の内容確認に当たっては，議員活動の自主性，自律性を尊重しつつ，必要に応じて支出された経費が議員の調査研究活動に当たるものか，会派の政務活動費経理責任者に説明を求め，確認を行っている。

### (2) 会派による確認等について

政務活動費は，条例に基づき議会の会派に交付されるため，会派の所属議員が個々に行う政務活動に充当するに当たっては，会派から所属議員に対して，政務活動に関する包括的な委託を行っている。

また，会派の政務活動費経理責任者は，政務活動費の執行については，所属議員に対し事前に指導助言を行うとともに，随時，相談に応じており，所属議員から収支報告等を受けた際には，その活動目的，充当金額や充当割合などの内容について，提出を受けた領収書をはじめ活動記録簿や各種契約書等により，

対象経費の範囲に適合しているかを確認したうえ、会派代表者から承認を受けている。

今般の住民監査請求を受けて、代表者及び経理責任者があらためて請求対象の各議員に対し聴き取り調査を行うとともに、領収書をはじめ、事務所や自動車の賃貸借契約書、活動記録簿などの各種関係書類について再度確認を実施した。

- (3) 所属議員が1人の会派（以下「1人会派」という。）の議員に対する扱いについて

1人会派の議員に対しては、議会事務局が説明の機会を設け、手引の中の留意事項などについて、詳細に説明している。

今般の住民監査請求を受けて、議会事務局があらためて請求対象議員に対し聴き取り調査を行うとともに、領収書をはじめ、事務所や自動車の賃貸借契約書、活動記録簿などの各種関係書類について再度確認を実施した。

- (4) 請求人の主張する査定の基準について

本県の政務活動費については、条例、規程や手引で経費の範囲を定めている。

本件請求において、請求人が主張する第1・4(2)のア(ウ)(3頁)「一般的に考えて全部又は一部を認め得ない支出」のa～gについては、事実に基づかない憶測又は推量によるものであるとともに条例、規程や手引の誤った解釈である。このことをもって請求人の主張するような違法・不当な政務活動費の使用事実の指摘とは認められない。

- (5) 請求人が不当と主張している支出について

政務活動費に係る支出については、会派又は議員の責任において適切なる判断をもって執行され、議長に対し必要な書類は全て提出されており、本件請求において請求人が支出を認め得ないものとして摘示する個別の案件について、収支報告書等の確認及び改めて会派からの聞き取り調査を実施するなどした結果、支出の内容に不当と思われるものはなく、条例、規程及び手引に定める経費の範囲及び按分割合等に適合していることを確認している。

以上のことから、条例、規程及び手引に照らし政務活動費として違法、不当な支出には当たらない。

なお、1会派から収支報告書等の記載に錯誤があったとして、交通費の一部について自主的な返還の申出があり、既に納付されていることから、これについては請求の根拠が失われたものと認識している。

また、本件請求と議会事務局保管の収支報告書等について内容を照合したところ、請求人が摘示している内容と収支報告書等の内容に相違があることが認

められた。

## 6 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき，措置請求書で摘示されている案件のうち会派に対する調査が必要と判断したものについて，関係会派に対し調査への協力を依頼し，当該案件に係る関係会派の説明資料及び証拠書類について議会事務局を通して提示を求め，その内容を確認した。

## 第 5 監査結果

監査の結果，確認した事項は，以下のとおりである。

### 1 政務活動費の概要

#### (1) 政務活動費制度の経緯

平成 11 年に地方分権一括法が成立したことに伴い，地方議員の役割が増大したことから，国は，全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会の要望を踏まえて，地方議会議員の調査活動基盤の充実を図る観点から，平成 12 年に法の一部を改正し，「調査研究に資するため必要な経費の一部として，会派又は議員に対し，政務調査費を交付することができる」として，地方議会における会派等に対する調査研究費等の助成制度を法制化した。

その後，「地方自治法の一部を改正する法律」が平成 24 年 9 月 5 日に公布され，名称が「政務活動費」に改められ，交付内容が，これまでの「調査研究」から「調査研究その他の活動」となり用途が拡大された。

本県においても，平成 13 年 4 月に「茨城県政務調査費の交付に関する条例」を制定し，さらに，上記法改正に沿って，平成 24 年 12 月に同条例を改正した。

#### (2) 根拠法

法第 100 条第 14 項は，「普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として，その議会における会派又は議員に対し，政務活動費を交付することができる。この場合において，当該政務活動費の交付の対象，額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は，条例で定めなければならない。」と，また同条第 15 項は，「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところにより，当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書

を議長に提出するものとする。」と、さらに同条第 16 項は、「議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

(3) 根拠条例等の主な内容

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲 (第 2 条)

政務活動費は、会派又は議員が実施する調査研究、研修、広報広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(別表)

分類	経 費	内 容
政務活動補助費	人 件 費	会派又は議員が政務活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費
	事 務 所 費	会派又は議員が政務活動のため設置する事務所の設置及び維持に要する経費
	事 務 費	会派又は議員が政務活動のため設置する事務所における事務運営に要する経費
	交 通 費	会派又は議員の政務活動に要する日常的な交通費、宿泊費等の経費
調査・政策立案費	視 察 ・ 研 修 費	会派又は議員が政務活動のため行う視察・研修・講演会等(共同開催を含む。)に要する経費又は他団体等が主催する視察・研修・講演会等への議員等の参加に要する経費
	調 査 委 託 費	会派又は議員が政務活動のため行う外部団体等への調査研究委託に要する経費
	資 料 購 入 ・ 作 成 費	会派又は議員が議会審議や政務活動のため行う図書等の購入、利用等及び資料作成に要する経費
	要 請 陳 情 等 活 動 費	会派又は議員が政務活動のため行う要請陳情活動、住民相談等に要する経費
	会 議 費	会派又は議員が政務活動のため開催する会議、住民

		相談会等に要する経費
	グループ活動費	会派又は議員が政務活動のため行う県政に関連する議員連盟活動等に要する経費
広報 広聴 活動 費	広報紙(誌)発行費	会派又は議員が政務活動のため行う広報紙(誌)等の作成・発行に要する経費
	ホームページ作成・管理費	会派又は議員が政務活動のため行うホームページ・ブログ等の作成・管理に要する経費
	政策広報費	会派又は議員が政務活動のため行う音声による広報広聴活動に要する経費
	会費	会派又は議員が政務活動のため行う各種団体等が主催する会合等への参加に要する経費

イ 交付対象（第3条）

政務活動費は、議会の会派に対し交付するものとする。

ウ 交付額（第4条）

各会派に対し交付する政務活動費の月額は、300,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

エ 会派の届出（第5条）

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、当該会派の代表者は、会派結成届を議会の議長に提出しなければならない。

オ 知事への通知（第6条）

議長は、前条の規定による会派結成届、会派異動届又は会派解散届の提出があったときは、速やかに知事に通知しなければならない。

カ 交付の決定等（第7条）

知事は、前条の規定による通知があったときは、当該通知に係る会派に係る政務活動費の交付の決定を行い、当該会派の代表者に通知しなければならない。

キ 交付の方法等（第8条）

知事は、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務活動費を交付するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分の政務活動費を交付する。

ク 実費支出の原則等（第9条、規程第5条）

a 自動車を利用する場合の交通費の算定

政務活動費に係る支出額は、政務活動に資するための必要な経費の実費



とする。ただし、議長が別に定めるものについては、実費に代えて、議長が定める方法により算定した額によることができる。

自動車を利用する場合の交通費の算定については、条例第9条第1項の規定により、1キロメートルにつき24円とすることができる。

b 按分について

政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は、その経費について按分による支出ができるものとし、必要な事項は議長が定めることができる。

政務活動とそれ以外の活動が混在する場合には、合理的に説明できる割合によって、支出額を按分するものとする。ただし、合理的に説明できる割合によって按分することが難しい場合は、次の各号の按分割合を上限として算定するものとする。

- (a) 政務活動と政党活動や後援会活動等が混在する場合は、2分の1
- (b) 政務活動と私的活動が混在する場合は、2分の1
- (c) 政務活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合は、4分の1

ケ 収支報告書等（第10条）

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別に定める様式により、当該年度の終了した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

収支報告書を提出するときは、政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

コ 議長の調査及び透明性の確保（第11条）

議長は、政務活動費の適正な使用を確保するため、前条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

サ 返還（第12条）

知事は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度に交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度に行った政務活動費に係る支出(第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。

シ 収支報告書等の保存及び閲覧（第13条）

議長は、第10条の規定により提出された収支報告書等を、提出すべき期

間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し収支報告書等（茨城県議会情報公開条例（平成12年茨城県条例第87号）第7条に規定する不開示情報を除く。）の閲覧を請求することができる。

ス 委任（第14条）

この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

(4) 手引の性格，位置付け

茨城県議会は、政務調査費制度の運用を明確化するため、平成20年6月から議会運営委員会のメンバーにより検討を開始し、平成21年10月に全会派で構成する政務調査費検討会を設置し検討した結果、平成21年12月に条例を改正するとともに、併せて、政務調査費の使途にあたっての基本的な考え方や留意事項等を内容とした手引を策定した。

平成24年9月の「地方自治法の一部を改正する法律」の公布に伴い、前回（平成21年）と同じく全会派で構成する政務活動費検討会を設置し、平成24年12月の条例の改正に併せて、政務活動費の適正な執行を図るための指針である手引の改正を行った。

(5) 政務活動費の支出状況等

平成26年度の各会派に係る政務活動費の支出状況については、以下のとおりである。

支出金額及び支出年月日

		支出日	支出額（円）
いばらき自民党 収支報告年月日： 平成27年4月30日 収支報告額： 143,291,916円	第1期	平成26年4月15日（火）	38,700,000
	期外支給	平成26年5月15日（木）	600,000
	第2期	平成26年7月15日（火）	40,500,000
	第3期	平成26年10月15日（水）	39,600,000
	第4期	平成27年1月15日（木）	13,200,000
	期外支給	平成27年2月16日（月）	26,400,000
	戻入	平成26年9月16日（火）	-300,000
	戻入	平成27年5月26日（火）	-15,408,084
	小計		143,291,916
民主党茨城県議会議員団	第1期	平成26年4月15日（火）	4,500,000

収支報告年月日： 平成 27 年 4 月 30 日 収支報告額： 17,625,730 円	第 2 期	平成 26 年 7 月 15 日 (火)	4,500,000
	第 3 期	平成 26 年 10 月 15 日 (水)	4,500,000
	第 4 期	平成 27 年 1 月 15 日 (木)	1,200,000
	期外支給	平成 27 年 2 月 16 日 (月)	3,000,000
	戻入	平成 27 年 5 月 25 日 (月)	-74,270
	小計		17,625,730
茨城県議会公明党議員会 収支報告年月日： 平成 27 年 4 月 30 日 収支報告額： 13,470,299 円	第 1 期	平成 26 年 4 月 15 日 (火)	3,600,000
	第 2 期	平成 26 年 7 月 15 日 (火)	3,600,000
	第 3 期	平成 26 年 10 月 15 日 (水)	3,600,000
	第 4 期	平成 27 年 1 月 15 日 (木)	1,200,000
	期外支給	平成 27 年 2 月 16 日 (月)	2,400,000
	戻入	平成 27 年 5 月 27 日 (水)	-929,701
	小計		13,470,299
自民県政クラブ 収支報告年月日： 平成 27 年 4 月 30 日 収支報告額： 17,770,641 円	第 1 期	平成 26 年 4 月 15 日 (火)	4,500,000
	第 2 期	平成 26 年 7 月 15 日 (火)	4,500,000
	第 3 期	平成 26 年 10 月 15 日 (水)	4,500,000
	第 4 期	平成 27 年 1 月 15 日 (木)	1,500,000
	期外支給	平成 27 年 2 月 16 日 (月)	3,000,000
	戻入	平成 27 年 5 月 26 日 (火)	-229,359
	小計		17,770,641
日本共産党茨城県議会議員団 収支報告年月日： 平成 27 年 4 月 30 日 収支報告額： 6,988,192 円	第 1 期	平成 26 年 4 月 15 日 (火)	1,800,000
	第 2 期	平成 26 年 7 月 15 日 (火)	1,800,000
	第 3 期	平成 26 年 10 月 15 日 (水)	1,800,000
	第 4 期	平成 27 年 1 月 15 日 (木)	300,000
	期外支給	平成 27 年 2 月 16 日 (月)	1,800,000
	戻入	平成 27 年 5 月 26 日 (火)	-511,808
	小計		6,988,192
茨城の元気な明日を創る会 収支報告年月日： 平成 27 年 4 月 30 日 収支報告額： 3,470,213 円	第 1 期	平成 26 年 4 月 15 日 (火)	900,000
	第 2 期	平成 26 年 7 月 15 日 (火)	900,000
	第 3 期	平成 26 年 10 月 15 日 (水)	900,000
	第 4 期	平成 27 年 1 月 15 日 (木)	300,000
	期外支給	平成 27 年 2 月 16 日 (月)	600,000
	戻入	平成 27 年 5 月 27 日 (水)	-129,787

	小計		3,470,213
茨城の未来をつくる会	第1期	平成26年4月15日(火)	900,000
収支報告年月日:	第2期	平成26年7月15日(火)	900,000
平成26年11月28日	第3期	平成26年10月15日(水)	900,000
収支報告額:	第4期	—	—
2,100,000円	戻入	平成26年12月2日(火)	-600,000
	小計		2,100,000
無所属の会	第1期	平成26年4月15日(火)	900,000
収支報告年月日:	第2期	平成26年7月15日(火)	900,000
平成27年1月30日	第3期	平成26年10月15日(水)	900,000
収支報告額:	第4期	平成27年1月15日(木)	300,000
3,000,000円	小計		3,000,000
県政研究会	第1期	平成26年4月15日(火)	900,000
収支報告年月日:	第2期	平成26年7月15日(火)	900,000
平成27年1月30日	第3期	平成26年10月15日(水)	900,000
収支報告額:	第4期	平成27年1月15日(木)	300,000
3,000,000円	小計		3,000,000
誇り高いいばらき研究会	第1期	平成26年4月15日(火)	900,000
収支報告年月日:	第2期	—	—
平成26年7月15日	第3期	—	—
収支報告額:	第4期	—	—
234,881円	戻入	平成26年10月9日(木)	-665,119
	小計		234,881
まごころ一途茨城	期外支給	平成27年3月16日(月)	300,000
収支報告年月日:	戻入	平成27年5月27日(水)	-300,000
平成27年4月30日			
収支報告額:			
0円	小計		0
計			210,951,872

## 2 監査によって確認した事実

### (1) 議会事務局における事務処理等について

#### ア 条例や手引に係る周知の徹底と理解の促進

議会事務局では、毎年度初めに各会派に対し交付決定の通知をする際に、各会派の経理責任者に対し、手引の留意事項について説明を行っている。

なお、1人会派の議員や、任期途中の補選等による新任議員に対しては、別途説明会を設け、手引の内容等について十分な説明を行っている。

また、会派、議員からの随時の問合せや相談に対し、個別に応じている。

#### イ 議長権限に基づく調査

収支報告書等の提出を受ける議長は、条例第11条の規定に基づき、その報告書等が所定の要件を備えているかどうかを確認することが求められるとともに、政務活動費が常に制度の趣旨に即して適正な執行が確保されるよう努める必要があり、会派から収支報告書等の提出があった際、その記載方法、充当金額や充当割合等が、条例、規程や手引に照らして明らかな誤りがないかなど、必要に応じて調査を行うこととなっている。

なお、この調査は、法第138条第7項の規定に基づき議会事務局において行っている。

#### ウ 支出の根拠となる書類の確認

支出実績報告として翌年度の4月30日までに提出される「政務活動費収支報告書」には、その支出の事実を証する書類の写しとして、

- ・政務活動費領収書等貼付用紙
- ・政務活動費支払証明書

が添付されており、議会事務局総務課の5名で、提出のあった全ての会派に係る上記書類の内容確認を、出納整理期間中（5月末まで）の戻入期限に間に合うように行っている。

#### エ 主な確認事項について

##### (ア) 政務活動費から支出することの妥当性

政務活動費の手引に照らし不適切な支出ではないかを確認し、疑義がある場合には会派の経理責任者等に問い合わせるとともに、会派が保管している雇用契約書等の証拠書類の提示を必要に応じて求めるなどして、政務活動費による支出の妥当性について確認を行っている。

##### (イ) 支出金額の妥当性

支出金額の妥当性については、手引の上限額、社会通念、地域性を踏まえた相場等を考慮し適切かつ総合的に判断している。例えば事務所費では、必要に応じ事務所の立地場所、築年数、床面積、建物の構造や周辺の相場等について会派に対し説明を求め、総合的に確認している。

##### (ウ) 按分率の妥当性

支出金額の按分については、手引の規定に照らし適切に行われているか判断している。例えば、事務所費で按分率1分の1などの場合には、

当該事務所が専ら政務活動に使用されていることを客観的に示すよう会派に対し説明を求めている（後援会事務所が別にある等）。また、按分率4分の3など、手引に照らし一般的でない按分率で提出された書類についても同様に確認を行っている。

(エ) 収支報告書等の確認

提出された「政務活動費収支報告書」の金額が正しいかどうかを確認するため、「政務活動費領収書等貼付用紙」等「支出の事実を証する書類の写し」の政務活動費支出額を支出項目ごとに集計し、支出総額の確認等を行っている。

オ 包括的な委託の確認

包括的な委託は、毎年度4月1日付けで会派代表者から所属議員に対して「政務活動依頼書」を送付することにより行っており（1人会派を除く。）、議会事務局では、その内容が手引に照らし適切か、それが所属議員全員分あるかどうか、といった確認を行っている。また、年度途中で所属議員が増となった場合には同様に会派から議員に対し送付されるので、同様の確認を行っている。

カ 問合せ等に対する対応

会派から随時、「政務活動費の対象経費の範囲に適合しているかどうか」等の問合せがあるが、その都度、手引等の規定に基づき対応している。

キ 透明性の確保

各会派から提出された収支報告書等を閲覧に供するとともに、収支報告書については、議会ホームページにおいて公開している。

(2) 会派における事務処理等について

ア 政務活動費の使途に係る所属議員への指導

1人会派以外の会派では、年度初めの会派会議等において、代表者及び経理責任者が全所属議員に対し、条例、手引により、条例第2条に規定する政務活動費の経費の範囲や、政務活動と後援会活動等の政務活動以外の活動が混在する場合の按分割合、さらには、政務活動費の支出にあたっての人件費、事務所費、会費といった経費ごとの留意すべき点等を説明している。

また、所属議員から会派に対し政務活動費への充当の可否や按分割合などの事項の問合せがあった場合、経理責任者は随時、電話や対面により相談に応じている。

さらに、所属議員から収支報告等の提出を受けた際には、経理責任者が政務活動費に充当できる活動内容であるか、按分割合や充当金額について領収書、活動記録簿及び各種契約書等により確認し、必要な場合は、当該議員に説明を求めている。

イ 政務活動費の使途に疑義が生じた場合の対処法

所属議員が実際の政務活動を行っていくうえで、政務活動費への充当の可否や按分割合などについて不明な点がある場合、1人会派以外の会派では、所属議員が経理責任者に相談し、必要に応じて会派代表者との協議を経て対処する。

そのうえでなお判断に迷う場合は、議会事務局に問い合わせることにより、会派として判断をしている。

また、1人会派について同様の案件がある場合、議会事務局に問い合わせることにより判断している。

ウ 会派から所属議員への政務活動の包括的委託状況

政務活動費は、条例の規定に基づき会派に交付されることとなっているため、1人会派以外の会派では、各所属議員に対し、年度当初に、手引に基づく様式により政務活動の包括的委託を行っており、所属議員が個々に政務活動費を充当することを認めている。

(3) 請求人が職員措置請求において摘示した支出について

請求人が、職員措置請求の中で違法、不当な支出として摘示した案件について、議会事務局への聴き取り、領収書類等の確認を行うとともに、必要に応じて関係会派に対し説明資料及び支出証拠書等の提示を求め、調査したところ、事務手続は条例、規程及び手引に則り適正であった。

また、本件請求と収支報告書等を照合確認した結果、以下のとおり請求人の主張する政務活動費への充当額、返還請求額に関係すると思料される相違箇所等が認められた。

【本件請求と収支報告書等の相違内容一覧】(抜粋) (円)

別紙番号	議員名	項目名	番号等	相違箇所	本件請求	収支報告書等	備考	返還請求額への影響
4	井手義弘	人件費	1	雇用目的	党政策提言とりまとめ・資料整理補助	県議会公明党政策提言とりまとめ資料整理補助他	-	-
"	"	"	2~3	"	党政策広報紙発行・資料整理	茨城県議会公明党政策広報紙発行・資料整理のため	-	-
6	細谷典男	事務所費	-	按分率	1 / 1	1 / 2	支出証拠書では H26. 4~12 月の按分率が 1/2 となっている。	-85,000
7	稲葉貴大	広報紙(誌)発行費	-	按分率(H26. 11 月)	1 / 1	1 / 2	支出証拠書では H26. 11 月の按分率が 1/2 となっている。	-162,945

8	大谷 明	事務所費	—	按分率	1 / 1	1 / 2	支出証拠書では H26. 4～9 月の按分率が 1/2 となっている。	-143, 693
10	加藤明良	事務費	3	支出金額	2, 876	2, 877	—	—
”	川津 隆	”	5	支出年月日 名 目	H26. 5. 2 事務所用 茶菓子代	H26. 7. 14 来客用茶 菓子代	支出証拠書では「来客用 茶菓子代」と記載されてい る。	-1, 385
”	星田弘司	”	1	名 目	事務所 茶菓子代	事務所 茶菓子代 (来客用)	支出証拠書では「事務所 茶菓子代(来客用)」と記載 されている。	-620
11	井手義弘	”	2	金 額 (印刷代)	18, 720	17, 820	—	—
22	茨城県 議 会 公明党 議員会 会 派	視察・ 研修費	1	費用別費用 (按分率 1/1)  返還請求 金 額	費用内容等 視察交通費 (現地でのレ ンタカー?) 充当金額 63, 160  63, 160	—	本件請求以外の支出分が 混入している。	-63, 160
26	西條昌良	広報紙(誌) 発行費	1～6	議員名	西條昌良	本澤 徹	—	—
29	井手義弘	”	7	部数・枚数等	400	23, 000	—	—
”	”	”	15	按分前費用 詳 細	デー タ 作 成 129, 600 印 刷 153, 600	デー タ 作 成 86, 400 印 刷 196, 800	—	—
31	加藤明良	政策広報 費	8	”	デー タ 作 成 43, 200 按 分 率 1 / 1	デー タ 作 成 86, 400 按 分 率 1 / 2	—	—
”	桜井富夫	”	1	”	会場費 94, 950	会場費 72, 360 茶・茶 菓子代 22, 590	—	—
33	井手義弘	”	8	活動内容	ビデオ撮 影・編 集・アッ プロード (ドクタ ーヘリ視 察)	ビデオ撮 影・編 集・アッ プロード (日立防 災フォー ラム)	—	—
返還請求額への影響計								-456, 803

(4) 交通費の返還について

交通費（ガソリン代，高速料金）の一部に関し，1 会派から返還の申出があり，議会事務局が返還手続を行ったことについて，関係書類により以下のとおり収納済であることを確認した。従って，県に損害は生じていないことが認められた。

返還申出日	平成 28 年 5 月 24 日
-------	------------------



返還の内容 (下表参照)	ガソリン代 (25 件)	42,360 円
	高速料金 (11 件)	15,000 円
	計 (36 件)	57,360 円
返還の理由	収支報告書等の記載に錯誤があった。	
調定決議票起票日	平成 28 年 5 月 25 日	
返還金収納日	平成 28 年 5 月 26 日	

### 【返還された交通費】

(円)

議員名	支払日	活 動 内 容	種 別	支払額	按 分 率	充当額	返 還 請求額	返還額
井手義弘	H26. 5. 4	内原イオンショッピングセンターで茨城県議会公明党の議会報告, 日立市 J R 常陸多賀駅とマルト滑川ショッピングセンターで茨城県議会公明党議会報告	ガソリン	2,112	—	2,112	2,112	1,056
			高速代	780	—	780	780	390
"	H26. 5. 14	J R 常陸多賀駅で県議会報告 県議会公明党政務調査会(県議選への統一政策検討, 包括地域ケアシステム研究会の資料検討など) 原子力安全対策課より東海第 2 原発の安全審査申請などについてヒアリング	ガソリン	2,016	—	2,016	1,008	1,008
			高速代	1,990	—	1,990	995	995
"	H26. 5. 15	J R 日立駅で県議会報告 NTBアワード 2014 に出席し, 小売業の経営環境について聴き取り 県議会公明党政調会 (6 月議会への対応, 県議選の統一政策検討) (行き先: 日立市内, 水戸市内, 県議会)	ガソリン	2,112	—	2,112	1,056	1,056
			高速代	1,370	—	1,370	685	685
"	H26. 6. 14	県議選の統一政策などを検討 (県議会公明党政調会)	ガソリン	1,944	—	1,944	1,944	1,944
"	H26. 7. 4	土木委員会県内調査(日立港東京ガスエネルギー基地の建設状況調査) つくば市内で政調会開催(県議選の政策検討会) 常陸大宮市内で県議会報告	ガソリン	4,848	—	4,848	4,848	2,424
			高速代	3,800	—	3,800	3,800	1,900
"	H26. 7. 6	田村けい子県議の県政報告会をつくば市内で開催 八島いさお県議の県政報告会を土浦市内で開催	ガソリン	5,304	—	5,304	5,304	5,304
			高速代	2,960	—	2,960	2,960	2,960

"	H26. 7. 7	県議会公明党政調会(県議選の統一政策, 9月議会の質問内容などについて検討, 小美玉市内で開催) 在宅医療を進める医師との意見交換	ガソリン	3,480	—	3,480	1,740	1,740
			高速代	1,120	—	1,120	560	560
"	H26. 7. 9	県議会で県議選の統一政策などを協議 樫村千秋前日立市長と意見交換 うのしまビラを訪問, 原田管主と意見交換 かみね動物園でZOOジーンズ視察	ガソリン	2,568	1/2	1,284	642	1,284
"	H26. 7. 11	県議選に関する会派の統一政策のとりまとめ	ガソリン	1,944	—	1,944	1,944	1,944
"	H26. 9. 7	県議政策検討会(水戸市内)	ガソリン	1,968	—	1,968	1,968	1,968
			高速代	550	—	550	550	550
"	H26. 11. 1	日立市十王町合併10周年記念式典 ひたちなか市長本間もとき氏と意見交換(子育て支援の充実などについて)	ガソリン	1,872	—	1,872	936	936
"	H27. 1. 5	JR 水戸駅北口で県議会報告会 JA いばらきに新春の挨拶, 米価下落問題などについて意見交換 JR 土浦駅西口で県議会報告 つくば市内(TX つくば駅で県議会報告 茨城県地方創生本部について政策審議監よりヒアリング(県議会)	ガソリン	5,424	—	5,424	2,712	2,712
			高速代	2,850	—	2,850	1,425	1,425
"	H27. 2. 1	日の出地区の液状化対策(潮来市内) ソーラー発電の活用事例の視察(潮来市内) 市議会議員との意見交換(地方創生の具体的戦略について: 水戸市内)	ガソリン	4,968	—	4,968	2,484	2,484
"	H27. 2. 7	つくば市内でJA いばらき会長と意見交換 県南地域の首長との意見交換 住民相談(用水路の占有について) おの君(東松島市キャラクター)いばらきの会代表と意見交換	ガソリン	3,744	—	3,744	1,872	1,872
八島功男	H26. 5. 14	政調会(県議会公明党控室)	ガソリン	2,640	—	2,640	2,640	2,640
			高速代	2,780	—	2,780	2,780	2,780
"	H26. 7. 4	つくば事務所で政策検討会	ガソリン	1,680	—	1,680	1,680	1,680

"	H26. 7. 7	県議会公明党政調会議, 小美玉市内の住民との意見交換(茨城空港, 百里基地に関する要望など)	ガソリン	2,784	—	2,784	1,392	1,392
			高速代	1,730	—	1,730	865	865
"	H26. 9. 7	政調会(県総合福祉会館)	ガソリン	2,784	—	2,784	2,784	2,784
			高速代	1,890	—	1,890	1,890	1,890
高崎進	H26. 5. 14	通学路, 生活道路の危険箇所調査, 県議会政務調査会	ガソリン	1,392	—	1,392	696	696
"	H26. 5. 15	県政報告, 通学路危険箇所調査, 政務調査会に出席	ガソリン	864	—	864	432	432
"	H26. 7. 7	住民相談活動 知事部局の取り組みを調査 県議会公明党政調会を開催	ガソリン	1,344	—	1,344	672	672
"	H26. 7. 11	県政報告活動 県議選統一政策の検討	ガソリン	1,104	—	1,104	552	552
"	H26. 9. 7	河川改修要望調査 県議政調政策検討会	ガソリン	1,608	—	1,608	804	804
田村けい子	H26. 5. 15	県議会政務調査会(6月議会の対応などについて)	ガソリン	2,976	—	2,976	1,488	1,488
"	H26. 7. 9	県議政調会(県議選の統一政策などを協議)	ガソリン	2,976	1/2	1,488	1,488	1,488
			計	88,276		85,504	62,488	57,360

## 第6 判断

監査対象機関からの説明聴取及び関係書類等の調査並びに会派への関係人調査の結果を確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

### 1 判断に当たっての基本的考え方

監査委員は、次のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として指摘された事項について判断する。

なお、以下において引用する裁判例は、ほとんどが政務調査費に関するものであるが、基本的な考え方は、政務活動費も同じであると解され、政務調査費に関する判例の趣旨は政務活動費にもあてはめることができるものとする。

平成25年11月18日福岡地裁判決においても「会派等がそのように広範な役割において、十分に役割を果たすためには、会派の自主性、自立性が尊重されなければならない。このことは、平成24年法律第72号による改正において、同改正前の地方自治法100条14項(法100条13項に対応する。)に定める「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められ、交付目的が「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に改められたことにも表れている。」旨判示している。

## (1) 議会の責任及び自主性の尊重

法第 100 条第 14 項、同条第 15 項、さらに法の定めを受けて制定された条例第 10 条及び第 11 条の規定において収支報告書等の提出を求める権限やそれらを調査する権限は議長が有することとされていることから、政務活動費制度は、議会の自主性、自律性を尊重する制度であると解され、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、議会の責任において判断すべきものである。

平成 21 年 12 月 17 日最高裁判決においても、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派（中略）との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」とされ、「政務調査費条例（注：東京都品川区）は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。

## (2) 会派の裁量

多岐にわたる個々の議員の調査研究等の活動を会派の政務活動として認めるか否か、調査研究活動の範囲や政務活動費の対象経費の範囲に該当するかどうかの判断に当たっては、会派に裁量の権限が付与されており、会派自らの責任において、その適合性について判断されるものと考えられる。

平成 21 年 7 月 7 日最高裁判決においても、政務調査費について「「会派が行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。」と判示している。加えて、平成 19 年 2 月 9 日札幌高裁判決でも、政務調査費について「会派の活動は、様々な政治課題や市民生活に係わり、会派の構成員が、議会の議員であり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の函館市政との関連性、その目的、日程、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判示している。

また、平成 24 年の法改正により、政務調査費から政務活動費に改正された際に、

その交付目的が「議員の調査研究に資するため必要な経費」の支出から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の支出と改められていることから、政務活動費の対象経費の範囲は、政務調査費に比し、会派のより広範な裁量のもとに判断されるべきものと解される。本県条例においても、第2条において政務活動費を充てることができる経費の範囲を「調査研究，研修，広報広聴，要請陳情，住民相談，各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し，県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費」と定めており，活動範囲を広く捉えている。

平成28年2月10日福井地裁判決においても，政務活動費について「議員等による政務活動費の使用の適正性の確保については，第一次的には議員及び議会がその自律的判断について政治的責任を負うにとどまり，その自律的判断に裁量の逸脱又は濫用があると認められない限り，違法の問題は生じないというべきである。」と判示している。

### (3) 支出の制限

一方，政務活動費の財源が公金である以上，政務活動費の充当に係る会派の判断が，無制約に許容されるわけではなく，政務活動費の範囲に該当する支出であったかどうかの事後的な検証を行うに当たり，当該支出について議会事務局又は各会派から合理的説明が得られず，政務活動との関連性又は支出の合理性を明らかに欠くと認められる場合には，妥当性を欠くものとする。

平成25年1月25日最高裁判決でも，政務調査費について「使途基準が調査研究費の内容として定める「(中略)経費」とは，(中略)議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は，これに該当しないものというべきである。」と判示している。

### (4) 対象経費の判断

本県の条例においては，政務活動費は，会派又は議員が実施する調査研究，研修，広報広聴，要請陳情，住民相談，各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し，県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付することとされており，会派が政務活動費の交付対象とされているが，各会派においては会派から所属議員に対し包括的な委託を行い，会派の政務活動を所属する議員に委ねている。

したがって，本件請求に係る各会派の支出内容が政務活動費の対象経費の範囲に該当するかどうかの判断に当たっては，個々の議員の調査研究活動も含め，会派の自主性，自律性を尊重した上で，政務活動費の対象経費の範囲に該当するか否かを確認することとした。

## (5) 具体的な判断の基準

平成 21 年 9 月 29 日東京高裁判決（平成 20 年 11 月 28 日東京地裁判決を引用）では、政務調査費について「本件各支出が区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費に係る支出であるか否かは、本件各支出が本件用途基準及び本件申合せ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当である。」と判示している。

こうしたことから、政務活動費の対象経費の範囲に該当するか否かの確認に当たっては、証拠書類並びに議会事務局及び各会派の説明を政務活動費の適正な執行を図るための指針として議会が自主的に策定した手引に照らし合わせることにより行うこととし、明らかに手引に反しているもの又は政務活動との関連性若しくは支出の合理性を欠いていると認められるものを違法・不当とすることとした。

手引を、基本的な基準とする理由として、その作成において、会派で構成する政務活動費検討会による検討を経て全会派共通の申合せ事項としてまとめたものであり、条例及び規程と一体となって一定の規範性を有するものと判断したものである。

## 2 判断の理由

請求人が違法又は不当と主張する各会派の経費に対して、議会事務局保管の収支報告書等及び同局の説明並びに関係人調査（法第 199 条第 8 項に基づき、関係する会派（1 人会派については当該議員）に対し証拠資料等の提示を求めたもの。以下同じ。）より各会派から提示された関係書類及び各会派の説明（議会事務局を通じた説明を含む。）により、その内容を調査したところ、いずれも違法、不当な支出でないことを確認した。

以下、請求人が政務活動費の違法又は不当な支出としている経費毎に判断の理由を述べることにするが、はじめに複数の経費について、請求人は、広報紙（誌）発行及び政策広報活動の目的に会派あるいは議員個人の宣伝があることから、合理的理由がない限りは、これに関係する各費用（人件費、事務費、交通費、会議費、広報紙（誌）発行費及び政策広報費）については、按分率を 2 分の 1 とし、これを超える分の費用を返還請求すべき旨主張しているため、この点について判断する。

請求人は陳述の機会において、広報紙（誌）について記事内容の如何を問わず純粹な政務活動と言えず、按分率を 2 分の 1 とすべき旨述べているが、按分の有無は記事の内容が政務活動であるか否かで判断されるべきであり、すべて按分率を 2 分の 1 とするのは根拠のない主張である。

まず、証拠として提出された「石田進県政報告 No.12」については、請求人は、按分率を 4 分の 3 でなく、2 分の 1 とすることが相当である旨述べているが、政務

活動に係る紙面の面積により4分の3に按分されており、手引に従い合理的な方法で算出した按分率により充当されていることを確認した。

次に、証拠として提出された「西野はじめ 県政活動報告 2014年11月号」については、視察先の写真に議員自身が写っているなどの理由で按分率を2分の1とすべき旨述べているが、根拠のない主張である。

その他、請求人からは、その目的に会派あるいは議員の宣伝があるとする情報提供行為について、政務活動費の対象経費の範囲でないことを示す具体的証拠に基づく主張はなく、単に自らの意見を述べるに留まるものであるから、請求人の主張は認めることができない。

以下、各経費に係る判断を述べる。

#### (1) 人件費

請求人は、被雇用者は、原則として議員事務所で業務を行うものとし、事務所費の按分率が2分の1の場合、あるいは自宅を事務所としていると思われる場合は、政務活動以外にも関わることが避けられないものとして、按分率を2分の1とし、これを超える分の費用を、また、平成26年12月の選挙後に雇用を打ち切っている場合は、選挙目的の雇用であったことが濃厚であるとし、按分率が2分の1の場合は全額を、按分のない場合は按分率を2分の1とし、これを超える分の費用について返還請求すべき旨主張する。

このため請求人がこれらの主張に基づき摘示している案件について、関係人調査により提示された雇用契約書、勤務実績表にて、被雇用者の勤務実態を確認したところ、勤務実績表では調査資料作成等の政務活動に係る補助業務に従事しており、これ以外の業務を行っている状況は認められなかった。また、雇用契約の締結内容も政務活動補助を行う旨記載されていた。

さらに、議会事務局を通じた会派の説明によると、会派ではこれらの案件について議員から話を聴き、専ら政務活動の補助業務に従事していることを確認しているとのことであった。

なお、請求人が、事務所費の按分率が2分の1の場合、あるいは自宅を事務所としていると思われる場合は、政務活動以外にも関わることが避けられないと主張する案件について、議会事務局を通じ、各会派に確認したところ、いずれも専ら政務活動に従事している者以外の者がおり、その者が政務活動以外の業務を行っているとのことであった。

その他、請求人の個別の主張に係る判断については以下のとおりである。

##### ア 森田悦男議員

請求人は、当該議員は平成26年10月以降平成27年12月まで本会議において発言がなく、政策立案に効果があったのか疑わしいので、被雇用者の人件費

の按分率を2分の1とし、これを超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

政務活動かどうかは、本会議の発言の有無によって判断されるものではなく、議員としての議会活動の総体で判断されるものであり、請求人の主張は単に自らの意見を述べるに留まるものである。

関係人調査により提示された雇用契約書、勤務実績表によって、当該被雇用者の勤務実態を確認したところ、勤務実績表では調査資料収集等の政務活動に係る補助業務に従事していることが認められた。また、雇用契約の締結内容も政務活動補助を行う旨記載されていた。

さらに、議会事務局を通じた会派の説明によると、会派では当該案件について議員から話を聴き、政務活動の補助業務に従事していることを確認しているとのことであった。

#### イ 長谷川修平議員

請求人は、被雇用者の雇用目的である「県南地域調査」の調査のテーマ及び成果について何ら示されていないこと、また、被雇用者に対する支払日以降、当該議員は県南に対する施策について発言していないことから、有効な雇用と認められず、全額返還請求すべき旨主張する。

先に述べたとおり、政務活動かどうかは、県南に関する施策の発言の有無によって判断されるものではなく、議員としての議会活動の総体で判断されるものであり、請求人の主張は単に自らの意見を述べるに留まるものである。

関係人調査により提示された雇用契約書及び勤務実績表により、被雇用者の勤務実態を確認したところ、勤務実績表では政務活動（県南地域調査活動）に係る補助業務に従事しており、これ以外の業務を行っている状況は認められなかった。また、雇用契約の締結内容も政務活動補助を行う旨記載されていた。

さらに、議会事務局を通じた会派の説明によると、会派では当該案件について議員から話を聴き、専ら政務活動の補助業務に従事していることを確認しているとのことであった。

なお、県南地域調査の調査内容については、関係人調査により、県南地域における中小企業の振興等の8項目を調査対象としていることが認められた。

#### ウ 半村登議員、臼井平八郎議員、飯田智男議員及び江田隆記議員

請求人は、当該議員はホームページもなく、広報誌（紙）も発行されていないか、年1回から3回程度の発行であり、補助事務員は、政務活動以外も行ってたと推察されるとして、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

当該議員に係るホームページがないことや、広報誌（紙）の発行回数等により、政務活動以外も行ってたとの主張は、自らの推論を述べたものにすぎず、



何ら具体的根拠はない。

関係人調査により提示された雇用契約書、勤務実績表によって、当該被雇用者の勤務実態を確認したところ、勤務実績表では調査資料作成等の政務活動に係る補助業務に従事しており、これ以外の業務を行っている状況は認められなかった。また、雇用契約の締結内容も政務活動補助を行う旨記載されていた。

さらに、議会事務局を通じた会派の説明によると、会派では当該案件について議員から話を聴き、専ら政務活動の補助業務に従事していることを確認しているとのことであった。

#### エ 井手義弘議員

請求人は、当該議員による被雇用者の雇用目的及び按分率について以下のとおり主張する。

(ア) 支払日 平成 26 年 8 月 7 日分

雇用目的「党政策提言とりまとめ・資料整理補助」 按分率 2 分の 1

(イ) 支払日 平成 27 年 1 月 30 日及び同年 2 月 27 日分

雇用目的「党政策広報紙発行・資料整理」 按分率 1 分の 1

請求人は、支払日平成 27 年 1 月 30 日及び同年 2 月 27 日分も支払日平成 26 年 8 月 7 日分と同じく党の政策に関係した業務であり、また、広報紙の性質上党あるいは会派の宣伝の意味が含まれると考えられるから、按分率 2 分の 1 を超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局に保管されている領収書等貼付用紙の記載を確認したところ、雇用目的については、第 5・2 (3) (92 頁) で確認したとおり、支払日平成 26 年 8 月 7 日分 (領収書等貼付用紙に記載された支払日は平成 26 年 8 月 17 日) は、請求人の主張する「党政策提言とりまとめ・資料整理補助」でなく「県議会公明党政策提言取りまとめ資料整理補助他」、同じく支払日平成 27 年 1 月 30 日及び同年 2 月 27 日分は、「党政策広報紙発行・資料整理」でなく「茨城県議会公明党政策広報誌発行・資料整理のため」と記載されていた。したがって、その雇用目的は、党でなく会派である茨城県議会公明党議員会の政策広報誌の発行等を目的としたものであることが認められた。

関係人調査により提示された雇用契約書、勤務実績表によって、当該被雇用者の勤務実態を確認したところ、1 月及び 2 月の勤務実績表では、資料整理等、政務活動に係る補助業務に従事しており、これ以外の業務を行っている状況は認められなかった。また、雇用契約の締結内容も政務活動補助を行う旨記載されていた。

さらに、議会事務局を通じた会派の説明によると、会派では当該案件について議員から話を聴き、1 月及び 2 月は専ら政務活動の補助業務に従事している

ことを確認しているとのことであった。

なお、広報紙に性質上党あるいは会派の宣伝の意味が含まれると考えられるから、按分率2分の1を超える分の費用を返還すべきとの主張については、既に「2 判断の理由」の冒頭(99, 100頁)で述べたとおり認めることができない。

オ 茨城の元気な明日を創る会(戸井田和之議員)

請求人は、事務所における電話の通話料等の支出状況から、事務所における活動の少なくとも半分は政務活動以外であるとして、当該事務所で業務を行っている被雇用者については、具体的に勤務状況の説明がない限り、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された雇用契約書、勤務実績表により当該被雇用者の勤務実態を確認したところ、勤務実績表では調査資料作成等の政務活動に係る補助業務に従事しており、これ以外の業務を行っている状況は認められなかった。また、雇用契約の締結内容も政務活動補助を行う旨記載されていた。

さらに、議会事務局を通じた会派(議員)の説明によると、当該被雇用者は、専ら政務活動の補助業務に従事しているとのことであった。

カ 無所属の会(細谷典男議員)

請求人は、事務所で購入したお茶及び飲料水代が2分の1に按分されていることから、事務所では政務活動以外の行為も行われていたことになり、被雇用人は何らかの形で政務活動以外の業務に関係せざるを得ない状態があったと推察されるとして、合理的な説明ができないのであれば、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

事務所で購入したお茶等の用途は、合理的な範囲内で会派の裁量に委ねられているところであり、これをもって、被雇用者が政務活動以外に従事していたとする根拠とは認められない。

関係人調査により提示された雇用に係る条件、勤務実績表により被雇用者の勤務実態を確認したところ、勤務実績表でも要望事項調査等の政務活動に係る補助業務に従事しており、これ以外の業務を行っている状況は認められなかった。また、雇用契約の締結内容も政務活動補助を行う旨記載されていた。

さらに、議会事務局を通じた会派(議員)の説明によると、当該被雇用者は、専ら政務活動の補助業務に従事しているとのことであった。

キ 県政研究会(稲葉貴大議員)

請求人は、「政務活動補助事務」を目的とした2名の雇用について、当該会派所属議員が平成26年4月以降本会議での発言がなく、農林水産常任委員会の発言から専ら古河市内での情報収集活動を行っているとの推察されるので、これほど

(2名)の活動補助員が必要とは思えず、按分率1分の1としている1名の人件費については按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

政務活動かどうかは、本会議における発言の有無によって判断されるものではなく、議員としての議会活動の総体で判断されるものであり、請求人の主張は、単に自らの意見を述べるに留まるものである。

関係人調査により提示された雇用契約書、勤務実績表により当該被雇用者の勤務実態を確認したところ、2名の被雇用者について、1名は専ら政務活動に従事し、もう1名は政務活動以外にも従事するとして業務が分担されている事実を確認し、当該事実のとおり按分されていることが認められた。

さらに、議会事務局を通じた会派(議員)の説明によると、按分率1分の1としている1名は、専ら政務活動の補助業務に従事しているとのことであった。

#### ク 茨城の未来をつくる会(大谷明議員)

請求人は、事務費、特に飲料水代が2分の1に按分されていることから、事務所では政務活動以外の行為も行われていたと推察されるので、事務所で業務を行った被雇用者は政務活動のみに専心し得なかったと推察されることから、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

事務所で購入したお茶等の用途は、合理的な範囲内で会派の裁量に委ねられているところであり、これをもって、被雇用者が政務活動以外に従事していたとする根拠とは認められない。

関係人調査により提示された雇用契約書、業務実績表により当該被雇用者の勤務実態を確認したところ、勤務実績表では調査資料作成等政務活動に係る補助業務に従事しており、これ以外の業務を行っている状況は認められなかった。また、雇用契約の締結内容も政務活動補助を行う旨記載されていた。

さらに、議会事務局を通じた会派(議員)の説明によると、当該被雇用者は、専ら政務活動の補助業務に従事しているとのことであった。

### (2) 事務所費

#### ア 横山忠市議員

請求人は、事務所の賃借料について、平成26年度の4月から12月は月額50,000円(按分率を2分の1とし充当金額月額25,000円)であったが、平成27年1月から3月は月額100,000円(按分率を2分の1とし充当金額月額50,000円)となったことについて、急に家賃が2倍となるとは思えず、借用面積が2倍になったとしても、その必要性が疑問であり、政務活動費からの充当金額を変えないための見かけの契約変更でないかと推察されるとして、平成27年1月から3月分の政務活動費への充当金額の2分の1を返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により提示された事務所の賃貸借契約書を確認したところ、平成27年1月1日付けで、これまでの対象物件に加え、近隣の物件1棟を加えた新たな賃貸借契約を締結していることが認められた。議会事務局から会派に確認したところ、政務活動に係る相談、要望等に対応する場所が不足することになったため、政務活動を強化する趣旨から、既存の物件に加え、新たに1棟を事務所として賃借することとした旨説明があった。この事実を鑑みれば、平成27年1月以降の賃借料については、社会通念上妥当性を欠くものとは認められない。

イ 無所属の会（細谷典男議員）

請求人は、事務費で購入したお茶、飲料水代が2分の1に按分されていることから、事務所では政務活動以外の行為も行われていたことになり、合理的な説明ができないのであれば、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局において保管されている収支報告書等を確認したところ、第5・2（3）（92頁）で記したとおり、事務所費は按分率2分の1で按分されていた。従って、事務所費の按分を行っていないことを前提とした請求人の主張は、事実の誤認に基づくものであり、理由がない。

なお、お茶・飲料水代が2分の1に按分されていることと、事務所費の按分とは直接の関係性はないと判断する。

ウ 茨城の未来をつくる会（大谷明議員）

請求人は、事務費、特に飲料水代が2分の1に按分されていることから、事務所では政務活動以外の行為も行われていたと推察されるので、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局において保管されている収支報告書等を確認したところ、第5・2（3）（93頁）で記したとおり、事務所費は按分率2分の1で按分されていた。従って、事務所費の按分を行っていないことを前提とした請求人の主張は、事実の誤認に基づくものであり、理由がない。

（3）事務費

ア 加藤明良議員、川津隆議員及び星田弘司議員

請求人は、名目「事務所（用）茶菓子代」の支出は、事務所の人のための茶菓子と思われるので政務活動費への充当を認めない旨主張する。

請求人の摘示する各支出について、議会事務局において保管されている収支報告書等を確認したところ、当該支出のうち、川津隆議員に係る平成26年5月2日に「事務所用茶菓子代」の名目で支出されたとされる2,770円の支出はなかった。請求人が示す議会保管資料の閲覧資料頁を確認したところ、第5・2

(3) (93 頁) で記したとおり、平成 26 年 7 月 14 日の「来客用茶菓子代」名目の 2,770 円の支出が記載されていた。したがって、請求人の主張する「事務所用茶菓子代」の記載はないことから、請求人の摘示は誤認に基づくものである。

また、第 5・2 (3) (93 頁) で記したとおり、星田弘司議員に係る同年 4 月 2 日に「事務所茶菓子代」の名目で支出されたとされる 1,240 円については、「事務所茶菓子代 (来客用)」の名目で支出されており、請求人の主張する「事務所茶菓子代」の記載はないことから、当該支出に係る請求人の主張は事実の誤認に基づくものであり理由がない。

さらに、議会事務局を通じ、会派に確認したところ、請求人の摘示する他の各支出については、来客用として住民相談等の政務活動に使用するものであることが認められた。

#### イ 井手義弘議員

請求人は、当該議員の名刺作成時期が平成 26 年 12 月の選挙の僅か 1.5 月前であり、政務活動用名刺を作成すべき時期ではなく、作成目的の半分を政務活動としているが、実際は選挙に向けての名刺配布に使われたと推察する、また、選挙後の使用については、当選することを前提に支出を行うべきではなく、選挙後に名刺を作成していることから、支払日が平成 26 年 11 月 3 日の名刺は、12 月でほぼ使い切ったと考えられるとして、支払日が同日の名刺作成費に係る充当額の全額を返還すべき旨主張する。

手引においては、政務活動とそれ以外の議員活動とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は 2 分の 1 を上限とする割合で適切に按分した額について政務活動費として支出できることとされている。

議会事務局が確認した会派の説明によると、当該名刺は政務活動を含めた必要枚数を作成したとのことであった。

今回の政務活動費の充当は、按分率 2 分の 1 で按分した額であり、手引に従った取扱いがなされていることから、全額を返還すべき旨の請求人の主張は認めることができない。

#### ウ 日本共産党茨城県議会議員団

##### (ア) パソコン購入・設置等

請求人は、政務活動とそれ以外の活動が混然と行われることもあろうし、政務活動以外に使用しないとは言い切れないから、按分率 2 分の 1 を超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、政務活動以外に使用するパソコンは別にあって、当該パソコンは専ら調査研究等の政務活動に使用しているとのことであり、請求人の主張は認められない。

(イ) デジタルカメラ及びSDHCメモリー

請求人は、政務活動とそれ以外の活動が混然と行われることもあろうし、政務活動以外に使用しないとは言い切れない、その意味では按分率2分の1を超える分の政務活動費を返還請求すべきであるが、政務活動用のカメラとしては、高価すぎるので、特別の理由がない限り全額返還請求すべき旨主張する。

関係人調査により、会派にデジタルカメラ及びSDHCメモリーの用途等について確認したところ、以前は議員個人のカメラを使用していたが、政務活動に使用するため購入したものであって、当該カメラは議員室で保管されており、政務活動以外には使用していないとのことであった。

また、当該カメラは、県議団ニュース作成のため、紙面に対応できる画素数を有するもので、政務活動を行う上で必要とされる機能を備えたものとして購入したとのことであった。手引において、備品については、政務活動に使用するためであれば、取得単価が20万円まで購入できる旨明記されており、請求人の主張は認めることができない。

(4) 交通費（ガソリン代・高速道料金等）

ア 佐藤光雄議員

請求人は、当該議員が使用した平成26年4月から平成27年1月までのガソリン・高速道料金31件について、目的は広報紙配布、県議会活動報告が主であるが、これらは自己宣伝、自己アピールの要素を持つものであることから、交通費についても全額を認めることはできず、全て按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべきとし、賀詞会については、意見交換の要素は低く、全額を認めることはできないので、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

広報紙配布、県議会活動報告については自己宣伝、自己アピールの要素を持つものであることから、これに係る交通費の2分の1を超える分の政務活動費を返還請求すべきとの主張については既に「2 判断の理由」の冒頭(99, 100頁)で述べたとおり認めることができない。

また、賀詞会に係る主張については、(11) 会費・ウ・(イ) (128, 129頁)において別途判断する。

イ 臼井平八郎議員

請求人は、当該議員は平成26年4月以降平成27年1月まで何度か県庁に出向いているが、そのほとんどで復路における高速出口ICは通常の行程では使用しない桜土浦ICであり、その使用目的が示されていないことから、通常の行程で要する金額を超えた分の費用を返還請求すべき旨主張する。

関係人調査によると、復路に桜土浦 I C を利用しているのは、筑波研究学園都市の施設の利用状況等に係る調査を行ったとのことであるから、請求人の主張は認めることができない。

ウ 飯田智男議員

請求人は、当該議員は平成 27 年 3 月 24 日の国交省要望の際に自動車を使用しているが、鉄道を利用した方が安価であるとして、その差額を返還すべき旨主張する。

手引において「交通費」の内容は、「会派又は議員の政務活動に要する日常的な交通費、宿泊費等の経費」とされている。交通手段については明記されていないため、具体的な移動の方法については、会派の裁量に委ねられており、当該自動車の利用は、手引上の原則である社会通念上妥当な範囲を逸脱したものではないと判断する。

エ 井手義弘議員

(ア) 潮来水郷ソーラー発電所視察等（平成 26 年 4 月 12 日）

請求人は、当日は圏央道の開通日であり、ソーラー施設の視察ではなく圏央道を走ることが目的であり、また、当該ソーラー施設について県議の視察は県政に役立つものではない、さらに、同日に目的不明の高速道利用があり、圏央道に乗るための行為であったと推察されるとして、全額を返還請求すべき旨主張する。

県政に役立たない等の主張は、何ら具体的根拠に基づくものではなく、単に自らの意見を述べるに留まるものである。

関係人調査により、当該議員の所属する会派から提示された活動記録簿を確認したところ、潮来水郷ソーラー発電所等の視察を行ったことが認められ、また、圏央道新規開通区画の通行の理由について、議会事務局を通じ会派に確認したところ、利便性の調査を行ったものであるとのことであった。

これらは専ら調査研究等の政務活動として行われたものであり、請求人の主張は認められない。

(イ) 地方議員のための SNS 活用研究会（平成 26 年 4 月 14 日）

請求人は、県政と直接関係がないとして全額返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該研究会は、県議会議員、地方議員、議員の情報発信に興味を持つ県民などを対象に、ブログや SNS での情報発信について相互に研さんし、情報交換を行ったものであるとのことであり、専ら調査研究等の政務活動であることから、請求人の主張は認められない。

(ウ) 茨城県議会公明党議会報告（平成 26 年 5 月 4 日）

請求人は、実際は石井啓一衆院議員を主体とした憲法記念日の街頭演説であり、全額返還請求すべき旨主張する。

本件支出に係る額のうち按分された2分の1は、錯誤により既に県に返還されており、全額の返還請求については請求の根拠が失われている。

手引においては、当該報告会に政党活動等が混在する場合でも、経費のうち合理的に説明できる割合又は2分の1を上限とする適切な額を支出することができることとされている。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該報告会は政務活動として行ったとのことであり、請求人の主張は認められない。

なお、前述のとおり、活動全体の一部に政務活動以外が含まれていたとしても、適切に按分されていれば、違法、不当な支出とは認められない。

(エ) 地方議員のICT活用研修会・鹿嶋市長面会（平成26年5月10日）

請求人は、研修会への参加は直接県政に関係するとは思えない、高速料も当該研修会及び同市長面会のためのものと思われるとして、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、県議会議員、地方議員、議員の情報発信に興味を持つ県民などを対象に、ブログやSNSでの情報発信について相互に研さんし、情報交換を行ったとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから請求人の主張は認められない。

(オ) 県議会報告・政務調査会・原発事業ヒアリング（平成26年5月14日）

請求人は、県議選への統一政策検討は政務活動ではなく、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(カ) 県議会報告・NTBアワード2014・政調会（平成26年5月15日）

請求人は、県庁記者クラブでの県議選公明党公認発表記者会見や県議選統一政策検討を行っていることから、明らかに政務活動外であるとして、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(キ) 住民相談・世界のバラとガーデニングショー視察（平成26年5月16日）

請求人は、住民相談は個人的なもので政務活動とは言えないとして、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該住民相談は、県域を越えた医療体制の課題に係るものであって、県政に関する課題の把握のため行



ったとのことであり、政務活動であるので請求人の主張は認められない。

(ク) 横浜イングリッシュガーデン視察（平成 26 年 5 月 26 日）

請求人は、鉄道を利用すると合計 11,512 円となり、自動車を利用するより 4,908 円安くなるとして、この鉄道利用合計額との差額分の費用を返還請求すべき旨主張する。

手引において「交通費」の内容は、「会派又は議員の政務活動に要する日常的な交通費、宿泊費等の経費」とされている。交通手段については明記されていないため、具体的な移動の方法については、会派の裁量に委ねられているが、当該自動車の利用は、手引上の原則である社会通念上妥当な範囲を逸脱したものではないと判断する。

(ケ) 政調会（平成 26 年 6 月 14 日）

請求人は、県議選の統一政策などの検討を行っており、明らかに政務活動外であり、全額返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(コ) 住民相談・県政報告会（平成 26 年 6 月 21 日）

請求人は、住民相談は全く個人的問題で県政と関係ない、県政報告会は記録がなく、参加に疑いを持つとして、按分率 2 分の 1 を超える分の政務活動費を返還請求すべき旨主張する。

住民相談は全く個人的問題で県政と関係ないとの主張については、具体的根拠のない請求人の単なる意見に留まるものである。

関係人調査によると、住民相談へ対応し、また、つくば市内で県政報告会を行ったとのことであり、政務活動として行ったものであるから、請求人の主張は認められない。

(サ) 地方議員の ICT 研究会（平成 26 年 6 月 25 日）

請求人は、当該議員は講師役と思われることから、政務活動費を充当すべきではないとして、全額返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該議員は講師役を務めていないとのことであり、また、県議会議員、地方議員、議員の情報発信に興味を持つ県民などを対象に、ブログや SNS での情報発信について相互に研さんし、情報交換を行ったとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであるから、請求人の主張は認められない。

(シ) 土木委員会県内調査・政調会・県議会報告（平成 26 年 7 月 4 日）

請求人は、土木委員会の調査旅行には費用弁償があるはずで、政務活動費として記載するのは間違いで、かかった費用を明らかにすべきであり、また、県議選の政策検討会は政務活動ではないとし、さらに、県議会報告

の費用が判然としないとして、全額返還請求すべき旨主張する。

本件支出に係る額のうち按分された2分の1については、錯誤により既に県に返還されており、全額の返還請求については請求の根拠が失われている。

手引においては、当該報告会に政党活動等が混在する場合でも、経費のうち合理的に説明できる割合又は2分の1を上限とする適切な額を支出することができることとされている。

また、土木企業委員会県内視察の費用弁償について確認したところ、当該議員は土木企業委員会の構成員ではなく、政務活動費と重複した費用弁償の事実は認められない。さらに、議会事務局が会派に説明を求めたところ、調査研究等の政務活動に含まれることから、請求人の主張は認められない。

(ス) 田村けい子議員，八島功男議員の県政報告会（平成26年7月6日）

請求人は、同会派とはいえ、他議員の県議会報告会に参加する必要はない、田村議員の県政報告会は党女性局主催のサマーフォーラム2014の可能性が高く、参加の必要性はないとして、全額返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(セ) 政調会（平成26年7月7日）

県議選の統一政策は、政務活動ではなく、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(ソ) 県議選統一政策協議・日立市長との意見交換・うのしまビラでの意見交換・かみね動物園視察（平成26年7月9日）

請求人は、統一政策協議を政務活動と評価しているとするが、按分率2分の1の中に含まれていることになるが、当該協議は政務活動費ではないため更に減額し、計上額の2分の1を返還請求すべき旨主張する。しかし、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(タ) 県議選に関する会派の統一政策のとりまとめ（平成26年7月11日）

請求人は、県議選の統一政策のとりまとめは政務活動ではなく、全額を返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(チ) 地方議員のネットを活用した議会広報について意見交換（平成26年7月12日）

請求人は、当該議員は平成 26 年 7 月 12 日に地方議員のネットを活用した議会広報についての意見交換を実施しているが、当該議員が所属する政党議員との勉強会と推定されることから、政務活動にそぐわない活動であり、交通費の全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、その内容は、千葉県松戸市内でネット戦略の専門家との意見交換を行っているとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

(ツ) 土浦市内のアオコ発生状況調査・霞ヶ浦ダックツアー・地方議会活性化のための SNS 研修会（平成 26 年 7 月 25 日）

請求人は、①平成 26 年 7 月 23 日のアオコ調査からわずか 1 日おいての同調査はおかしい、②ダックツアーは全くの遊びである、③ SNS 研修会は政務活動といえるのか疑問であるとして、全額返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、まず、①のアオコ調査については、7 月 23 日は土浦港、同月 25 日は新川及び新川河口の視察調査を行っている、②のダックツアーについては土浦市の観光活性化に重要な要素で、県内の他の地域にも水平展開できないか可能性を確認した、③の SNS 研修会については、県議会議員、地方議員、議員の情報発信に興味を持つ県民などを対象にブログや SNS での情報発信について相互に研さんし、情報交換したとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

(テ) 軽井沢レイクガーデン見学・千住博美術館リーフガーデン見学（平成 26 年 8 月 4 日）、蓼科高原バラクライングリッシュガーデン視察（平成 26 年 8 月 5 日）

請求人は、当該議員は県立フラワーパークリニューアルに提案するためとして出かけているが、議会での発言に関連するものは見受けられない、どのように提案されたのか、本当に政務活動として視察したのか疑問であるとして、全額返還請求すべき旨主張する。

関係人調査によると、当該議員は平成 26 年度、農林水産委員会委員を務めており、県立フラワーパークの活性化は重点的な取組内容の一つであることから、調査をしたとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

(ト) 県議政策検討会（平成 26 年 9 月 7 日）

請求人は、開催場所が水戸市内とされているが、県総合福祉会館で開催

されたことが分かる,単に県議会における政策検討と言うよりも選挙のための政策検討を行った可能性が高いとして,政務活動でないので,全額返還請求すべき旨主張するが,当該経費は,錯誤により既に県に返還されているので,請求人の主張はその根拠を失っている。

(ナ) 茨城マルシェ視察 (平成 26 年 9 月 21 日)

請求人は,この施設の視察に出かける必要性を認めないとして,全額返還請求すべき旨主張する。

議会事務局を通じた会派の説明によると,会派では当該案件について議員から話を聴き,政務活動として調査を行ったことを確認しているとのことであった。

茨城マルシェは,東京都内に所在する県のアンテナショップであり,専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから,請求人の主張は認められない。

(ニ) 日立市十王町合併 10 周年記念式典・ひたちなか市長との意見交換 (平成 26 年 11 月 1 日)

請求人は,ひたちなか市長との意見交換とあるが,当日,市長選立候補の推薦状を手渡しており,明らかに政務活動以外の行為であり,按分率 2 分の 1 を超える分の費用を返還請求すべき旨主張するが,当該経費は,錯誤により既に県に返還されているので,請求人の主張はその根拠を失っている。

(ヌ) 県議会報告会 (水戸駅,土浦駅,つくば駅)・J A いばらきへの新春挨拶・県地方創生本部についてのヒアリング (平成 27 年 1 月 5 日)

請求人は,少なくともつくば駅における県議会報告は,石井啓一衆院議員を中心とした公明党の演説会で,議会報告会ではないとして,按分率 2 分の 1 を超える分の費用を返還請求すべき旨主張するが,当該経費は,錯誤により既に県に返還されているので,請求人の主張はその根拠を失っている。

(ネ) 日の出地区液状化対策,ソーラー発電活用事例視察 (潮来市),市議会議員との意見交換 (平成 27 年 2 月 1 日)

請求人は,当日は潮来市長選候補者の出陣式があり,こちらへの参加が目的と推察される,ソーラー発電は 4 月 12 日,日の出地区は 3 月 17 日に視察済であるとして,按分率 2 分の 1 を超える分の費用を返還請求すべき旨主張するが,当該経費は,錯誤により既に県に返還されているので,請求人の主張はその根拠を失っている。

(ノ) J A いばらき会長との意見交換・県南地域の首長との意見交換・住民相談・おの君いばらきの会代表との意見交換 (平成 27 年 2 月 7 日)

請求人は,当日は「公明党新春の集い 2015」がつくば市で行われ,これ

にも出席しているため全てが政務活動とはいえない、住民相談も同様であるとして、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(ハ) 常総市内の野犬状況調査・土浦市議との意見交換（平成27年3月28日）

請求人は、平成27年3月25日に行ったばかりの野犬調査を中2日で行う必要があるのかとして、按分率2分の1を超える分の政務活動費を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、1回目の調査で野犬の群れを発見できず、改めて情報収集を行い、3月28日に調査したとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

オ 八島功男議員

(ア) 政調会（平成26年5月14日）

請求人は、当該会では県議選統一政策に関する打合せも行われているが、県議選への統一政策検討は政務活動ではなく、全額返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(イ) 政策検討会（平成26年7月4日）

請求人は、県議選の政策検討は政務活動ではなく、全額返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(ウ) 政調会議・小美玉市民との意見交換（平成26年7月7日）

請求人は、県議選の統一政策検討は政務活動ではなく、按分率2分の1を超える分の政務活動費を返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(エ) 政調会（平成26年9月7日）

請求人は、開催場所が水戸市内とされているが、県総合福祉会館で開催されたことが分かる、単に県議会における政策検討と言うよりも選挙のための政策検討を行った可能性が高いとして、政務活動でないので、全額返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

カ 高崎進議員

(ア) 通学路、生活道の危険箇所調査・県議会政務調査会（平成26年5月14日）

請求人は、政務調査会では県議選への統一政策検討も行われていることから、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(イ) 県政報告・通学路危険箇所調査・政務調査会（平成26年5月15日）

請求人は、政務調査会では県議選への統一政策検討も行われており、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(ウ) 住民相談・知事部局取組調査・政調会（平成26年7月7日）

請求人は、政務調査会では県議選の統一政策の打ち合わせも行っており、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(エ) 県政報告活動・県議選統一政策の検討（平成26年7月11日）

請求人は、県議選の統一政策の検討は政務活動ではなく、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(オ) 河川改修要望調査・政調政策検討会（平成26年9月7日）

請求人は、開催場所が水戸市内とされているが、県総合福祉会館で開催されたことが分かる、単に県議会における政策検討と言うよりも選挙のための政策検討を行った可能性が高いとして、政務活動でないが、調査活動も行っているため、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(カ) 群馬県視察（平成27年1月27日から28日まで）

請求人は、当該議員は視察記事をこまめに自身のホームページに記載しているが、本件には触れていない、視察の目的、内容、効果が不明であり、実際に行われたのか疑わしいとして、全額返還請求すべき旨主張する。

関係人調査によると、群馬県における県域放送に係る調査のため、群馬テレビ及びGTVエンタープライズを訪問して、聴き取りを行ったとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

キ 田村けい子議員

(ア) 県議会政務調査会（平成26年5月15日）

請求人は、政務調査会では県議選への統一政策検討も行われており、按分率2分の1を超える分の政務活動費を返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

(イ) 県議会政調会（平成26年7月9日）

請求人は、県議選統一政策協議を政務調査と考えての按分であろうが、政策活動ではないとして、全額返還請求すべき旨主張するが、当該経費は、錯誤により既に県に返還されているので、請求人の主張はその根拠を失っている。

ク 茨城県議会公明党議員会（井手義弘議員及び八島功男議員）

請求人は、当該議員は平成26年5月19日から同月21日まで岩手県・青森県調査を実施しているが、鉄道運賃、国内企画料金の内容が不明であるため、これらについて返還すべき旨主張する。

関係人調査によると、東日本大震災の復興状況調査、東日本大震災の教訓を後世に伝える取組の調査、茨城県の原子力行政に係る六ヶ所村再処理施設の調査、スモールシティ構想の進捗状況調査を行ったとのことであった。鉄道運賃は当該調査に係るJR運賃の一部、国内企画料金の内容は鉄道運賃、宿泊代及びレンタカー代であり妥当と認められる。議会事務局を通じた会派の説明によると、当該議員の話から、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであり、請求人の主張は認められない。

ケ 港湾議員連盟のベトナム視察調査（平成26年5月6日から同月10日まで）

請求人は、収支報告書等の証拠資料では、目的とすることが記載されていないし成果も分からない、平成26年6月11日の土木企業常任委員会における島田幸三議員の質問、港湾課長の回答から、23名もの集団で出かけるほどのことではないと言える、この議員連盟は、特にベトナムを意識して結成されたものではないから、全員（と思われる）で行かなければならないというものではない、旅費については、合計金額の領収書があるだけで、内容の詳細が分からない、として経費の3分の1までを認め、これを超える分を返還請求すべき旨主張する。

関係人調査によると、その目的は、常陸那珂港区を結ぶ、「中国・フィリピン・ベトナム・タイ定期コンテナ航路」の利用促進に資するため、コンテナ貨物の今後の見通しや社会経済情勢等についての、情報交換・意見交換と、茨城港のPRを行うため、各訪問先にて意見交換等を行ったとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

コ 日台友好議員連盟台湾視察調査（平成 26 年 5 月 29 日から同年 6 月 1 日まで）

請求人は、収支報告書等の添付資料では、目的とすることが記載されていないし成果も分からない、訪問先についても、旅費に関する証拠資料には記載がなく、かろうじて土産代の証拠資料から判読された、参加者については、名前はもちろんのこと人数さえもわからない、車代あるいは駐車場代などを計上した者 5 名のみ名前が知れた状況である、平成 26 年 6 月以降平成 27 年 12 月までの本会議で台湾に関する質問あるいは提言が行われた形跡がない、視察訪問の意義があったのか疑わしいので視察の意義がないものとして全額返還請求すべき旨主張する。

関係人調査によると、台湾政府関係機関等を訪問し、わが県との友好関係の推進と併せて、震災後の風評被害における県内産農産物輸出規制解除のお願いと、茨城県の振興に伴う観光 PR や、茨城空港とのチャーター便就航に係る意見交換会等を行ったとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

#### （5）交通費（自動車リース代）

請求人は、自動車リース代については、按分率 2 分の 1 で充当金額 29,000 円を標準価とし、同価との差額の政務活動費について返還請求すべき旨主張する。

手引においては、自動車をリースする場合の車種や金額は、特に定められていないが、社会通念上必要かつ相当と認められる範囲とされている。

請求人は、陳述の機会において、標準価とした 29,000 円／月額について、過去の議員によるリース費の実績から、極端に高い、あるいは安い等のものを除いた残りの平均値について按分率を 2 分の 1 とした金額が 28,000 円／月額であり、これに消費税増額分を勘案して 29,000 円／月額としたもので、平均値を出す場合に上下の極端な数値を排除して算出することも統計上行われる手法だと述べている。

しかしながら、請求人の平均値を超えたものを認めないとする考え方は、政務活動に必要な車のリース料に関しては、合理性に欠き首肯できない。

従って、平均値を超える政務活動への充当を認めないとの請求人の主張は失当である。

また、車のリース料については、必要に応じて契約書等の写しの提出を得て、地域性等、議員を取り巻く諸条件を踏まえ確認を行い、合理的説明が得られたことから、請求人の主張は認めることができない。

その他、請求人の個別の主張に係る判断については、以下のとおりである。

#### ア 桜井富夫議員

請求人は、当該議員に係る平成 26 年 5 月分自動車リース代からの増額につい



て、消費税率の変更が織り込まれたものと推察しても、算出金額に誤りがあり、正規の金額より多く支払っていたことから、その差額を返還すべき旨主張する。

関係人調査により確認したところ、4月分及び5月分以降の支払ともに、適切な算定根拠に基づいた請求額に応じた支払となっており、請求人の主張は認めることはできない。

#### イ 飯岡英之議員

請求人は、当該議員が使用しているリース自動車は、政務活動以外で使用しなかったとはいえないはずであることから、按分率を2分の1とすべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該リース車は平成26年4月及び5月に使用していたものであるが、この時期には地区調査活動、各種要望・相談、県政報告会等が集中しており、政務活動専用の車として使用したものであるとのことであった。

当該説明から、専ら政務活動を目的とした使用であり、これ以外の用途に使用されていないことを確認した。

#### ウ 藤島正孝議員

請求人は、当該議員に係る自動車リース代について、社会通念をはるかに超えた高額車両のリースと言わざるを得ず、実質上、個人リース車両の費用補填に政務活動費を流用しているとしかれないことから、全額返還すべき旨主張する。

請求人が主張する高額な自動車リース代については、請求人の一方的な社会通念に係る基準に基づくものであり、その基準に照らしリース代が高額であるから不当であるとの主張は認められない。

政務活動費の執行は社会通念上妥当な範囲で各議員の裁量に委ねられている。資産形成につながらない車のリースについては、地域性等、議員を取り巻く諸条件を踏まえて、その妥当性を判断するものであって、今回の充当金額については、明らかに社会通念上の妥当性を欠くとは認められず、違法・不当であるとは言えない。

また、手引では政務活動と政党活動や後援会活動等及び私的活動が混在する場合、4分の1を上限として按分率を設定できると規定されており、個人リース車両の費用補填に政務活動費を流用しているとの主張は失当である。

### (6) 視察・研修費

#### ア 茨城の元気な明日を創る会（戸井田和之議員）

請求人は、当該議員は福岡県庁表敬訪問を実施しており、茨城空港福岡便就航のお礼と解釈できるが、議員個人とする必要はなく、政務活動とは認めない

ことから、全額返還すべき旨主張する。

関係人調査によると、当該議員は、平成 26 年 4 月 18 日に、福岡県庁内の公益社団法人福岡県観光連盟を訪れ、茨城空港の利用促進及び観光振興について意見交換を行ったとのことであり、調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

#### イ 中村修議員

請求人は、当該議員は平成 26 年 6 月 25 日から 27 日まで県外 3 市を視察しているが、収支報告書等の添付資料には視察目的、成果の記載がないことから、全額返還すべき旨主張する。

関係人調査によると、宮津市、京田辺市及び大津市内の各施設を訪問し、福祉、防災等に係る施策について視察を行ったとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

#### ウ 白田信夫議員、葉梨衛議員

請求人は、当該議員は平成 26 年 10 月 5 日から 10 日までベトナムを訪問しているが、その航空運賃が、同行した山岡恒夫議員に係る航空運賃の 2.4 倍と際立って高額であることから、山岡恒夫議員の航空運賃を超えた分を返還すべき旨主張する。

視察・研修に係る交通費については、手引上、航空機のビジネスクラスにも充てることができる旨明記されており、請求人の主張は失当である。

#### エ 長谷川修平議員

請求人は、当該議員は平成 26 年に北海道調査を実施しているが、実施日が明確でなく、目的、訪問先の記載もない、また、平成 26 年 3 月 4 日以降平成 27 年 11 月 16 日までの議会質問には、この視察に関連しているものがないことから、全額支払いを認めない旨主張する。

政務活動かどうかは、議会における発言の有無によって判断されるものではなく、議員としての議会活動の総体で判断されるものであり、請求人の主張は、単に自らの意見を述べるに留まるものである。

関係人調査によると、茨城県北海道事務所を訪れ、日本一の農業生産地における本県農産品の販売戦略についての調査や、茨城県北海道事務所のあり方についての調査を行っており、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

#### オ 青山大人議員

請求人は、当該議員は平成 26 年 10 月 5 日から 10 日までベトナムを訪問しているが、収支報告書等では費用構成、目的、訪問先が不明である、また、当該議員は、約 2 ヶ月後の県議会議員選挙に立候補しておらず、この視察を何に活

用しようとしていたのか疑問であることから、全額支払いを認めない旨主張する。

関係人調査によると、県、県議会、市町村長等約 80 人からなる訪問団により実施され、農業分野における協力関係の強化や、本県商工業の海外展開における連携促進を図るため、政府関係機関等にて関係者との面談等を行ったとのことである。

また、当該議員は会派の代表として訪問しており、その結果は会派の活動に反映されるとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

#### カ 自民県政クラブ

##### (ア) 茨城空港活用・高校生修学旅行利用調査（平成 26 年 5 月 14 日）

請求人は、当該会派は当該調査の交通手段としてマイクロバスを利用しているが、鉄道を利用した方が安価であり、活動テーマからすると 1 人で行けば十分であることから、1 人分の鉄道運賃等のみを認める旨主張する。

関係人調査によると、日本航空本店を訪問し、茨城空港の積極的な利活用について、チャーター機による高校の修学旅行等の実現可能性に係る情報収集と意見交換を行ったとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

また、手引において「視察・研修費」では、政務活動のために行う視察等に要する交通費の実費を支出できることとされているが、交通手段については明記されておらず、具体的な移動の方法については、会派の裁量に委ねられているところであり、社会通念上妥当なもので不当とは言えない。

##### (イ) 東北復興状況視察（平成 26 年 6 月 18 日から 20 日まで）

請求人は、被災地の復旧状況を見るだけでは視察の価値はなく、現地で得た教訓を、どう県政に生かしたいのかが示されなければ認められない支出であることから、全額返還すべき旨主張する。

関係人調査によると、福島県いわき市、宮城県気仙沼市ほかを訪問し、東日本大震災の被災地の復興状況を調査し、本県の防災や復興対策の参考とするとのことであり、会派の調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

##### (ウ) 取手競輪場復旧状況調査（平成 26 年 6 月 28 日）

請求人は、当該会派は当該調査の交通手段としてマイクロバスを利用しているが、5 名中、実際にバスを利用したのは 3 名と推察される、また、5 名で視察するほどのことはなく、たとえ 5 名での視察を認めたとしても、バスの利用は認められず、自家用車利用による交通費を超える分について返還請

求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、その目的は、東日本大震災後の復旧状況調査、国体に向けての施設運営等調査であるとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

また、手引において「視察・研修費」では、政務活動のために行う視察等に要する交通費の実費を支出できることとされているが、交通手段については明記されておらず、具体的な移動の方法については、会派の裁量に委ねられているところであり、社会通念上妥当なもので不当とは言えない。

(エ) 三重県災害復旧状況調査（平成 27 年 2 月 9 日から 10 日まで）

請求人は、視察の場所も様子も不明であり、平成 27 年 3 月以降同年 11 月の臨時本会議に至るまで当該視察に関する提案も質問もなされた形跡もない、被災地の復旧状況を見るだけでは視察の価値はなく、現地で得た教訓を、どう県政に生かしたいのかが示されなければ認められない支出であることから、全額返還請求すべき旨主張する。

政務活動かどうかは、議会での当該調査に係る発言の有無によって判断されるものではなく、議員の議会活動の総体で判断されるものであり、請求人の主張は、単に自らの意見を述べるに留まるものである。

関係人調査によると、三重県を訪れ、自然災害により、三重県内で被害を受けた公共土木施設の復旧状況を調査することによって、本県で同様の被害があった際の復旧対策等の参考とするため、災害復旧工事等の現場調査や商店街調査を行ったとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

(オ) 小中一貫校現地調査（平成 27 年 2 月 19 日）

請求人は、当該会派は当該調査の交通手段としてマイクロバスを利用しているが、当該調査に関する報告記事は議員のブログには見当たらず、視察の目的が不明である、視察は認めるが、バスの利用は認められず、自家用車利用による交通費を超える分について返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、その目的は、英語教育及び科学教育の推進についての教育現場調査であり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

また、手引において「視察・研修費」では、政務活動のために行う視察等に要する交通費の実費を支出できることとされているが、交通手段については明記されておらず、具体的な移動の方法については、会派の裁量に委ねられているところであり、社会通念上妥当なもので不当とは言えない。

(カ) 内閣府創生本部勉強会及び茨城マルシェ視察（平成 27 年 2 月 23 日）

請求人は、当該会派は当該視察の交通手段としてマイクロバスを利用しているが、飯田智男議員は乗車していない、茨城マルシェ視察はついでという程度であろうとし、視察は認めるが、バスの利用は認められず、鉄道及び自家用車利用による交通費を超える分について返還すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、「まち・ひと・しごと創生法」の制度と県の人口減少問題についての勉強会、リニューアルしたいばらきマルシェの経営内容、実態現地調査であるとのことであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったことが認められた。

手引において「視察・研修費」では、政務活動のために行う視察等に要する交通費の実費を支出できるとされているが、交通手段については明記されておらず、具体的な移動の方法については、会派の裁量に委ねられているところであり、社会通念上妥当なもので不当とは言えない。

(キ) つくば国際会議場の利用状況調査・つくば研究支援センターの活動内容調査（平成 27 年 3 月 30 日）

請求人は、当該会派は当該調査の交通手段としてマイクロバスを利用しており、視察は認めるが、バスの利用は認められず、自家用車利用による交通費を超える分について返還すべき旨主張する。

手引において「視察・研修費」では、政務活動のために行う視察等に要する交通費の実費を支出できるとされているが、交通手段については明記されておらず、具体的な移動の方法については、会派の裁量に委ねられているところであり、社会通念上妥当なもので不当とは言えない。

キ 茨城県議会公明党議員会（井手義弘議員及び八島功男議員）

請求人は、当該議員は平成 26 年 5 月 19 日から 21 日まで岩手県・青森県調査を実施しているが、視察交通費の内容が不明であること、ねぶた展示場「ワラッセ」の視察は本県県政に寄与せず、単なる観光施設見学であることから、これらについて返還すべき旨主張する。

当該調査の内容については、（４）交通費（ガソリン代・高速道料金等）・ク（116 頁）で述べたとおりであり、ワラッセ視察は当該調査中の駅前中心市街地現地調査の一環として行ったとのことであって、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

なお、議会事務局で保管されている収支報告書等を確認したところ、請求人主張のうち、視察交通費 63,160 円については、第 5・2（3）（93 頁）で確認したとおり、当該調査に係る支払でなく、本件請求以外の支出分が混入していることから、当該金額に係る請求人の主張には理由がない。

ク 井手義弘議員

請求人は、当該議員は平成 26 年 7 月 12 日に地方議員のネットを活用した議会広報についての意見交換を実施しているが、当該議員が所属する政党議員との勉強会と推定されることから、手土産は不要であるとして、全額返還すべき旨主張する。

当該主張については、(4) 交通費 (ガソリン代・高速道料金等)・エ・(チ) (111, 112 頁) で判断したほか、手引上、土産代も認められており、請求人の主張は採用できない。

ケ 高崎進議員

(ア) 埼玉県視察 (平成 26 年 4 月 28 日)

請求人は、当該議員は視察記事をこまめに自身のホームページに記載しているが、本件には触れていない、平成 27 年 2 月 16 日に埼玉県庁を訪問し、救急医療に関する聞き取りを行っている、視察の目的、内容、効果が不明であり、実際に行われたのか疑わしいことから、全額返還請求すべき旨主張する。

関係人調査によると、当該調査は、残葉の有効利用による医療費削減の取り組みや、ドクターヘリの運用のあり方を目的として、埼玉県及び埼玉県議会の調査を行ったものであり、専ら調査研究等の政務活動として行ったものであることから、請求人の主張は認められない。

(イ) 群馬県視察 (平成 27 年 1 月 27 日から 28 日まで)

請求人は、当該議員は視察記事をこまめに自身のホームページに記載しているが、本件には触れていない、視察の目的、内容、効果が不明であり、実際に行われたのか疑わしいことから、全額返還請求すべき旨主張する。

当該主張については、(4) 交通費 (ガソリン代・高速道料金等)・カ・(カ) (115 頁) で判断したとおり、認められない。

(7) 資料購入・作成費

ア 星田弘司議員

請求人は、当該議員が購入した「写真アルバム 県南の昭和 土浦・石岡・つくば・かすみがうら・小美玉編～市民の目で見えた県南の昭和～株式会社いき出版」について、歴史的価値は否定できないが、今後の県政に役立つとは思えず、政務活動費を充当すべきではないとして、全額返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該書籍は、地域の歴史を知り、今後の街づくりの参考とするため購入したとのことであり、本件支出は政務活動の対象として容認できるものである。

イ 井手義弘議員

請求人は、当該議員が購入した書籍「すぐ分かるビットコイン」について、その購入目的が県政とは全く関係ない住民相談のためであることから、全額返還すべき旨主張する。

関係人調査により、会派から提示された関係書類を確認したところ、当該議員は、地元の会合で本テーマに関する質問を受けたが、十分な回答ができなかったことや、議会での質問準備（被害実態が把握できなかったことから質問はしていない。）等のため、購入したものであり、政務活動の対象として容認できるものである。

ウ 井手義弘議員，八島功男議員，高崎進議員及び田村けい子議員

請求人は、当該議員が購読する政党新聞，政党月報について、県政についての参考となる一方、政党の支援活動といった一面もあり、按分が必要であることから、2分の1を超える分を返還請求すべき旨主張する。

手引において「資産購入・作成費」の内容は、「会派又は議員が議会審議や政務活動のために行う図書等の購入，利用等及び資料作成に要する経費」とされ、政党機関紙（誌）にも充てることができることとされていることから、請求人の主張は失当である。

(8) グループ活動費

ア 港湾議員連盟ベトナム視察調査（平成26年5月6日から同月10日まで）

請求人は、収支報告書等の証拠資料では、目的とすることが記載されていないし成果も分からない、平成26年6月11日の土木企業常任委員会における島田幸三議員の質問，港湾課長の回答から、23名もの集団で出かけるほどのことではないと言える、この議員連盟は、特にベトナムを意識して結成されたものではないから、全員（と思われる）で行かなければならないというものではない、旅費については、合計金額の領収書があるだけで、内容の詳細が分からない、として費用の3分の1までを認め、これを超える分を返還請求すべき旨主張する。

当該主張については、(4) 交通費（ガソリン代・高速道料金等）・ケ（116頁）で判断したとおり、認めることができない。

イ 日台友好議員連盟台湾視察調査（平成26年5月29日から同年6月1日まで）

請求人は、収支報告書等の添付資料では、目的とすることが記載されていないし成果も分からない、訪問先についても、旅費に関する証拠資料には記載がなく、かろうじて土産代の証拠資料から判読された、参加者については、名前はもちろんのこと人数さえもわからない、車代あるいは駐車場代などを

計上した者5名のみ名前が知れた状況である、平成26年6月以降平成27年12月までの本会議で台湾に関する質問あるいは提言が行われた形跡がない、視察訪問の意義があったのか疑わしいので視察の意義がないものとして全額返還請求すべき旨主張する。

当該主張については、(4)交通費(ガソリン代・高速道料金等)・コ(117頁)で判断したとおり、認めることができない。

#### ウ 防衛・領土問題対策議員連盟総会(平成26年7月19日)

請求人は、僅か30分の会議に何故ホテルの会議室を利用しなければならないのか、また、政務活動の一環であるならば議会の控室で行えばよい、さらに、無駄の最たるものであるとして、会議室代を全額返還請求すべき旨主張する。

手引では会議を開催する場所についての規定はなく、社会通念上妥当な範囲である限り、会派の裁量に委ねられており、政務活動に係る会議室利用料への充当を妥当とした議会事務局及び会派の判断に関して、条例、規程及び手引に照らして違法・不当とする点は、認められなかった。

### (9) 広報紙(誌)発行費

#### ア 井手義弘議員

請求人は、議会等における活動状況の写真を高額費用をかけて撮影しているが、議員のアピールのためであり、政務活動としては必要のない行為であるから支出を認めないとして、全額返還請求すべき旨主張する。

広報にあたり、写真を使用するかどうかは裁量の範囲であり、議会等における活動状況の写真撮影についても認められることから、請求人の主張は失当である。

### (10) 政策広報費

請求人は、県政報告会等における茶菓子代については、一人あたり150円で十分であり、これ(政務活動以外が含まれる場合は一人あたり150円の按分後の額)を超える分の費用について返還請求すべき旨主張する。

手引においては、会議時等における茶菓子代について、具体的な上限額の定めはないことから、手引上の基本原則に従い、社会通念上妥当な範囲であるか否かにより判断されるべきであると考え、今回請求対象となった案件について明らかに社会通念上妥当な範囲を逸脱しているとは認められない。

請求人は、一人あたり150円で十分である旨主張するが、請求人独自の価値基準から導かれた何ら根拠のない金額であり、同額を超えた分の政務活動費への充当を認めないとするのは、失当である。

その他、請求人の個別の主張に係る判断については以下のとおりである。



## ア 石田進議員

請求人は、県政報告会会場借用について、会場は(株)地域おこし研究所が事業者で当該議員がその代表を務めるとの情報もインターネット上にあるが、その様な関係で当該施設を利用するのか、また、会場費が利用者の人数に対して不規則になっている点も異常である、さらに、こうした不審が解明されない限り会場費の支出は認められない、として会場費全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、政務活動のために行う県政報告会に要する経費であるとのことであった。また、会場費については、社会通念上妥当な範囲であれば、議員の裁量に委ねられているものと考えられる。当該案件についても、その経費は、一般的には、会場の空き室の状況等により左右されるものでもあり、政務活動への充当は妥当なものとする。

## イ 井手義弘議員

### (ア) ビデオ撮影・編集・アップロード、県議会報告等DVD作成・ダビング

請求人は、①議会報告会及び議会活動報告のビデオ撮影、編集及びアップロードは、アップロードがなければ単なる記録に過ぎない、また、手引に定義された政策広報活動に当たらないので支出は認めない、②議場における議員の質問情景のビデオ撮影、編集、アップロードは、議会の公式ネット放送もあり、支出は認めない、③議場における議員の質問情景のDVD作成及びダビングは②と同様認めない、さらに制作枚数も少なく特定の者を対象とした情報提供手段であるので認めない、④視察においてレポーターを使用しているが、議員自らがレポーターであるべきであり、この費用は認めない、⑤ビデオ撮影・編集・アップロード（北茨城撮影分、茨城食の魅力）について目的、活用の実態不明のため支出を認めない、⑥カメラマンを帯同しての撮影を認めない、自らが撮影するべきであるとして、全額返還請求すべき旨主張する。

①については、議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該動画は、政務活動により県民の意見を反映させた一般質問等の様子を県政報告に使用しているとのことであり、手引に定義された政策広報活動に当たらないとの主張については、手引中の対象活動には「音声等を用いて行う演説等の不特定多数を対象とした広報・広聴活動」と規定され、音声以外の方法による広報活動が含まれている。よって、本案件は政務活動費充当の対象になると判断する。

②については、議員の政策広報活動にあたり、質問時の撮影等を行うかは、裁量の範囲内であり、政務活動として認められるものであるから、請求

人の主張は失当である。

③については、議員の政策広報活動にあたり、質問時のDVD作成を行うかは、裁量の範囲内であり、政務活動として認められるものであるから、請求人の主張は失当である。

また、請求人は、制作枚数も少なく、特定の者を対象とした情報提供手段であるので、支出を認めないと主張するが、当該DVDについては200枚が作成されていることから、政務活動として行われる集会、街頭演説等で想定される対象者数と比較しても、違法、不当な支出に当たるとする根拠とはならないものである。

④については、政策広報活動にあたり、視察時にレポーターを依頼するかは、裁量の範囲内であり、政務活動として認められるものであるから、請求人の主張は失当である。

⑤については、議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該動画は、政務活動のため行う県政報告に使用しているとのことであり、政務活動の対象として適正なものと認める。

⑥については、議員の政策広報活動にあたり、カメラマンを帯同しての撮影を行うかは、裁量の範囲内であり、政務活動として認められるものであるから、請求人の主張は失当である。

#### (イ) 県議会公明党活動記録誌

請求人は、議員選挙区近傍地区の活動記録誌は、限定した市民（公明党関係者）に渡されるもので一般性がなく、活動記録誌に止まるので認めないとし、全額返還請求すべき旨主張する。

当該活動記録誌は、「県北版」、「つくば版」、「県央版」及び「県南版」が各500部作成されているが、議会事務局が会派に説明を求めたところ、政務活動の成果をまとめたものであり、会派で行ってきた政務活動を県民に広報広聴するために県政報告会等で配布しているとのことであった。

請求人は限定した市民に渡されるので一般性がない旨主張するが、政務活動として行われる集会、街頭演説で想定される対象者数と比較しても、違法・不当な支出に当たらないと判断する。

また、請求人は、活動記録誌に止まるので、政務活動費として認めないと主張するが、政務活動への充当を妥当とした議会事務局及び会派の判断については、妥当なものであり、請求人の主張は失当である。

#### (11) 会費

手引において「会費」の内容は、「会派又は議員が政務活動のため行う各種団体等が主催する会合等への参加に要する経費」とされ、対象となる経費としては、「各

種団体・地域団体等が主催するもので、議員が政務活動に係る意見交換や情報収集等を目的として参加する会合等の会費及びこれに類するもの」とされている。

また、「年会費」については「議員が政務活動に係る意見交換や情報収集等を目的として加盟する各種団体・地域団体等の年会費及びこれに類するもの」とされている。

対象としては、他団体が主催する会合等であることが必要であり、私的又は個人的な会合、政党等が主催するパーティ等に充てることはできないこととされている。

具体的には、手引に基づいて政務活動費に該当するかどうか、各会派で判断を行っているが、以下、今回の請求に係る案件について判断する。

ア 長谷川修平議員，佐藤光雄議員，齋藤英彰議員，井手義弘議員及び高崎進議員（明日の茨城づくり新春の集い）

請求人は、賀詞交換会は、懇親の要素が強いため、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

当該集いは、県，県議会，県市長会など県内6団体が主催したものであり、議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該集いへの参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものとのことであった。

手引や当該事実から政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

イ 長谷川修平議員，齋藤英彰議員（日立市勤労者協議会 2015 年新春交流会）

請求人は、当該協議会は、後援団体の要素が強いため、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該交流会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的としているとのことであった。

手引や当該事実から政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

ウ 佐藤光雄議員

（ア）日本ベトナム協会賀詞会

請求人は、賀詞交換会は、懇親の要素が強いため、按分率2分の1を超える分を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことだった。

手引や当該事実から政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

（イ）城里町新春賀詞交換会

請求人は、賀詞交換会は、懇親の要素が強いため、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該会には、各種団体の人達と町政の課題や要望を伺う意見交換の場として参加し、県政に反映しているとのことであり、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであった。

手引や当該事実から政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

#### (ウ) 茨城県日中友好協会新春賀詞交換会

請求人は、賀詞交換会は、懇親の要素が強いため、按分率2分の1を超える分の費用を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことだった。

手引や当該事実から政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

#### (エ) 茨城県高退連合新春の集い

請求人は、後援団体の要素が強いため、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該集いへの参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであった。

手引や当該事実から政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

### エ 齋藤英彰議員

#### (ア) 教職員県北支部OB会

請求人は、後援会及び政治団体の要素が強いため、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであった。

手引や当該事実から政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

#### (イ) 連合茨城議員懇談会年会費

請求人は、当該会は政治団体の議員寄合であるため全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであった。

手引や当該事実から政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることが

できない。

(ウ) 自治体議員連合会 2015 年度会費

請求人は、後援団体の要素が強いため、全額を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであった。

手引や当該事実から政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

オ 井手義弘議員（日立市建設塗装組合新年会会費）

請求人は、新年会の類は懇親会の意味合いが強く、会費のほとんどは飲食代であり、具体的な意見交換など期待できないものであるから、按分率 2 分の 1 を超える分の政務活動費を返還請求すべき旨主張する。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該会への参加は、専ら県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的とするものであるとのことであった。

手引や当該事実から政務活動に当たるので、請求人の主張は認めることができない。

カ 高崎進議員（茨城県吉田検察審査協会平成 26 年度会費）

請求人は、検察審査協会は、検察審査会制度や裁判員制度の啓発を行っているとして議員参加の正当性を主張しているが、啓発相手先である一般市民に対する啓発活動の事実が認められない、議員がここで得た情報は議会を通して県政に反映されるべきだが、平成 25 年 6 月から平成 27 年 12 月までの本会議において、検察・警察行政に関する当該議員の発言は認められず、当該会への参加の意味は認められないので、全額返還請求すべき旨主張する。

手引における「年会費」の記載は前掲のとおりである。

議会事務局が会派に説明を求めたところ、当該会は、検察審査制度の発展に協力し、その普及及び徹底を図ることを目的としたものであるが、当該議員は、県政の課題に係る意見交換や情報収集を目的として参加しているとのことである。

請求人は、当該議員が本会議において検察・警察行政に関する発言がないことをもって、参加の意味は認められないと主張するが、政務活動かどうかは、本会議の発言の有無によって判断されるものではなく、議員としての議会活動の総体で判断されるものであり、請求人の主張は単に自らの意見を述べるに留まるものであって、認めることはできない。

### 3 結論

以上のことから、請求に係る支出については、その一部は既に県に返還されており、請求の根拠が失われているほか、違法又は不当というべきものはなく、知事が

財産の管理を怠る事実は認められない。

よって、請求人の主張は理由がないものと判断し、これを棄却する。